

獨逸は白耳義を敵とするものに非ず、獨逸は佛國の軍事手段の爲めに白耳義に侵入し、將來の軍事行動に對する援護點としてリエージュを占領する重大なる決意を取るの已むを得ざるに至りたるは、單に狀況の然らしめたるに過ぎざるものなり。白國軍は非常に優勢なる軍隊に對して爲したる勇敢なる抵抗に依りて、其の武力の名譽を異常なる光輝を以て救ひたるが故に、獨逸政府は戦争の災禍より白耳義を免れしめむことを白國政府に提議す。獨逸政府は佛國との爭議と相容るべきものは、如何なる協定にても白耳義と締結すべし。獨逸は白國領を侵略するの意思なく、戦時の状態が之れを許すや否や、直に白耳義より撤退すべきことを保障す。

此に於て白耳義政府は英、佛、露三國に右の提議を報道すると同時に、左記回答案を内示せるに、英、佛二國は八月十一日各々同意の旨を回答せるを以て、其の翌十二日白國政府は其の在蘭使臣に電訓し、蘭國政府を通じて之れを獨逸公使に致さしむ(露國の返電は距離遠隔の爲十三日に到達せり)。

獨逸政府が吾人に對して爲す提議は、八月二日の最後通牒に掲げられたる提議の抽寫なり、國際的義務に忠實なる白耳義は、此の最後通牒に對する回答を繰返すの外なし、況んや八月三日以來其の中立は侵害せられ、悲しむべき戦争は白國領土上に行はれ、而して其の中立の保障國は公正且即時に白耳義の求めに應じたるに於てをや。

茲に本節を終るに臨み、從來獨逸當局者は白耳義の中立尊重に關して如何なる聲明を爲し居たるか、又今回の暴舉を辯護するが爲めに、如何なる論述を爲したるか、の梗概を掲げて、參考に供せむと欲す。去千九百十一年フレッシング要塞改築豫算案の蘭國議會に提出せらるゝや、白國の輿論は之れを以て獨逸の使嗾に出づるものと爲し甚だしく不安の念に驅られ、新聞紙亦筆を揃へて獨逸に白耳義中立侵犯の意圖あることを指摘したり、蓋しフレッシングはエスコト河口の要地なるが故に、一度其の堡壘にして修築せられむか、エスコトは之れに依りて閉鎖することを得べく、上流に位するアントワープの防禦は、頗る偉大なる

影響を蒙る可きを以てなり、然るに其の後幾何もなく、獨逸政府は帝國議會に於ける外交事件討議の機會を捉へ、白國の中立を敬重するの意思を表明したるを以て、本件は茲に一段落を告げたるが、此の際獨逸宰相は白國政府に向ひて、獨逸は白耳義の中立を侵害するの意思毫も之れあることなしと雖も、公然之れを宣言するに於ては、佛國の北境に對して保障を與ふることとなり、從て同國は其の東境に全力を使用し得べきに付、獨逸の軍事的地歩を甚だ微弱ならしむるに至るべしと述べたりとのことなるが、其の後千九百十三年四月二十四日獨逸帝國議會豫算委員會に於て、再び白耳義中立問題に關する質問起るや、外務大臣は同國の中立は國際條約に依りて確定し居り、獨逸は此の條約を尊重するに決したりと宣言し、又陸軍大臣は獨逸の軍備整理は毫も白耳義に關するものに非ずして、近東の事態に應ぜむが爲めなり、獨逸は白耳義の中立が國際條約に依りて保障せらるとの見解を否認せずと聲明し、斯の如くして白國に慰安を與ふるを怠らざりしが、事實は不幸にして白國輿論の疑懼の誤らざりしを證明し、而して今

回獨逸軍が白耳義に侵入したる日、即ち八月四日宰相は獨逸帝國議會の同一壇上に於て、左の如き演述を爲せり。

吾人は今や必要の状態に在り、必要は法を知らず。

吾人の軍隊はルクサンブルグを占領せり、恐らく既に白耳義國領土に入れるなるべし、右は國際法の違反なり、佛國は其の敵が之れを敬重する間、白耳義の中立を尊敬すべき旨を白國に宣言せるは眞實なり、然れども吾人は佛國が侵略の準備成れるを知る、佛國は待つことを得べきも、吾人は能はず、ライン下流より吾人の一翼に對して爲す佛國の攻撃は慘敗の因たらむ、是れ吾人がルクサンブルグ及白耳義兩國政府の正當なる抗議を無視するの已むを得ざる所になり。余は腹藏なく語るべし、吾人が右に依りて爲したる罪過は吾人の軍事上の目的にして達せらるゝや否や之を補正するに努むべし。

現在吾人が受けつゝあるが如き迫害を蒙り、其の至高の所領の爲に戦ひつゝあるものは、如何にせば之を切り抜け得るやを考ふるの外他に何ものもなし。

獨逸の白耳義中立侵犯に關聯し、ルクサンブルグに關して一言せざる可らず、ルクテンブルグは千八百十五年の維納條約に依り、獨逸聯邦の一部を成し、バイパーに王たるオランジュ・ナッソー家の君主は、同時にルクサンブルグの大公たりしが、千八百六十七年五月十一日の倫敦條約を以て、永世中立國として獨立するに至れり。其の中立は列強に依りて保障せらるゝも、所謂共同保障なるが故に其の效力甚だ少し、何となれば純理上の議論は暫く之を置き、政治家間に一般に了解せらるゝ所に依れば、倫敦條約締結當時英國當局が議會に於て聲明せるが如く、共同保障は記名國一致して軍隊を派遣するに非ざれば、何等效力を生ぜざるが故に、苟も保障國の一が其の義務を履行せざる場合には、他の保障國も亦之を履行するに及ばざるを以てなり。此の見解は今回の事變に際し英國政府の襲奪せる所にして、八月二日サー・エドワード・グレイは佛國大使に對し、ルクサンブルグの中立保障に關し右と同一の解釋を與へたり。而して佛國政府はルクサンブルグの質問に對し、佛國は千八百六十七年の倫敦條約に従ひ、ルクサン

ブルグの中立を敬重すべしと雖も、若し獨逸にして之を侵すに於ては、佛國は其の防衛と利益との爲めに考慮せざる可らざるに至るべき旨を、八月一日回答せるが、其の翌日獨逸宰相はルクサンブルグ政府に電報し、獨逸が同國に於て執る軍事手段は、同國に對する敵對行爲を構成するものに非ずして、唯獨逸の管理に屬する鐵道が佛國兵に依りて攻撃せらるゝを防ぐを目的とするに過ぎず、ルクサンブルグは其の損害に對して完全なる賠償を受くべきことを通告せるが、此の日早朝獨逸軍はワッセルブリク及デーミヒ兩橋よりルクサンブルグに入りて南進し、軍隊を滿載せる列車亦ワッセルブリクよりルクサンブルグを通過せり。此に於てルクサンブルグ政府は獨逸に對して中立侵犯の抗議を爲すと同時に、此の事を倫敦條約の記名列強に通報せるが、幾何ならずしてルクサンブルグは獨逸軍の占領に歸し、ルクサンブルグ政府は獨逸の強迫に依り八月四日佛國公使に退去の要求を爲すの已むを得ざるに至れり、獨逸公使がルクサンブルグ國務大臣エイシエン氏に送れる書翰左の如し。

本使はフックス大將閣下の訓令に基き、佛國公使モラル氏が成るべく速かにルクサンプルグより退去し、佛國に歸還する様勸誘せむことを貴下に懇請するの光榮を有す、然らざるに於ては獨逸陸軍官憲は、衛兵の監督の下にモラル氏を置き、非常の場合には同氏を逮捕するの悲しむべき必要を見るに至ることあるべし。

今や本節を終るに臨み、宰相フォン・ベートマン・ホルヴェヒ氏が千九百十四年八月四日獨逸帝國議會に於て爲したる演説の全部其の一節は一八三頁に之を掲出せりを左に譯載し、事變に對する獨逸の主張と、ルクサンプルグ及白耳義の中立侵犯に對する其の辯解とを讀者に紹介せむと欲す。

偉大なる運命は歐洲の頭上に落下しつゝあり。吾人が獨逸帝國と世界に於ける吾人の地位との爲めに戦ひて勝利を得たる以來、四十四年間吾人は平和の裡に生息し又歐洲の平和を擁護したり。平和的事業に依りて吾人は強固且強大となり、斯くの如くして他人の猜忌を招けり。獨逸が戦争を希望すと

の口實の下に東西兩洋に於て吾人に對する敵意を起生せしめ、感情的偏見が吾人に對して形成せられたる事實に對し、吾人は忍耐し自信を以て對向したり。是れに依りて起りたる風は今や旋風となりて到る處に揚りたり、吾人は吾人の平和的事業を繼續せむことを希ひ、無言の誓約として最も年若き兵士に至る迄諸人が皇帝より鼓舞せられたる感情は、唯正當の原因と目的を防護するが爲めにのみ吾人の劔は其の鞘を離る、と云ふこと是れなり。

今や吾人の希望に反し又吾人の眞摯なる努力に拘らず之を抜かざる可らざるの日は來れり。露國は建物に火を放てり、吾人は露國及佛國と戦争状態に在り、此の戦争こそ吾人に對して強要せられたるものなれ。

事件多かりし最近數日の繁忙の間に編纂せられたる文書集は諸君の面前に在り、余をして吾人の態度を決したる事實を特説せしめよ。

埃塞爭議の最初より吾人は此の問題が右兩國間に局限せらるゝを要することを宣言し、吾人は此の目的の爲めに盡瘁したり。各國政府殊に英國政府も

亦同一の態度を執りたるに、獨り露國は本件の解決に發言權あることを固執したり。

斯くの如くして歐洲事局の危機は其の脅害的頭首を擡げたり。

露國の軍事準備に關する最初の確報が吾人に到達するや否や、吾人は奥國に對する軍事手段が吾人の同盟國側に吾人を立たしめ、吾人自身に對する軍事準備は之が對策を講ずることを吾人に餘儀なくせしむべく、而かも動員は現實の戰爭に頗る近接すべきことを、友誼的たると同時に極めて剴切に露國に聲明したり。

露國は最も莊重なる態度を以て其の平和に眷々たることを吾人に確言し、如何なる軍事上の準備をも吾人に對して爲したることなき旨を宣言したり。

此の間英國は吾人に依りて熱心に支持贊助せられ、奥露間に調停を試みたり。七月二十八日獨逸皇帝は露國皇帝に親電を送り、奥洪國が其の存在を脅かす汎塞耳比運動に對して自國を防護するは、其の義務たると同時に亦其の權利

かるの事實を考量に置かむことを露國皇帝に求められたり。獨逸皇帝はサラエヴォの謀殺に對し各君主の利害は合一聯帶することに關し、露國皇帝の注意を喚起せられたり。獨逸皇帝は奥露兩國間に蟠まる爭議を融和するが爲めに、露國皇帝の親助を要望せられたり。之れと殆んど同時に而して此の親電の接到前、露國皇帝は獨逸皇帝に對し其の助力を與へむこと並に奥國要求を緩和するが爲めに、維納に勸告せむことを求められ、而して獨逸皇帝は此の調停者の任務を承諾せられたり。

然るに右の目的に基く現實の手段が僅かに開始せられむとするに當り、露國は奥洪國が其の軍團中塞耳比に仕向けられたるものを動員せるのみなるに拘らず、奥國に對して仕向けられたる其の全軍を動員したり、實に奥洪國は北部に於ては露國々境より非常に遠き二軍團を動員せるに過ぎざりき。此に於て獨逸皇帝は直ちに露國皇帝に對し、奥國に對する露國軍の此の動員は露國皇帝の要求に従ひて承諾したる調停者の任務を、假令不可能ならしめざる

迄も困難ならしむることを通告せられたり。是れにも拘らず吾人は奥國に對して調停者の事務を繼續し、同盟國としての吾人の地位と容るべき最善の努力を爲せり。此の間露國は其の軍事的準備が毫も吾人に對するものに非ざること、自ら進んで繰返し保障したり。

吾人は今、七月三十一日に到達せり。決定は維納に於て爲さるべくありき、吾人の盡力の結果、或時期の間阻絶し居たる奥露兩國の直接商議の再開は既に承諾せられたり、然るに最後の決定が維納に於て爲さるゝに先ち、露國はその全軍を動員し、從て此の動員は亦吾人に對して仕向けらるゝとの報道到達したり。吾人累次の聲明に依り、吾人の國境に於ける動員が何を意味するやを了知せる露國政府は吾人に對して此の動員を通知せず、又如何なる説明をも與へざりき。獨逸皇帝が露國皇帝より其の軍隊は吾人に對して挑發的態度を執らざるべき旨を保障する電信を受取られたるは漸く七月三十一日の午後

なりき、然るに吾人の國境に於ける動員は七月三十日より三十一日に亘る夜中以來開始せられたり。

吾人が露國の請求に従ひて奥國に調停しつゝありし間に、露國の軍隊は吾人の長さ而かも其の殆んど全部は無防備なる國境一帯に出現し、又佛國は未だ現實に動員せずと雖も明かに軍事的準備を爲しつゝありき。而して吾人の地位は如何なりしや、吾人は歐洲の平和の爲めに其の時に至る迄熟慮隱忍以て豫備の一兵だも召集することなかりき。吾人は其の兩境の國民が攻撃の時期を選択する迄更に忍耐して之を待たざる可からざるか、獨逸を斯くの如き危険に曝露するは一の罪惡なり、故に吾人は七月三十一日露國に對し歐洲の平和を尙ほ維持し得る唯一の手段として復員せむことを要求し、在露帝國大使は右と同時に若し吾人の要求にして拒絶せらるゝ場合には、吾人は戦争状態存在するものと思考せざる可らざることを露國政府に通告する様訓令せられたり。

帝國大使は此の訓令を遵行せり。吾人は復員に關する吾人の要求に對し、露國が如何なる回答を爲せるやを未だ承知せず、頗る平凡なる情報は尙ほ電信に依りて接到せるに拘らず、本問題に關する電信は吾人に到達せず。

期限は長き以前既に滿了せるを以て、皇帝は八月一日午後五時已むを得ず其の軍隊を動員せられたり。

之と同時に吾人は佛國が如何なる態度を執るやを了知するの必要あり。露獨戰爭の場合に佛國は中立に留まる可きやと云ふ吾人の直接の質問に對し、佛國は其の利益の要求する所を爲すべしと回答せるが、是れは拒絶に非ずとするも遁辭なり。

右に拘はらず皇帝は佛國々境を無條件に尊重すべきことを命令せられたり、唯一の例外を除き此の命令は嚴守されたり、吾人が爲せしと同時に動員せる佛國は、國境上十基米の地帯を尊重すべきことを吾人に保障せり。然るに事實は如何、飛行家は爆彈を投下し、騎兵斥候と佛國歩兵枝隊は帝國領土に出現

せり、戰爭は未だ宣言せられざるも、佛國は斯くの如くして平和を破り、現に吾人を攻撃せり。

余の述べたる唯一の例外に關し、參謀總長は左の如く報告せり。

獨逸側より國境を侵せることに關する佛國の抗議中唯一件は正當なり。明確なる命令に違背し第十四軍團の斥候は明かに一士官に引率せられ八月二日國境を越えたり、此の斥候兵は射殺せられしなるべく、歸還せるは唯一名のみなり。然れども國境通過に關する此の孤獨の事件の發生せるより久しき以前に、佛國の飛行家は南部獨逸に侵入し、吾人の鐵道線路に爆彈を投下せり、佛國兵はシュルハト峽道に於ける吾人の國境守備軍を攻撃せり、吾人の軍隊は命令に従ひ嚴に守勢を維持したり。

以上は參謀本部の報告なり。

○吾人は今や必要の状態に在り、必要は法を知らず。吾人の軍隊はルクサンプルグを占領せり、恐らく既に白耳義國領土に入れるなるべし。

右は國際法の違反なり。佛國は其の敵が之を敬重する間白耳義の中立を敬重すべき旨を白國に宣言せるは眞實なり、然れども吾人は佛國が侵略の準備成れるを知る、佛國は待つことを得べきも、吾人は能はず。ライン下流より吾人の一翼に對して爲す佛國の攻撃は慘敗の因たらむ、是れ吾人がルクサムブルグ及白耳義兩國政府の正當なる抗議を無視するの已むを得ざる所以なり。余は腹藏なく語るべし、吾人が右に依りて爲したる罪過は吾人の軍事上の目的にして達せらるゝや否や之を補正するに努むべし。現在吾人が受けつゝあるが如き迫害を蒙り、其の至高の所領の爲めに戦ひつゝあるものは、如何にせば之を切り抜け得るやを考ふるの外、他に何ものもなし。

吾人は埃洪國と一致協力しつゝあり。英國の態度に關してサー・エドワード・グレイが昨日英國下院に於て爲したる陳述は、英國政府より見たる其の立場を示せるものなり、吾人は吾人の艦隊が

英國にして中立を維持する間佛國の北海岸を攻撃せざるべく、又吾人は白耳義の領土及獨立を侵害せざるべきことを英國政府に告げたり。余は今此の保障を世界に向つて繰返すと同時に、英國が中立を維持する間、吾人は相互的保障の下に、佛國の商船に對して如何なる戦争手段をも執らざるべきことを快諾せむとする旨を附言せむと欲す。

以上は事實の概略なり。余は、何等疚しきことなく試合場に入りたりと云ふ皇帝の句を繰返すべし。吾人は吾人の平和的事業の果實の爲めに、偉大なる過去の繼承の爲めに、又吾人の將來の爲めに戦ひつゝあり。吾人が千八百七十年に獲得したる財産を防護するが爲めに吾人は兵備を修むるを要す、とモルトケ伯の聲言せし以來、未だ五十年を経過せざるなり。今や、我々人民は試練の一大時機に邂逅せりと雖も、吾人は確信を以て之に應ぜむが爲めに驀進すべし。吾人の軍隊は戦地に在り、吾人の海軍は既に戦闘に従事せり、彼等の背後には全獨逸國民あり、全獨逸國民は最後の一人に至る迄團結せり。



諸君は諸君の義務と其の義務の如何なるものなるやを知悉せり、提出せる法案に此の上の説明を加ふるの要なかるべし、余は諸君が右法案を速かに通過せられむことを望む。

### 第三節 英國の對獨宣戰並に對奧宣戰

英國政府は七月三十一日佛獨兩國に對して白國中立尊重の保障を求むるや、之れを白國政府に報道すると同時に、白耳義が中立を維持するが爲めに、其の出來得る限りを盡し、又列強は白耳義の中立を敬重し之れを維持せむことを希望し、且期待する旨を告げたるが、八月二日獨逸政府の通牒に接したる白耳義王は、英國王に宛て左の親電を送りたり。

陛下及陛下の先代諸王が吾人に對し屢々表彰せられたる友情を追懐し、且千八百七十年に於ける英國の友誼的態度及今回重ねて表示せられたる友情に想到し、朕は陛下の政府が白耳義國領土保全の爲め、外交的干涉に出でられむ

ことを切望す。

是より先き八月一日駐英獨國大使リヒノウスキイ公は宰相に宛て、サー・エドワード・グレイは本使を電話に呼び、佛國若し露獨戰爭に對し中立を維持する場合には、獨逸は佛國を攻撃せざるべきことを、本使に於て宣言し得べしと思考するやと尋ねたるに付、本使は之に關して責任を取り得べしと信ずる旨を答へたりと電報せるを以て、即日獨逸皇帝は英國王に親電を送り、佛國の中立が英國の海陸軍に依りて保障せらるゝに於ては、獨逸は佛國を攻撃せざるべく、其の軍隊は佛國々境を越えざる様命令せられたる旨を報じ、宰相亦同趣旨の電報を駐英大使に送れるが、英國王は獨逸皇帝に對し、右はサー・エドワード・グレイが奥露間に妥協の調ひ得べき希望の存在する間、如何にせば獨佛兩國軍の争闘を回避し得べきやに關し、獨逸大使と協議中に起れる誤解なるべき旨を返電し、而してリヒノウスキイ公は八月二日、英國外務大臣の提議は豫め佛國と相談なく又動員せられたるを知らずして爲されたるものにして、其の後全然實行不可能なりと

して抛棄せられたりと宰相に電報したり。

獨逸が白耳義に對して通牒を送れる報道に接したる英國は、八月四日朝在獨逸大使に電訓して抗議せしむると同時に、白耳義中立尊重に關する獨逸の保障を求めしめたるが他方獨逸政府は其の在英大使をして、獨逸若し白耳義と兵力抗争を爲す場合にも、白國領土を併合するが如きこと決して之れなかるべし、獨逸は既に和蘭の中立を敬重すべきことを誓ひたるを以て、和蘭無くんば白耳義の領有は獨逸に取りて無價値なるが故に、以上の聲明の眞摯なるを證するに足るべし、との趣旨を英國政府に通告せしめたり。然れども獨逸が白耳義に其の兵を進めたりとの報道に接したる英國は、毫も右の聲明に耳を傾くることなく、白國政府に對して、英國は白耳義が獨逸の壓迫に拘らず其の中立を維持するが爲めに全力を盡すべきを期待すること、並に若し白耳義にして希望するに於ては、英國は獨逸の軍事行動に對抗し、將來自國の獨立と保全とを保障するが爲めに、露佛と協同するを辭せざることを通告せり。

前記八月四日朝の電訓に接したる英國大使は、直に獨逸外務大臣に面會し英國政府の名に於て白國中立の侵犯を爲さざらむことを求めたるに、外務大臣は本朝既に獨逸軍隊が國境を通過し、白耳義の中立は侵害せられたるを以て、英國大使の問に對しては、否と答ふるの外なしと即答すると同時に、獨逸が其の軍隊をして白耳義を通過せしむるは、軍事的必要上已むを得ざることには屬し、實に獨逸の死活問題たる所以を力説せるが、獨逸兵が白耳義に侵入せるの報知に接したる英國は八月四日午後重ねて駐獨大使に電訓し、白耳義の中立尊重に關する獨逸政府の保障を求めしめ、當夜十二時迄に満足なる回答倫敦に到着せざる場合には、英國政府は白耳義の中立と獨逸も亦其の締約當事國たる條約の遵守とを維持するが爲めに、其の有する總べての手段を盡すべきことを聲明すべく命じたるが故に、駐獨英國大使は再びフォン・ヤゴト氏を訪ひ電訓の次第を申入れたるに、同氏は獨逸の軍隊が白耳義に通路を求むるは、帝國の安全の爲め絶対に必要なりと云ふ曩きの回答を繰返すの外なしと述べたるが、英國は本夜十二時

迄に獨逸の回答を期待し居る次第に付、此の時間の経過する迄に何等再考の餘地なきやを英國大使より問ひたるに、獨逸外務大臣は假令二十四時間又は夫れ以上の期間あるも回答は同一なるべき旨を答へたるを以て、英國大使は直ちに旅券を請求したり、時に午後七時なり。斯の如くして英獨兩国外交上の照覆は終了し、午後十一時を以て兩國は戰爭状態に入れり。英國外務省の布告左の如し。

英國政府は白耳義の中立を敬重するの保障に關して獨逸に爲したる要求に付、千九百十四年八月四日正子迄に満足すべき回答を得ざるに於ては、白耳義の中立と獨逸も亦英國と均しく其の記名國たる條約の遵守とを支持するが爲めに、其の權内に存する總べての手段を執るの已むを得ざるに至るべきことを、千九百十四年八月四日獨逸政府に通告したり。

本通告の結果在伯林英國大使は其の旅券を請求するに至りたるを以て、英國政府は戰爭状態が本日午後十一時以來兩國間に存在することを正式に獨逸

政府に通知したり。

而して英獨兩國間に交戦状態の成立せるは八月十二日にして、英國外務大臣が在英獨國大使に與へたる通告書左の如し。

貴下の政府と直接通信の途なき佛國政府の依頼により、本大臣は貴下に左の通知を爲す。

獨逸政府は塞耳比に宣戦し、斯の如くして歐洲に於ける戦闘に最初の發意を取りたる後、佛蘭西共和國政府より何等挑發することなかりしに拘らず、佛國に向て戦局を擴大せり、即ち

一、獨逸が露佛に對して順次宣戦せる後、獨逸政府は佛國側に立ちて既に戦争せる露國に對して宣戦し、戦闘に加入せり。

二、信賴すべき夥多の情報に依れば、獨逸國境に軍隊を送り、而して此の事は狀況上直接に佛國を脅かすものなり。

以上の事實に鑑み、佛國政府は此等の行動及脅害に應ずるに可能なる一切の

手段を執るべきことを埃洪國政府に通告するの已むを得ざるに至りたり。佛國との關係斯の如くにして斷絶したるに就ては、英國政府は當夜十二時を以て、英埃兩國が戰爭状態に入るべきことを通告するの已むなきに至れり。斯の如くして英國は終に露佛側に立ちて獨埃二國と戰爭状態に入りたるが、此の二國が事件の最初より其の去就に付最も重きを置けるものは英國にして、亦事件其のものに最も利害の關係薄きものも英國なりき、獨逸外務大臣が七月二十一日逸早く在伯林英國大使に埃洪國の執らむとする處置を諷刺し、埃國政府が他列強に對塞通牒を通告する前日即ち七月二十三日其の大使をして非公式に先づ英國政府に通牒の大要を通知せしめたるは、英國を其の味方に引入るか、然らざれば少なくも之をして中立を守らしめんが爲めの用意なりしなるべく、而して英國の態度が八月一日に至る迄兎角鮮明を缺きたるは、専ら内政上の關係に基きたるものと考察せらる。今英國政府の立場よりする事件の疏明と、白耳義問題に關して爲したる對獨交渉、並に前記内政關係の一端を闡明する

が爲めに、各責任者の爲したる三演説を左に譯載す。

千九百十四年八月三日英國下院に於ける

外務大臣サー・エドワード・グレイの演説

吾人は嘗に吾が英國の爲めのみならず、全歐洲の平和を維持せんが爲めに努力しつつありし次第は、余の先週已に述べたる所なり、今や時局は刻々急轉し、其の真相を精確に陳述することは頗る困難なりと雖も、歐洲平和の維持が不可能となりたることは明なり、兎に角露西亞及獨逸は各々相互に宣戰を布告せり。

余は英國政府の地位を陳ぶるに前だち、先づ政府の立場を明かにせんことを欲す、是れ余が現下の危機に關する政府の態度を陳ぶる前、豫め下院をして政府——從て下院も亦——が本事件に對し處決を爲すに付、如何なる義務の下に在るものなるやを正確に知らしめんが爲なり。

先づ第一吾人は能ふ限りの熱心を以て、一意専心平和維持の爲めに努力した

ることを余をして簡単に言明せしめよ、是れ下院の満足とせらるゝ所ならん、吾人が常に平和の爲に盡力せることは、英國政府の關する限り過去數年間に亙りて之を證明するに難からざるなり、巴爾幹の危機を通じて吾人が絶えず平和の爲めに運動したるは一般の認むる所なり、巴爾幹の危機に際し歐洲列強の協力は幸に成功して平和を齎すことを得たり、固より某々國は其の所見の相違を調和するに少からぬ困難を感じたり、從て問題の解決には多くの日時、盡力及論議を要したりと雖も、而かも平和は確保せられたり、是れ列強の主たる目的が平和に在りたるを以て、彼等は紛争を激成せんより寧ろ時間を費し苦勞を爲すをも厭はざりしを以てなり。

然るに今回の危機に際しては、歐洲の平和を得んこと不可能なりしなり、是れ時日の餘裕なかりしと、或る方面に於て事態を急速に發展せしめ以て平和を危殆ならしむることを欲せるものありたるが故なり、斯の如くして今日吾人の知る如く平和の政策は一般列強の關する限り失敗に終らむとせり、余は茲

に其の次第を縷陳することを欲せず、又其の責何處に在りや、如何なる國々が最も平和を望みたるや、如何なる國々が最も平和を危殆ならしめんと欲したるや等を説かざるべし、何んとなれば余は下院が何が故に平和は維持せられざりしやの問題に關する一切の感情を離れ、一に英國の利益、英國の名譽及英國の義務の見地より、目下の危機に處せんことを望むものなればなり。

先週吾人が平和の爲努力したる顛末に關する諸文書は、出來得る限り速に之を公表すべし、右文書の公表に依り何人も吾人が如何に専心誠意を以て平和の爲に奮闘したるやを明白に了解するを得べく、又公衆をして平和に反抗したる勢力が那邊に存したるやを自ら判斷するを得せしむるならん。

余は是より先づ英國の義務に付きて述べん、今回の如き危機が何時勃發するも、吾人が英國の態度を決するは全然自由にして、政府が卒然下院に於て之れを發表し、國の名譽に關する義務なりとの理由を以て、直ちに之れに盲従を強ゆるが如き他國との密約の一も存在すること無きは、既に余竝に首相が下院

に於て證言したる所なり、余は此の點に關し先づ政府の立場を明かにせんと欲す。

歐洲に二個の外交團結あり、三國同盟及三國協商是れなり、後者は同盟に非ずして一の外交團結なり、下院はボスニヤ及ヘルツェゴヴィナの併合の爲巴爾幹に危機の惹起せられたることを記憶するならむ、當時偶、露國外相イソヴォルスキ氏は倫敦に來合せたるにより、余は斷乎として彼に對し、事單に巴爾幹危機に關する巴爾幹のみの問題なる以上、當國の輿論は外交的援助以外に何等約束するを許さざるべしと告げたり、依て彼は夫れ以上何等求むる所なく、又余は何等與ふる所なく且何等約束する所なかりき。今回の危機に付ても、吾人は眞に昨日迄外交的の援助以上何等の約諾を他國に與ふることなかりしなり、余は特に此の義務の問題を議會に明にせざるべからず之を明にするには余は千九百六年に於ける第一次モロッコ問題の當時に遡らざるべからず、是れアルヘシラス會議の當時にして恰かも總選舉最中にして閣員等全國に亘

りて散在し、政府に取り甚だ困難なる時期なりしが、余も亦一週中三日を選舉區に又三日を外務省に費したり、當時余は若しも右危機にして佛獨間の戦争ともならば、吾人は軍事的援助を與ふべきやと質問せられたるを以て、余は之に對し愈々斯くの如き場合出來せば本院より滿腔の熱誠を以て後援を受くるに非ずんば、余は何れの外國に對しても何等約束すること能はずと答へ、尙ほ余は一個の意見として、若し佛國にして當時當事國雙方に頗る好評ありし英佛協約の主題たるモロッコ問題に關し他より戦争を強いらるゝが如きことあらば大英國に於ける輿論は佛國に對して具體的援助を與ふるなるべしと云へり。余は何等約束を爲さざりしも、同危機の間に佛獨兩國大使に對し余の記憶する限り殆んど右と同一の文句を以て此の意見を述べたり、余は何等の約束をも爲さず、又何等の威嚇をも用ゐず、只右の意見を陳述したるに、佛國政府は之れを諒認したるも、當時同政府は、若し危機突發の際、大英國の輿論にして豫め閣下の約束し得ざる軍事的援助を佛國に與ふるを認むることあり

と閣下に於て思考せらるゝも、陸海軍官憲の間に豫め會談を遂げ置くに非ざれば、時機到來の場合閣下に於て假令之を欲せらるゝも右援助を與ふること能はざるにあらずや」と反問せり、右は誠に道理あることなるを以て、余は兩國軍人をして斯る目的を以て會談を行はしむることに同意したるも、彼等の間に於ける協議は何等雙方の政府を拘束せざるべく、又時機到來に際し斯る援助を與ふべきや否やを決定するに付、毫も其の自由を制限せざるべしとの明白なる了解を條件とせり。

既に述べたる如く此の時總選舉は目前に在り、而して閣議を開くこと能はずと雖も回答は與へざるべからざりしを以て、余は閣議に諮ることなくして前顯の行爲をなすの責任を執らざるべからず、依て先づ之を首相サー・カンベル、バナマンに商れり、次で陸相たりしホルデン卿及當時大藏卿たりし現首相に商れり、是れ余の力の及ぶ極度なりしなり、而して右兩相は本件が何時危機の發することありとするも、決して政府の行動を拘束するものに非らずとの

明白なる了解の下に之れを承認せり、但し其の實陸海軍専門家の間に協議の行はれしは遙か其の後なりき、何んとなれば其の時危機は經過して商議の要用を失ひたるが故なり、然れども其の後本件は閣議に報告せられたり。

其の後アガヂール事件は起れり、是れ亦一のモロッコ事件なるが、此の時に於ても余は全然千九百六年に於けると同一の態度を維持したり、然るに其の後千九百十二年に至り閣議に於て討議考量の末、該軍事協議は兩國政府の何れをも拘束するものに非ざる旨を非公式書簡の形式を以て文書に認め以て確然協定すべきものなることを決定し、同年十一月二十二日余は一の書簡を佛國大使に致し、同大使よりは同文の回答に接せり、是れ余が今下院に報告せんとする所の書簡にして、即ち假令陸海軍専門家に如何なる協議の在りたるにせよ、夫は政府の行爲を拘束することなしとの記録として茲に公表するものなり。

拜啓陳者近年佛英兩國の海陸軍専門家間に時々協議開催せられ候處、右は

兩國政府の一方が將來他の一方に對し軍事的援助を與ふるや否を決定するの自由に關し、孰れの政府をも拘束せざることに了解せられたる儀に有之候、該軍事協議は未だ曾て起らざる又將來起るや否や不確實なる事變に際し、孰れの政府の行動をも束縛する約束と看做されず、又看做さるべきものに非ざる次第は、兩政府の共に同意したる所に有之候、例へば、現時に於ける佛英艦隊の配置の如きも共同作戰の約束に基きて爲されたるものには無之候。

尤も若し兩國孰れの政府も挑發することなくして第三國より攻撃を豫期すべき重大なる理由を有したりとせば、斯くの如き場合に際し孰れの政府も他の一方より軍事的援助を期待し得べきや否やを承知すること緊要と成べき旨閣下より御指摘相成候に付、本大臣は若し兩國孰れの政府に於ても挑發することなくして第三國より攻撃を豫期し、或は一般の平和を侵迫するが如き事態を豫期すべき重大の理由を有したりとせば、兩國政府は右

の攻撃を防止し且平和を維持するが爲め協同動作を爲すべきか、果して然らば之が爲め如何なる措置を共同に執ることを準備すべきかに付、他の方の政府は直に商議を開始すべきことに同意致候。

以上公表する所のものは即ち現下の危機に對する政府行動の出發點なりとす、右に述べたる所に據り首相及余が曾て下院に陳述せる所は全然正當にして、危機に際し政府の方針、換言すれば政府は干渉すべきや否やを決定するに當り、政府及勿論議會は絶對の自由を享有し何等の拘束を受くるものに非ざること明白なりと思考す、余は義務の見地より政府の立場を明かにせんが爲之を述ぶるものなり。

余は茲に本件の顛末を一切議會に報告し、且前顯書翰に依り既に明白なりと思はるゝこと、即ち吾人は本件に關する從來他の列強との外交關係を以て目下政府の態度を決する上に於て何等の自由を制限するものと解釋せず、又下院の態度を制限するものに非ざること云ふは、全く下院に對して吾人の信



義を證明せむが爲なり。

偕て余をして尙ほ陳述する所あらしめよ、現時の危機に際して吾人の地位はモロッコ問題に於ける地位とは正確には同一にあらざるなり、モロッコ問題は主として唯佛國の關與せる爭議なりき、吾人の見る所をもつてせば素と此の爭議は佛國に外交的援助を與ふべき旨を約せる公表せられたる英佛協約に基き佛國に關して起りたるものなりき、吾人は外交的援助の外に何等の拘束を受くるものに非ざりしや疑を容れざるも、兎に角吾人は確乎たる公然の協約に因り、此の問題に關して外交上佛國と提挈することを約束せり、目下の危機の因つて來たる所は之れと異り、モロッコ問題に原由せるものに非ず、吾國と佛國との間に存する特殊協約事項に原づけるに非ず、將又主として佛國に關係ある事態より起りたるに非ずして、其の起因は埃塞兩國間の爭議に在りたり、余は絶対に確信す、如何なる政府、如何なる國家と雖も埃塞兩國間爭議の爲に戰爭に引入れらるゝを欲せざること、決して佛國政府及其の國家以上

には非ざるべしと、佛國が戰爭の渦中に投じたるは只露佛同盟の下に徳義上の義務あるを以てのみ、然れども吾人に對し此の徳義上の義務が佛國と同様に適用せらるべきに非ざること、茲に述ぶるは固より公平なりと爲さん、英國は露佛同盟の締盟國に非ず、吾人は其の條項すらも承知せざるなり、以上余は誠實に且完全に義務の問題に關して吾人の立場を明かにせりと信ず。次に余の言はんとする所は、時局の吾人に對する要求如何の問題なり。

吾人は佛國と多年の親交あり、余は當時の下院に於て發露せられたる感情及余自身の感情を忘る能はず、余自身の感情と言ふ所以は前内閣が佛國と協商を締結せる際、余は本件に付演説をなせるが故なるが、其の感情は英佛兩國間には過去に於て絶えず紛争の存在せしも、今や全然之を一掃せりとの事實より流露せる誠實にして熱心に満ちたる感情なりしなり、余の回想を以てせば當時何物か慈愛深き威力の存在するありて熱誠の大氣を以て吾人を抱擁し、吾人をして斯の如き感情の發現を可能ならしめたりと思はるゝ旨を述べた

りと記憶す、然れども此の友情なるものは如何なる程度迄義務を伴ふものなりや、其の友情は兩國民間の友情にして且兩國民の之れを承認せる友情なりき、然れども斯の友情が如何なる點迄義務を伴ふものなりやに至ては、之を各自の胸に問ひ胸に答へて各自義務の範圍を了解せられよ、余も亦余の感ずる所に従ひて斯の義務を解釋す、然れども余は斯の義務に付て人々各々感ずる所以上は何人にも之を強ふることを欲せざるなり、下院は個人として又衆團として自ら之を裁斷せよ、余は余自身の見解を説くものにして、余は既に本問題に關して余自身の感情を發表したるなり。

今佛國艦隊は地中海に在りて同國の西北海岸は全然防備を缺けり、佛國艦隊地中海に集中せられて佛國の地位は舊日と異なるの狀態を呈す、是れ蓋し英佛兩國間に涵養せられたる友情の結果、佛國は吾人に對して何等の恐怖を感ぜず安穩の念を覺得せるが故に此に到れるものなり。

佛國の沿岸は絶対に無防備なり、佛國艦隊が地中海に在り而して數年來地中

海に集中せられたる所以は、即ち兩國に於て其の間に存在せる信任と友情とを感ぜざるが故なり、余自からの感情を述べんに、若し佛蘭西にして自から求めたるにあらず又自ら攻撃者たるにあらざる戦争に於て、敵國艦隊が英吉利海峡を航下し佛國の無防備なる海岸を攻撃するとせんか、吾人何んぞ傍觀するを得ん、吾人が正に眼下に其の攻撃の進行を目撃しつゝ如何にして拱手するを得ん、如何にして冷視するを得ん、如何にして無爲たるを得んや、余は信ず是れ則ち吾英國の感情なるべしと、若し斯の如き事態にして實現せられんか、斯の感情は猛烈の勢を以て國內を風靡せずんば止まざるべしと余は感ずるなり。

然れども余は又茲に感情の點を離れ、英國の利害の見地よりして本件を觀察せんと欲す、余が特に下院に陳述せんとする所の論據と理由とは此の見地よりせるものなり、今日若し英國にして默せんか、佛國は其の地中海に於ける艦隊を如何せんとするや、今吾人の行動に關し何等の聲明を行はず而して佛國

は依然其の艦隊を地中海に留むるものとせんか、是れ佛國は無防備の儘に其の西北海岸を曝露するものなるが故に、佛獨間死活の戦争に於て獨逸艦隊は海峡を航下し來りて其の意の欲する所を爲すことを得ん、若し吾人にして何等の聲明をもなさざらんか、或は佛國は其の艦隊を地中海より撤退することもあるん、吾人は歐洲の大亂に遭遇せるものなり、誰か其の結果を局限することを得るものあらんや、吾人をして中立の態度を維持し此の戦争に於て何れの國をも援助することなく、而して佛國艦隊は地中海より撤退せらるゝものと假定せよ、現動亂の結果は平和に在る國に對しても、否々其の平和に在ると其の戦時にある國なるを問はず、一樣に業已に甚大なるあるものか何時豫見し得べからざる結果を生じ、吾人は其の死活の利益を防禦せんが爲め突然戦争に投ぜざるべからざるに至ることあらんやも測られず、伊國は一は今次の戦争は攻撃的のものにして而して三國同盟は防衛的のものなれば伊國は同盟の義務を負担すべきものに非ずと思考し、又一は自國の利益を正當に打

算し以て今日の所中立を維持せるも、此の戦争の結果は豫見し得べからざるを以て、今假りに其の影響の波及する所眞に伊國自身の利害に懸ることありて、之れが爲伊國にして中立の態度を棄ることありと假定し而かも此の事たる吾人が死活の利益を防禦せん爲め特に戦争に投ぜんとする利邦に起りたりとせば、吾人の地中海に於ける地位は如何なるべきや、而して以上の結果は或は地中海に於ける吾人の通商航路が吾國家の死活に關係する瞬間に於て吾人の頭上に落下することなきを保し難し。

次の數週間に於て誰か何れの通商航路か之れを開放し置くも吾國の死活に關せずと斷言し得るものあらんや、然らば吾人の地位は如何なるべきや、吾人は地中海に於て他國の聯合艦隊に對抗し得る艦隊を有せず、今日は地中海に吾人の艦隊を増派し得べからざる時機ならん、然らば即ち吾人にして今消極の態度を持せんか、是れ國家を恐るべきの危険に曝露するものに非ずや、以上は即ち吾英國の利益を見地としたる立論なるが、佛國が其の無防備なる西北

海岸を攻撃せらるゝ際、英國の援助を期待し得べきやを即時に知るの権利あることは、吾人の痛切に感ぜる所なり、斯の危機に當り此等の不測の事態に顧み昨夕余は佛國大使に次の覺書を交付せり。

本大臣は茲に政府の名を以て、若し獨逸艦隊にして佛國の海岸及船舶に對し抗敵行爲を行はむが爲、海峽に入り若くは北海を通航するに於ては、英國艦隊は其の全力を盡して之れに保護を與ふべき旨の保障を提供す、尤も此の保障は英國政府の政策が議會の協賛を受くるを條件とすること勿論にして、獨逸艦隊の行動に依りて右の事態の發生する迄は、何等英國政府の行動を拘束せざるものとす。

余の茲に之れを諸君に報道する所以は、之れを以て吾人の宣戰布告とせんとするに非ず、又直ちに吾人が攻撃的行爲に出んとするが爲めに非ず、唯事變にして發生せば吾人は攻撃的行爲に出ざるべからざる義務を有するを示さんが爲なり、刻下の事態は急轉直下の勢を以て進行し、新報道に次ぐに新報道を

以てする狀況なるに付、今吾人は之を整然と説明すること能はずと雖も、若し吾人にして中立維持を保證せば、獨逸は佛國の北海岸を攻撃せざることに同意すべしと云ふ此の報道は、余が下院に來る僅か以前に承知せるものなるが、是れ吾人に取りては餘りに狹隘なる約束なりとす、諸君茲に更に重大なる考量を要するものにして、刻一刻重大になりつゝあるものを白耳義中立問題なりとす。

余は白耳義に關する吾英國の地位に付茲に聊か解説する所あらんとす、問題の要素は千八百三十九年の條約に在り、此の條約は今に至る迄長き歴史を有す、千八百七十年の普佛戰爭に方り白耳義の中立問題發生し種々の言説行はれたり、就中ピスマルク公は獨逸聯邦及其の同盟國は他の交戰國に依て白耳義の中立が尊重せらるゝ限り亦之を尊重すべしとの保障を白耳義に與へ、初め口頭にて與へたるものを確實にせんが爲更に文書を以て之を聲明し、而して同公は此の聲明を以て中立條約の存在に顧み不必要なりと云へるが、此の

保障は獨逸が千八百七十年に於て此等條約上の權利の神聖なることを承認せる貴重なる證據なりとす。

然らば當時に於ける英國の態度は如何なりしやと云ふに、英國政府の態度を陳述したるは上院に於てはグランヴェキル卿、下院に於てはグラッドストーン氏なりき。

千八百七十年八月八日グランヴェキル卿陳述して曰く

吾人は吾國及外國に辯明を試み、英國は白耳義の中立維持に關し道義上將又國際上何等の拘束を受け又は利害の關係を有するものに非らずと爲すを得しならん、此の方針たる或は吾人に多少の便益を與へ、或は此の方針に執着するは吾人に採りて容易にして而かも此の方針に依りて直接に生じ得べき危険を避くることを得しならんも、英國政府は正當に吾國家の名譽と吾國家の利益を考量するに於ては、斯くの如きは國家の名を以て採用し能はざる方針なりと思考せり。

其の後二日を過ぎグラッドストーン氏は演述して曰く

條約上の義務の存在は余の認むる所なり、只余は此の義務の性質に關する複雑なる問題に立ち入るの要を見ず、又其の時間を有せず、然れども曾て下院に於て凡そ中立保障の存在なる單純なる事實が各締約國を約束するものにして、其の保障實行問題の發生したる場合に於ける各締約國の特殊地位の如きは、敢て之を問ふべきに非らずと斷言するに等しき主張を爲したるものありたるも、是れ余の賛同し能はざる所なり、余が常に傾聽せるアベルデン卿、バルマーストーン卿の如き有力なる大外交家は、中立保障に關し決して斯くの如き嚴格にして且實行不可能なる意見を有せざりき、既に中立保障の實在なる事情は固より當然の重要なる事實にして、吾人が充分に考量を加ふることを要する重大なる要素なりと雖も、茲に更に吾人が考量の必要を最も痛切に感ずるものあり、何んぞや、曰く如何なる國たるを問はず、其の一國が際限なく膨脹するに對して關係諸國が感ずべき共同の利益

即ち是れなり。

白耳義中立條約は舊き條約にして其の締結は千八百三十九年にあり、而して前顯の意見は千八百七十年に於て述べられたるものなり、此の條約たる單に其の被保障國たる白耳義一國の爲めのみならず、關係保障國の利益を基礎として成立したるものなり、今日關係諸國の名譽及利益の重大なるは少なくとも千八百七十年に譲ることなし、而して吾人は吾人の義務及其の義務の重大なることに付、千八百七十年グラッドストーン氏の提唱せる所より一層狹隘なる又は一層之を輕視する意見を抱くこと能はざるなり。

余は今本問題に關する先週中の成行を陳べん。  
動員の開始せらるゝや、余は本問題を以て吾人の政策に於ける最も重大なる一要素にして、下院に取りては最も必要なる問題と認めたり、余は佛國政府及獨國政府は各々白耳義國中立尊重の約束を履行する意向なるや否やを承知すること吾人に採りて緊要の事なる旨、同時に巴里及伯林に電照せるが、其の

回答左の如し、即ち佛國政府より得たる回答は

佛國政府は白耳義の中立を尊重する決心なり、佛國が他の行動に出るは他國が其の中立を侵害せる爲佛國に於て自國の安全を確保せん爲め已むを得ざる場合に限らるべし、此の保證は佛國の業己に屢々與へたる所にして、佛國大統領は白耳義國王に此の旨を致し、而して在白佛國公使は白耳義國外務大臣に對し本日重て任意に此の保證を表明せり。

獨逸政府の回答は左の如し、

外務大臣は皇帝に奉伺し且つ宰相に協議したる後に非ざれば回答をなすこと能はず。

余はサー・エドワード・ゴッシエンに對し速に回答を要求すべき旨申送りたるを以て、同氏は外務大臣に向ひ成るべく遲滯なく回答に接したきを述べたるに、右に對し外務大臣は同氏に言て曰く、余は果して何等回答を爲し得るや否やを疑ふものなり、何んとなれば若し何等の回答をなすとせんか、是れ戰爭を

行ふ場合に吾人の作戦計畫の一部を漏すに至るの好ましからざる結果を生ずなければなりと。

余は同時に白耳義政府に電照しサー・フランソア・グレイリエー氏より次の回答を得たり。

外務大臣は通牒に付き本使に對し感謝の意を表し、白耳義國は全力を盡して中立を維持すべき旨及關係諸外國に於ても之が維持に援助するならんことを期待し且希望せる旨回答せり、尙同大臣は附言して曰、白耳義國は隣邦諸國との關係は良好なるを以て、彼等の意圖に對し何等疑念を挿むべきに非ずと雖も、萬一中立侵害の場合には白耳義國政府は自國の中立を防禦すべき地位に在ることを確信すと。

今日余の受領せる報道に依れば、此の報道は全く最近のものにして如何なる點まで精確なるかを知らずと雖も、獨逸は白耳義に最後通牒を送りたるもの如く、其の目的とする所は白耳義が獨逸軍隊の國內通過を容易ならしむる

の便宜を興ふべきを條件として、獨逸より白耳義に對し友交的關係を提供するにありたるものゝ如し。

諸君、本問題に關し余は下院に對して充分完全なる報道を爲すの地位に在りたるとき、言ふべきことを絶對確定の域に達せずんば最後に至る迄述ぶるを欲せざるなり、先週吾人は若し戦後に於て白耳義國領土保證を提供するに於ては、吾人は是れに依て満足すべきや否やに付意向を尋ねられたり、而して吾人は之に答ふるに吾人が白耳義國中立に關して有する利益及義務は、一切之を賣買すること能はざるを以てせり。

吾皇帝陛下は白耳義國王陛下より左の電報に接せられたる旨余は茲に來る暫時以前に聞及びたり。

陛下及陛下の先代諸王が吾人に對し屢々表彰せられたる友情を追懐し、且千八百七十年に於ける英國の友誼的態度及今回重て表示せられたる友情に想到し、朕は陛下の政府が白耳義領土保全の爲め、外交的干渉に出られん

ことを切望す。

先週に於て吾人は既に外交的干渉を試みたり、外交的干渉の時機は去れり、吾人は白耳義國の獨立に關し重大なる利益を有す、其の領土保全の如きは謂ふ所に非らず、若し白耳義國にして遂に其の中立侵害を認容せざるを得ざるに至らば時局は勿論明白なり、假令白耳義國が協約に依りて此の侵害を承諾するとするも是れ強迫の下に爲されたるのみ、歐洲の此の部分に於ける諸小國の要求する所は一あるのみ、獨立に放置せられむこと即ち是なり、余想ふに彼等の深く恐るゝ所は其の獨立の損傷せらるゝにありて其の領土保全の害せらるゝに非ず、今や歐洲の面前に横はれる戦争に於て、此等の一國の中立が侵害せられ、交戦國の一方の軍隊にして此の侵害行爲をなすに當り之に對抗すべき行動を採らざるとせんか、戦争の終るに迫んで其の領土は保全せらるゝとするも、其の獨立は去て跡なかるべし。

余は今一度グラッドストーン氏が白耳義の獨立に關して述べたる演説の一

句を引用せんとす、—ハンサード外交文集第二百三卷千七百八十七頁を見よ—余は演説の全部を讀で其の前後の聯絡を明かにするの時を有せざりしが其の聯絡の如何を問はず其の文意は何等の變更を受けざるべし。グラッドストーン氏は曰く

吾人は白耳義國の獨立維持に付て利害の關係を有す、而して其の關係は吾人が中立保障の文理的實行に於て有するものより廣大なり。

其の理は本件事態の下に於て英國は其の威力其の權力を以てしても尙ほ此の史上に散見する最も悲惨の罪惡を坐視し遂に其の共犯者たらむと欲するや否やなる問題に對する回答に於て之を發見することを得べし。

否諸君よ、若し白耳義國にして最後の通牒に依り其の中立を危殆に致され、若くは侵害せらるゝの要求に接したりとし其の事にして實行せらるゝとせんか、其の提供せられたる報償の如何なるものたるに論なく、白耳義國は獨立を失ふべし、白耳義國にして獨立を失はんか、蘭國亦之れに次がん。



余は今茲に下院に對して英國の利益の見地より何物が危険に瀕せるやを考慮せんことを乞ふものなり、萬一佛國にして其の死活の争闘に敗北して其の大國たるの地位を失ひ、或一大國の意志と權威との下に服従するに至らんか、余は佛國が既に過去に於て屢々見るが如く其の勢力と力量と愛國心とを以て自國を防衛し得るを以て、斯の如き結果は素より余の豫期せざる所ならん、若し萬一其の事ありとし而して白耳義國が亦同一大國の勢威の下に壓倒せられ、和蘭、丁抹亦相次で斯の如くなりとせんか、グラッドストーン氏の警告は眞に實現せられて、吾人は海岸に於て一大國の際限なき膨脹に對して共同の利害關係あるを知らざるを得んや。

想ふに又或は吾人にして茲に傍觀の態度を維持して吾人の勢力を養成し置き、斯の戦争中如何なることの發生するとも其の終局に際して干涉し、有效に事局を處理し吾人の所見を現實せしむるを得べしとの論も成立し得べし、然れども若し目下の如き危機に際し、吾人にして白耳義國中立條約に對する吾

人の徳義上及利益上の義務を履行せざるときは、戦争の終局に於て如何なる實力を有するとするも其の失ふ所の尊敬に比較し大なる價值を有すべきは疑はざるを得ざる所なり、余は此の際如何なる大國と雖も其の交戦外に立つと否とに拘はらず、戦争の終局に至りて其の優越なる勢力を加ふるを得べき地位に達するを得べしとは信ずるを得ざる所なり。

吾人は有力なる艦隊を有す、吾人は是れに依て吾人の通商、吾人の沿岸、吾人の利益を保護し得べしと信ずると雖も、假令戦争に加はるとするも吾人が蒙るべき損害は戦争に加はらずして蒙るものに比し其の差異眞に些少なるべし。余は恐る、吾人は將た戦ふも將た戦はざるも其の蒙るべき損害たる甚大なるものあらんと、外國貿易は杜絶せられん、是れ航路の閉鎖さるゝが爲に非らずして、大陸に商業存せざるに至ればなり、今や大陸諸國は戦争に従事し其の人民は總ての勢力、總ての財産を擧げて此の生死の争闘に従事す、吾人が其の戦争に投ずるも將た投ぜざるも彼等は平和の時に於けるが如く吾人と貿易：

行ふ事能はざるなり、斯の如くんば吾人にして傍觀の態度を持続するとするも、戦争の終局に於て吾人は有形的に實力を以て戦争の進行に依りて來りたる結果を全然翻し得るの地位、換言すれば萬一戦争の結果西部歐洲をして唯一大國の統治の下に服従せしむることを防止するを得べき地位に在り得べしとは、余の瞬時も信を措くこと能はざる所なり、而して無形的には吾人は必ずや世上の尊敬を全く失墜するに至るべきなり、余は白耳義國の中立問題を多少假想的に論じ來れり、是れ余は未だ確乎たる事實を知らざるが故なり、然れども若し事實にして愈々目下余の許に達したるが如き事實なりとせば吾人は若し之を放任せば當然生ずべき結果を防止するに全力を盡すべき義務を有すること明白なり。

余は下院に向て吾人が其の兵力行使に關し正に確約せる唯一の約束を朗讀せり、下院は吾人が國外に遠征軍を派遣することに關しては未だ曾て何等約定する所なしとすべし、艦隊の動員は成れり、陸軍の動員は行はれつゝあり、然

れども吾人は遠征軍派遣に付ては何等約束する所なし、是れ今日の如き未曾有の歐洲大亂に際し、余は吾人の印度及帝國の他の部分並に英國が占領せる國に於て有する責任の非常なるを思ひ、又今に於て豫測す可からざる一切の要素に顧み、吾人が地位の確立するに至る迄は國外に遠征軍を派遣するに就ては十分に考量を費さざるべからざるを以てなり。

斯の暗澹たる事態に於て唯一の光輝ある點は愛蘭なりとす、全愛蘭の感情は吾人の愛蘭問題に對する考量をして不要ならしめたり、是れ吾人の注意を拂ふべき所にして、而して諸外國に周知せられんことを願ふ所なり。

余は下院に告ぐるに吾人は如何なる點迄拘束を受くべき處置を執りたるや、將又如何なる條件が吾人の政策に影響を及ぼすべきやを以てせり、而して又白耳義國中立維持の條件が吾人に執り如何に死活の問題なるやを詳述せり。下院に於て如何なる他の政策ありや、政府が此の際全然戦局外に立たんと欲せば唯一の方法あるのみ、而して之を爲すには直に無條件中立の宣言を發せ

ざるべからず、而かも吾人は之を爲すこと能はざるなり、余が先に陳述せる如く吾人は佛國に對して既に約諾を與へたり、又白耳義國の關係に於て無條件中立を爲すこと能はざるなり、而して此等諸條件にして絶對的に實行せられ又満足ならざる以上は、吾人は吾人の全力を使用するに逡巡すべきものにあらず、吾人にして若し事茲に出づることなく無條件に拱手無爲の方策を採りたりとせんか、換言すれば白耳義國中立の條約上の義務も、地中海に於ける吾人の地位に變動を來し爲に英國の利益に損害を被るも、將又佛國は吾人の援助を缺くが爲めに如何に成行くとも、夫は吾人の關する所に非らずとし、袖手傍觀するのみとなさんか、是れ世界の面前に於て英國は尊敬、名譽及信用を犠牲にして、而かも尙ほ經濟上最も重大なる結果を免るゝこと能はざるに至るべきものなり。

余の目的とする所は政府の所見を説明し、而して下院に向て經過を示し、而して其の選定に任かすに在り、余は既に白耳義國に關して不完全乍ら前題の陳

述をなしたる以上、余は吾人が時機到來せば其の遲速に拘らず何時にても全勢力を傾注して以て自ら防禦し且戰爭に參與するが爲に生ずる結果に付覺悟する所なかるべからず、否覺悟を定め居れることを諸君に對し、瞬時も隱匿するものにあらず、素より余は本件全部を知悉する迄は自から進んで攻撃的行爲を企て、而して命令一下直に干戈に訴ふるの決定を聲明せざるべしと雖も、白耳義に關し余の陳述せる所にして總て事實相違なからんか、吾人は已むことを得ず兵力を行使するに至ることあるべきを知れり。

陛下の軍隊に關する限り準備は業已に成れり、余は首相及海相が吾兵力の準備の完全にして其の威力の最大なる今日に如くはなきを毫も疑はざるべく、而して吾人の海軍力は其の通商及沿岸を保護することに於て今日以上に正當に信任を置かれし時機未だ曾て之れあらざるべしと信ず、吾人は此の戰爭によりて來るべき困窮悲慘を想像せざらんとするも能はず、而かも此の困窮悲慘の結果は歐洲の何の國も之を避くること能はず、中立も之を救濟するこ

と能はざるなり、敵は吾人の通商に對して損害を加へん、然れども之を夫の大  
陸に於て惹起せらるべき經濟狀態の爲に蒙るべき損害に比較せば殆んど謂  
ふに足らざるなり。

政府は茲に下院の行動に對して如何なる助言を試むべきやを決するに當り  
深甚なる責任を感ずるものなり、吾人は下院に向ひ吾人の心中を吐露せり、吾  
人は事件の經過及吾人の接受せる報道を示せり、且余は吾人に於て事態に對  
應すべき準備あり、而して事態にして豫期の如く發展せんか、吾人は之に對應  
すべきことを明にせりと信ず、吾人は最後迄否最後の後迄も平和の爲めに努  
めたり、先週吾人が平和の爲め如何に努力し如何に固執し如何に熱中せるや  
は下院に提出せらるべき報告に徴して明かならん。

歐洲平和の關する限り是れ皆過去の夢のみ、吾人は現下の事態及其の齎すべ  
き結果と對峙するものにして、事態の發展若くは他國の行動により吾人が如  
何なる影響を被り又如何なる措置を執るの已むを得ざることありとするも、

吾人の行動に對しては下院の十分なる賛助を得べきことを信ずるものなり、  
想ふに國民は斯くの如く急速に強要せられたる地位に對して其の經過を認  
識するの時日を有せざるべく、恐くは今尙ほ塙塞兩國間の紛争に付て思考す  
るに専らにして、之により發生せる複雑なる事態に付ては考量するに至らざ  
るべし、露獨交戦中なるは吾人の知悉する所なるも、獨逸が援助すべき同盟た  
る塙國が今露國と交戦せるや否やに至りては吾人は未だ公報に接せず、又佛  
國の國境に於ては多大の事態發展しつつあるは吾人の知る所なるも、而かも  
未だ獨逸大使の巴里を退去せるを知らず。

時局は急轉直下の勢を以て發展せるが故に、戦争の情況に關しては専門的に  
其の經過を語るは極て難し、余は茲に吾人の行動及吾人の政策に關係する基  
礎たる事實を提示し、而して之を明瞭ならしめんと欲したり、余は下院に向て  
重要事實を開示したるが、今若し忽然此等の事態實現し吾人にして之に處せ  
ざるべからざるに至るとせんか、余は信ず國民にして何物か危険に瀕せるや、

事態の真相は如何なるものなるや等の問題、即ち西部歐洲に襲來せむとする危難の如何に重大なるかを認識するに至らば、吾人は單に全下院のみならず全國民の決斷、決心、勇氣及忍耐に依り終始後援を受くべきことを信じて疑はざるなり。

千九百十四年八月四日英國下院に於ける首相

アスキス氏の演説

昨日本院に於て外務大臣の説明したる外交方針に基き、同大臣は今早朝在伯林英國大使に宛て次の趣旨の電訓を爲せり。

白耳義國王は我皇帝陛下に對し白耳義國の爲め外交的干涉を行はんことを求めたり。

英國政府は尙ほ獨逸政府が白國政府に對し一の文書を送り、好意的中立の態度を維持し獨逸軍隊の白耳義國內自由通過を容るさんことを要求し、之れに對して平和克復の際白耳義國及其の領土の獨立及保全を保障すべき

ことを約し、之を拒絶するときは白耳義を以て敵國と看做すべしと脅迫したる旨の報道に接せり。獨逸は此の通牒に對し十二時間内に回答すべきことを要求せるが、白耳義は之を以て甚だしき國際法違反と爲し絶對的に之を拒絶したる趣なり。英國と共に獨逸自身も加盟せる條約の此の違反に對し、獨逸に抗議を提出するは英國政府の義務に屬す、英國政府は獨逸が白耳義に對する要求を拋棄し、同國の中立を尊重すべきことの保障を獨逸に求めざるべからず、貴官は之に對する即答を獨逸政府に求めらるべし。

英國政府は今朝在ブルッセル英國公使より次の電報に接せり。

獨逸公使は今朝白耳義國外務大臣に一の文書を送り、白國政府は獨逸政府の好意的提議を拒絶したるを以て、獨逸政府は甚だ遺憾ながら佛國の脅迫に對し必要と認むべき手段を執らざるを得ざるべく、必要の場合には武力に訴ふるの已むを得ざるに至るべき旨を通牒せり。

是れと殆んど同時に英國政府は在倫敦白耳義國公使館より次の電報を接手

せり。

參謀本部はエクスラ・シャベルの附近ジエムニツクに於て白耳義國領土の侵犯せられたることを報ぜり。

其の後の報道に依れば獨逸軍は更に深く白國領内に進出したる如く推測せらる。

英國政府は今朝更に獨逸外務省より當地獨逸國大使に宛てたる電報を同大使より接受せり、其の文言は次の如し。

獨逸國は假令白耳義國と戦争を交ふることあるも決して白耳義國の領土を併合するの意思無き旨正式の保障を反覆言明して、獨逸の企圖に關し英國政府の抱くことあるべき疑惑を一掃することに努めらるべし此の言明の眞摯なることは獨逸が和蘭國に對して其の中立を嚴に尊重すべきことを誓約せるの一事に依りて之を徴するに足る、白耳義の領土を併有するに同時に蘭國に於ても領土的獲得を爲すに非ざれば之を行ふこと絶対に

不可能なるは明白なり、獨逸政府は其の軍隊を白耳義國領土よりする佛軍の攻撃に曝露すること能はず、而かも佛國に斯る企圖あることは全然疑ふべからざるは報道により明かなることをサー・エドワード・グレイに説示せらるべし、獨逸が白耳義の中立を無視したるは右の如く全く已を得ざる理由に出でたるものにして、佛軍の侵入を防止するは實に獨逸に取り死活の岐るる所なり。

余は英國政府の代表者として之に對して言はんと欲す、英國政府は獨逸の此の通牒を以て決して満足すべきものと看るを得ず、故に英國政府は之に對する回答として白耳義の中立に關し佛國が先週英國及白耳義に對して爲したると同一の保障を與ふべき旨、獨逸に對して先週爲したる要求を繰返したり、英國政府は此の要求に對する回答及先刻朗讀したる今朝の電報に對する満足すべき回答を今夜半十二時までには與へられむことを要求せり。

千九百十四年十二月十四日倫敦ホテル・セシルに於て

開催せられたる統一黨全國代表者會の席上に於て  
爲せる同黨首領ボーナー、ロー氏の演說要領

余は今日我黨全國代表者諸君の前に開戦當初以來我黨の執り來りたる態度を説明するの機會を得たるを喜ぶ、開戦前我國に於ける政黨の軋轢は最も激烈を極め、其の弊の及ぶ處國家に災厄を來さざれば已まざるの有様なりしが、遽かに形勢に一變を來せり。多年吾人が憂懼の目を注ぎ居りたる歐洲大陸上の積雲は遂に風雲を呼び、茲に我黨は我國が未曾有の危機に際會せるを自覺し、且此の危険に打勝つ爲めには舉國一致國家の全力を盡し、以て之に當るの必要なるを自覺したり、又我黨は今日政權に遠かれるも尙下院に多數を制し、政治上主要なる地歩を占むるものなるを以て、我政府の態度の不明なる時期に於て、我黨の主義方針を明白にするの義務あることを認めたり。即ち八月二日我政府の態度未だ鮮明ならざるのときに當り、ランスマウン卿及余は連名を以て一書を總理大臣に送り、我黨は此の際露佛に加擔すること

を以て英國の義務と信ずる旨、並に我國が愈々戦争に参加する場合我黨は政府を援助すべき旨を申入れたり、右書翰の全文次の如し。

ランスマウン卿及余は余等並に余等と協議を遂げたる黨與の意見に基き、今回の危機に際し佛露に援助を與ふることを躊躇するは、我國家の名譽と安危に關はることを閣下に通告するを義務と感ず、余等は又我政府が此の目的の爲め必要と認むる措置を執る場合には、進んで政府に援助を與ふべし。

八月二日

アスクキス殿

ボーナー、ロー

右書翰は爾來我行動の標準となれり、此の書翰に於て我黨は政府に對して確定的保證を與へたり、而して我黨が事實に於て將又精神に於て此の誓約を守りたることは何人も之を否認し能はずと信ず。政争は政黨政治家の生命にして斯くの如き保證を守ることの困難なるは歴史の明證する處、現に我英國

に於ても議會政治の開けて以來、政府が戦争を行はむとするに當り反對黨の攻撃論難を受けざりし例あることなし、マールボロの戦争然り、奈波翁戦争に至りては殊に然り、最近の戦争(南阿戦争)に於ても亦同様なりしことは諸君の知らるゝが如し。

然るに今次の戦争に際し我黨の態度は、從來の政府反對黨の夫れと異り、最初より聊かにも我國家の不利となるが如き批評を行はずとの主義を定めたり、其の一例を挙げれば議會開會前の出來事たる太平洋に於ける我海軍の損害に關し、余は議會開會の臂頭政府に對して敗戦に關する詳細の報告を求めたるに、政府は説明を與へず却て部分的報道に基き批評を行ふは有害無益なるを以て此の際一般の利益に顧み詳細の事實を説明し能はずとのことなりしを以て、我黨は右政府の旨を諒とし、當時我海軍に對する一般の不安ありたる際なるを以て、此の點に關して政府を追及するを止め、却て余は一再ならず帝國海軍の動作は大體に於て頗る成功せるものなることを公言したる位な

り、余は我黨が今次戦争に際し國家に對して表彰したる誠心誠意には如何なる政黨と雖も我に及ばずと云ふも過言にあらずと信ず。

更に戦争の將來に關して云はんか、有終の効果を收めんとせば須く國民の一致を必要とす、全國民の後援ある政府にして初めて最後迄戦争を繼續するを得べし、然れども舉國一致の必要は戦勝と共に終るものにあらず、吾人の敵は稱して侵略的意圖及之れより更に一層陋劣なる商業上に於ける猜疑の動機に動かされて戦争を開始したるものは英國なりと云ふも、惟ふに戦争によりて吾人の獲るものは唯平和と將來に於ける平和の保障との外何ものも之れあることなし、而して將來に於ける平和の保障は吾人は如何にしても之を獲ざるべからず、之れが爲には全國民の一致は引續き其の必要を見るべし。

抑々自黨の利益を無視するものは黨の首領たる權利なきものなり、余は我黨の利益を無視するものにあらず、而かも國家に對する義務の觀念を忘れざることとは即ち黨に最も忠實なるを得る所以なりとは余の確信にして諸君亦余



と其感を同ふすべしと信ず。

## 大戦外交史終

### 附 録 第一

一、千九百十四年十月三日カーデキフに於ける

英國總理大臣アスクキス氏演説の一節

吾人年來の對獨政策は、屢々議會に於て聲明せられたるが如く、漸を追て兩國確執の原因を艾除し、將來に於ける親交關係の鞏固なる基礎を樹立するにありたり、英國と他列強即ち佛、露並に日本との親誼は、他の何れの國に對しても敵意は愚か何等疎外の情をも意味するものにあらざることは、余の初めより屢々公言したる處にして、サー・エドワード・グレイ亦之を聲明したり、但し吾人は千九百十一年十一月同氏の用ゐたる言辭を其の儘茲に襲用すれば、舊友を捨て、新友を作ることの不可なることを常に明にせり、此の主義こそ獨帝の所謂「奸猾なる英國」の態度なるべし、幾多虚偽の風説が捏造流布せらるゝ此の際、余は茲に嘗に

諸君に對してのみならず、世界一般の注意を喚起せんと欲することあり、吾人は千九百十二年に於て慎重なる廟議を経て、獨逸に對する吾人の態度如何を決定したり、吾人が當時獨逸政府に致したる通牒は即ち下の如し。

英國は獨逸に對し挑發せられざる如何なる攻撃をも爲さざるべく、又之に參加することなかるべし。獨逸に對する攻撃は英國が現に其の締約國たる如何なる條約協商又は提挈の目的をもなさず、又其の一部をもなすものにあらざ、將來と雖も英國は斯くの如き目的を有する一切の約定に加はることなかるべし。

然るに以上の聲明は獨逸政治家の満足する處とならず、彼等は吾人に要求するに之れ以上のことを以てし、獨逸が戰爭に従事する場合には絶対に中立を守るべきことの保障を要求し、而も此の要求たるや獨逸が盛に其の攻守の軍備殊に其の海軍擴張に従事せる際によりたり、有體に云へば彼等の要求は歐洲を威壓し自ら覇權を稱ふるの機會を捉へたる際自由行動を許すべしと云ふに外な

らず、斯くの如き要求に對する回答は唯一あるのみ、而して今日吾人の與へたる回答は即ち夫なり。

## 二、獨逸軍隊の白國中立侵害を正當なりとす

る千九百十四年十一月二十六日發刊ケル

### ニッシエー・ツァイツング論說

八月一日戰亂始まりて以來、現下之に關與するもの十個國を算し、全世界は狂亂の巷と化したり。其の原因は主として英獨兩國權力爭鬭の結果に外ならず、而して吾人の信ずる所によれば、此の戰亂に先鞭を着けたるものは英國にして、獨逸は寧ろ防衛の地位にあり、之れを軍事的に解釋すれば大陸の東西に於て獨逸は敵國內に於て戦ひ、自國領内に於ては戰禍を避けんが爲めに受動的態度を取りたりと雖も、之れを以て前記の事實を變ずべき理由となす可からず。然り

而して僅々四箇月の短時日間に、政局と戦局は急轉直下の勢を以て變化したるも、之れを以て事件の真相を闡明し、諸國を驅りて戦亂の巷に誘ひたる陰謀を剔抉するは容易の業にあらず。然れども今や漸く陰謀の経路と事件の真相を明にする爲め、吾人は襲撃せられたりとの皇帝の言を引證するを得べき時期に達したり。要之、埃洪國と塞耳比の争鬭を以て現下世界大亂の原因なりと判斷するものは今日一人も存せざるべく、事件の眞因を究明するは未來の歴史家に待たざる可らず、而して吾人の任務は吾人の正當なる利益を認識して戦亂の客觀的事象、其の原因及我に對する敵國の誣妄なる非難の辨明に關し、吾人に貢獻すべき總てのものを歴史的攻究の材料として提供するにあるのみ、是非曲直の重要な問題の中心を占むるものは白國中立侵害事件なり、此の爲に世人は甚しく獨逸を非難すれども、吾人は大亂の勝利者たるのみを以て満足するものに非ず、尙ほ進んで全力を盡し以て吾が國及政策に對して下されたる不當大早計なる批難の誤れることを明にせんとするものなり、而して此の問題の正當なる批

難に關し二つの重要な根據は、獨逸政府が千九百十四年十月十二日及十一月二十五日の北獨日報紙上に於て發表したる文書之れなり。

本文書の一は對獨逸戦争に於て白英秘密協約の存在を明示したる公文書にして、他の一は伯林駐在白國公使グラントル男が自國政府に對し該計畫の協賛す可らざるのみならず、極めて冒險なるものなることを明白に忠言したる報告書即ち之れなり。世人は開戦前公々然佛國參謀本部附士官が制服着用の儘白國內の視察旅行をなし、又白國が獨逸に對し要塞を築き、或は又和蘭が其の正當なる權利と中立權の充實に關する施設を廢したる等の件を記憶するなるべし、從て獨逸參謀本部が此等の點より決斷をなし、八月初自國の將に窮地に陥らんとするや、軍を進めて白國に侵入し、其の表面上の中立を犯して吾人が敵を縛したるは、何等驚異に値せざる正當の手段たりしこと論を俟たずして明なり、右に關し十一月二十五日の北獨日報は「白國の中立破棄」なる題下に左の如き論説を掲げたり。

吾人が千九百六年英白軍事協約に關する白國陸軍省の文書を摘發するや、英國政府は之れに應ふるに單に此の協約に關與したるグリールソン少將は死亡し、バーナーデストーン大佐は青島攻撃軍の司令官として不在なりとの説明を以てしたり、然れども英國の二將校と白國軍事當局者の間になされたる談判は、白國の中立が其の隣接國より蹂躪されたる場合に於ける英國軍隊の應援に關するものなることは疑ふの餘地なし、白國政府の云ふ所によれば、アルヘンラス會議に際し在ブルツセル英國陸軍武官は、英國の保證せる白國の中立が侵害せられたる場合に於て、白國は如何なる手段を取るべきかにつき質問を發したるに對し、參謀總長デューカルン大將は白國は如何なる方面より攻撃せらるゝも之れを防禦することを得べしと答へたり、尙白國政府は更に之れに附加してバーナーデストーン大佐が果して白國にして中立を侵害されたる場合に英國參謀本部の取るべき作戰計畫に迄言及したりと云ふが如きは事實頗る疑はしき趣を述べ、且つ右に關し白國の機密文書中に發見せられた

る材料の公表を必要とするに及びて、白國政府は直接間接共決して獨佛戰爭の場合に三國同盟側に加擔するの要求に接したることなき旨を確言したり。上述の如く英國政府は獨逸政府と本件に關し争はんとするの念更になく、寧ろ之れを取繕はんと努めたる程にして、前記證據物件の前に事實を否定するは全然無益なるべしと主張したるに拘らず、英白間軍事情報交換に關する施設の發覺及英國官憲の製作に掛る白國戰用地圖の發見は、獨逸に對する英白の作戰計畫を明示するものなり、而して千九百六年四月十日白國陸軍大臣に宛てたるデューカルン大將報告の内容は、明に伯林駐在白國公使グラントル男の千九百十一年十二月二十三日附報告にも引用せられ居るに徴し、白國政府は必らず之れを知り居る筈なり、更に一步を譲りて之れに關し白國政府が尙ほ知悉する處なしとするも、デューカルン大將とバーナーデストーン少將との間に交換されたる話題は、次の報告に依り明白となるべき筈なり、即ちデューカルン大將の密談に關し大臣に呈する書中には次の如き數章あり。

バーナーデストーン大佐は一般的政局及近く開戦の可能なることに關し本國參謀本部の懸念を語り、白國が攻撃さるゝ場合には英國は約十萬の兵を送るを得べく、上陸は佛國海岸に於て之れをなすべし、是れ軍隊の行動を容易にせんが爲めなり、アントワープ上陸は多くの船舶を要し且つ不安全なり、此の見解に付人々の意見一致せば更に鐵道輸送、糧食問題、同盟軍指揮權等の問題を議するの要ある旨を語れり、余はナミュール、リエージュは突撃を以て取る可らず、又吾が十萬の軍は四日間に攻撃に着手することを得べきを答へたるに、バーナーデストーン大佐は之れに満足して一、吾人の協約は全然秘密になすべきこと、二、又此の協約は其の政府を束縛せざること、三、英國公使、英國參謀本部彼及余のみは事件に關して互に通報すること、四、英國皇帝の思召は彼の知る所にあらざることと述べ、白國野戦の効果に付て疑ひたるを以て、余は又ナミュール、リエージュは充分の守備兵を有することを明にしたり、指揮權問題に關しても談及したる處、之れに對し英國參謀總長グリーソンも亦之れに賛

同すべき旨バーナーデストーンは明答したり。

白國參謀本部の該報告には次の如き注意書附屬し居たり。

千九百零六年演習の際、余、デュカルンがグリーソン大將に出遇ひたるに、英國陸軍は組織改正に依り十五萬人の上陸を確實にするのみならず、其の軍隊が以前よりも寧ろ短時間に於て行動を爲し得ることを保證し得るに至りたる旨を確言したり。

此の文書には尙次の如き注意書あり。

英國人の白國侵入は獨逸が中立を犯したる後にあらざれば之をなすことを得ず。

而して此の事情は白國外務省に於て發見せられたるブリッヂェス少將とユングブルト大將の談話記録に依り明白なるべし。

即ち千九百十二年(？)四月二十三日附文書は下の如し、ブリッヂェス少將はユングブルト大將に遇ひて、英國は立處に十六萬の軍を大陸に送ることを得べ

く、白國が應援を求めざりし場合にても尙ほ其の上陸をなすべしと語りたるを以て、大將は之に關しては白國承認の必要なる旨を答へしに、少將は勿論之れを知れども白國が其の國內に進軍する獨軍を阻止し能はざる場合には、英國は其の軍を白國に上陸せしむべしと云ひ、上陸地點に付ては何等明言する所なかりしも、獨軍を阻止するの點に付ては兩人一致したり。

之に對し北獨日報は、英國政府が獨佛戦争の開始せられたる場合には直ちに其の軍隊を出動せしめ、白國の中立を侵害し、而して今回獨逸が白國に對し先づ正當防禦の手段を取るに至りたる際、英國が獨逸に對し宣戰布告の口實となしたるものを其の儘利用すべき希望を有したりと云へり、而して英國政府が白國中立侵害の罪を獨逸に歸し、以て世界の惡感之に導き、自ら小弱國の保護者を以て任ぜんとしたるが如きは、誠に厚顏無耻の所爲なり、而して白國政府は之れに對し斷乎たる決心を以て英國の申出を拒絶し、進んで千八百二十九年の倫敦條約に加盟したる諸國、特に獨逸に對し英國が白國の中立を破らんとすること

を通知せざる可らざる筈なりしに拘らず、終に之を爲さずして獨逸軍の侵入せんことを空想し、英國參謀本部と策應して軍事行動を取るを以て其の義務なりと思考するに至れり、而して白國政府は英佛兩國軍の白國進軍に對し獨逸政府と協約し或は獨逸國軍事官憲と何等の交渉をもなさず、豫め獨逸の敵國と同盟して協同動作をなすべきを決したり、此等の不快なる事實を簡單に否定し去るは吾人の敵の常習的譎詐手段なるを以て、獨逸政府は此等の文書を公にし、中立國に對し其の實狀を明白にしたり。

### 三、獨逸新聞の誣妄記事に對する

#### 白國政府の辯妄書

去る十一月二十六日のケルニツシエ・ツァイツングは其の紙上に於て獨逸の白耳義中立を侵害せるは正當の理由あり、是れ白國は自ら其の中立の義務を遵奉せざりしを以てなり、夫の北獨日報に掲載せられたる二個の書類は即ち此の

事實を確證するものにして、之れに依れば白英兩國間には一の秘密協約存在し、獨逸を攻撃するに當りて協同作戰の計畫を立てたりと述べ、尙ほ附言してユングブルート大將及ブリッヂェス大佐間の機密會談に依れば英吉利は白耳義より救助の請求あると否とを問はず同國に其の軍隊を上陸せしむる意志を有したりと述べたり。

右獨紙の所説は白耳義は獨逸に反抗せん爲め英國と軍事規約を締結して自ら中立の義務に違背せるが故に、獨逸の白耳義に對する中立の侵害は正當行爲なりとの辯解を試みんとするにあり、然れども是れ虚構の説たり、請ふ之れを事實に徴し且つ獨逸新聞紙の引用せる書類其のものに照し其の捏造たるを明にせん。

十月十四日(十二日?)北獨日報は第一回としてバーナーヂェストン大佐に關する秘密書類を公表せり、吾人は之に向て右書類を以てしては到底白英兩國間に軍事協約の存在ありたる事を證明し得ざるべき旨を指摘して反駁を加へたり

北獨日報は吾人の此の反駁に答辯し得ざるのみならず、其の後公表せる撮影の書類の如きは何等辯解の價値を有するものにあらず、此等の書類に依りては何人と雖も白耳義が中立嚴守の義務を缺きたりと演釋し能はざるべし。

千九百六年一月末英國公使館附武官バーナーヂェストン大佐は白耳義陸軍省第一部長デ・カルン大將を訪問して會談を遂げたり、大佐尋ねて曰く白耳義は中立防禦の準備ありや、其の動員に要する日數如何、而して幾千の兵を動員し得べきやと、大將之に答て曰く吾人は中立防禦の準備あり、四日にして動員を了すべく、而して十八萬の兵を動かすを得べしと、大佐尙ほ曰く獨逸にして白耳義の中立を侵害せんか、英吉利は白耳義を防禦する爲め十萬の兵を送り得べしと、而して其の獨逸の襲撃に對し之に抵抗するの準備如何を尋ねたるに、デ・カルン大將は獨逸に對してはリエーヂェに於て、佛蘭西に對してはナミュールに於て、而して英吉利に對してはアントワープに於て吾人の中立防禦の準備ありと答へたり、續て、バーナーヂェストン大佐は參謀總長と數次の會見を遂げ、白耳義の中立

擔保實行の爲に採るべき方略に關して談話を交へたり、是れ參謀總長としては當然の義務を盡したるに過ぎずして、其中立の侵害ありたる場合に於て、單獨に若くは保障國の救助によりて、白耳義防禦義務を果さん爲めの必要な措置を研究せるものと謂ふべし。

中千九百六年五月十日デュカルン大將は右會見に關し一の報告を陸軍大臣に致せり、之れに依れば同大將は英吉利の兵を送りて白耳義を救助するは、其の領土の侵害せられたる場合に限るべきを記述せること二回に及ぶ、而して陸軍大臣も亦英兵の白耳義に上陸するは、獨逸が吾人の中立を侵害せる後に於て初めて行はるべきなりとの注意を附したり、但し北獨日報は不實にも其の注意書を抹殺して獨逸多數の讀者の目を晦せり。

參謀總長と英國公使館附武官の會談は即ち英吉利が如何に獨逸の白耳義中立侵害に對して憂慮せるかを明示するものにして、之れを獨逸近代の軍學者ベレンハルヂ、フォンシュリッフェン、パツハ及フォンデルゴルツの著書に顧み

るときは當に然らざるを得ざるなり、然らば其の後白英兩國間に軍事協約を締結するに至りし乎、獨逸は世人をして此の感を懐かしめん爲め、去る十月二十五日北獨日報をしてユングブルト大將及ブリッヂェス大佐の會談に關する書類を公表せしめたり。

此の書類こそは一方には千九百十二年に於ける右會談は英吉利が白耳義中立保障の必要上行はれたるに過ぎざりしを示し、且つ夫れ以上兩國間に何等協定するに至らざりしこと、恰も六年前即ち千九百六年に於けると異なる所なかりしを證明し、而して他方には白耳義が如何に公平誠實に國際間の義務を履行せるかを明瞭ならしむるものなり。

ユングブルト大將及ブリッヂェス大佐の會談に於て、同大佐は白耳義は過去に於て中立を防禦し能はざりし事情なれば、假りに英國は白耳義より救助の請求に接せずとするも、直ちに其の軍隊を白國內に上陸せしめんとするの意見を述べたるに、同大將は直ちに之れに對して、然れども軍隊の上陸には先づ白耳



義の同意を得ざるべからず」と謂へり、而して同大佐が自己の意見を固執することなかりしは事實なり。

然らば白耳義は前顯會談の事實を保障國に通知するの義務ありたるや如何を見るに、先づデュカルン大將及バーナーデストーン大佐の會談に關しては、兩者共に何等協約を締結すべき資格を有したるに非ず、單に軍事上の會話を交へたるに過ぎず、從て右會談は政治上の意義を有せず、政府の關知する所に非ざるなり。次にユングブルート大將及ブリッヂェス大佐の會談に付ては、同大佐の意見なるものは白英兩國政府共に認容せざるものにして、ユングブルート大將も亦直ちに反對の意を示し、同大佐も固執する所なかりしものなり、之れを列國に通知するの必要何處に在りや。

要之、獨逸政府の辯解なるものは自から己に反駁を加ふるに過ぎずして、獨逸の白耳義を襲撃せるは獨逸宰相の聲明せるが如く、單に軍事上の必要に出たるものなること何人も疑はざるなり。

#### 四、千九百十四年十二月二日獨逸帝國議會

に於ける宰相フォン・ベートマン・ホルウエ

##### ヒ氏演説の一節

八月四日我帝國議會は強制せられたる戦争を開始し、最後迄獨立を防禦せんとする全國民の決意を表白したりしが、爾來我軍隊の勇敢無比なる進で敵地に入り、今尙ほ強固に其の陣地を保持し、將來に於ける勝利の望み確固たるものあり、然れども敵軍の抵抗力は未だ破碎せられたるに非ざるを以て、我國民は今後尙ほ引續き犠牲の精神を發揮し、以て正義と自由との爲に此の防禦的戦争を繼續せざるべからず、吾人は又敵國に於ける防禦なき我同胞が、如何に文明國の耻辱とすべき虐待を受けつゝあるやに想到すべし、世界は一獨逸臣民の頭上に於ける一毛すら復讐せられずして損はれざるべきを知らざるべからず。

八月四日恰も議會の閉會に際し、英國大使は我に對して最後通牒を提出し、其の拒絶せらるゝと共に直に開戦の通告をなしたるが、當時英國政府の態度に關しては十分之を諸君の前に披瀝するを得ざりしを以て、今茲に其の大要を述ぶべし。

今次大戦の表面の責任は先づ動員を開始したる露國にして、其の實際の責任者は英國なり、英國政府にして最も明白に露國政府に告ぐるに、塙塞兩國間の葛藤の爲めに大陸戦争を誘起せしむるは英國政府の望まざる所なる旨を以てしたりせば、戦争を未然に防止し得たりしなるべく、佛國亦最も強硬に露國の軍事的施設を諫止し得べく、塙露間に斡旋中なる獨逸の盡力亦效を奏したりしなるべし、然るに英國政府は事此に出でず、又露帝の周圍を圍繞せる一部無責任なる主戦論者の劃策を知りつゝ、敢て之れが防止の策を講ぜず、一方平和の保證を爲しつゝ、他方露國政府をして英國は佛國に加擔すべく従て露國側なることを了解せしめたり、是れ今回發表せられたる各國政府の外交文書殊に英國政府の白

書の明に證する所なり。

本年七月に至る迄英國政治家は議會に聲明して曰く、英國は他國の戦争の場合に何等條約又は協約に依り其の自由の地歩を束縛せられたることなしと、左れば大陸戦争に参加すると否とは全く英國政府の自由にして、英國が今回の戦争を開始せしめ且つ直ちに之れに参加したるを見れば、是れ條約の強制にもあらず、同盟の義務にもあらず、全く英國が佛露の援助を得て世界市場に於ける其の最強の敵手の勢力を破碎するの機會を捉へたるものなりと見るの外なし、左れば英露兩國こそ上帝と人類との前に歐洲禍亂の責任を負ふべきものなれ、白耳義中立云々の如きは要するに一片の假面に過ぎず、即ち八月二日夜我政府は白國政府に告ぐるに國家自衛の必要上將又佛國の策戦の結果として、我軍隊をして白國を通過せしむるの餘儀なきに至りしことを以てしたりしに、同日午後英國政府は既に佛國に約するに、獨逸艦隊が佛國海岸を攻撃する場合には英國は無條件に佛國に援助を與ふべきことを以てし、白國中立に關しては何等言及

する處なかりしなり、事情斯くの如くなるに、如何にして英國は獨逸が白國の中立を侵したりとの理由に依り干戈を執りしと主張し得べきか、又如何にして英國政治家たるもの敢て白國の中立に關して云謂することを得べきか。

白國政府の罪科に關しては當時既に幾多の形跡認められざりしにあらざりしも、未だ何等絶對的且文書的證據の徴すべきものなかりしが、今や、ブルッセルに於て發見せられたる外交文書に據り、如何に白耳義が英國に其の中立を賣りたりしかを確めたり、即ち世界は二個の事實を知る、我軍が八月三日より四日に互りて白國國境界内に入りたる時、我は其の久しき以前より中立を放棄したる國に入りたることは其の一にして、英國が吾人に對し宣戰をなすに至りしは白國中立の爲めにあらずして、大陸に於ける二大強國の援助に依り吾人を屈服せしむるを得べしと確信したることは即ち其の二なり、八月二日即ち英國が佛國に援助を約したる時以來、英國は中立を棄て、吾人と戰爭状態にありしものにして、白國中立侵害の爲に開戦せりとは自國民と中立國民とを欺瞞する爲め

の一種の假設に過ぎず、今や英白兩國の戰爭計劃悉く曝露し、英國政治家の政策は永久世界歴史の法廷に於て烙印附となれり。

然るに英國の外交は更に是れ以上に及びたり、即ち日本は英國の懇請に依り膠州灣を掠奪し且支那の中立を侵害せり、英國は此の中立侵害に對して何の干渉する處ありしや、英國は此の場合中立擁護に關する何等の勢力を示したりしや、五年前余が初て宰相の印綬を帶ぶるや、當時三國同盟は強固なる團結を有する三國協商と對立したりしが、此の三國協商なるものは即ち英國が其の年來の國是として大陸に於ける最強國に對抗せんが爲に形成したるものに外ならず、茲に三國同盟の防衛的傾向を有するに反し、三國協商の徹頭徹尾侵迫的性質を帶ぶる所以を知るべし。

斯くの如くなるを以て獨逸の外交政策は一方三國協商側の諸國と各別に妥協を遂げ、以て戰爭の危険を避くるを努むると共に、他方國防を全ふし以て不時に備ふるの必要を感じたり、此の兩策共吾人之れを實行したること諸君の知ら

るゝ所の如し。

然るに佛國には野心ある政治家の絶えざる煽動に依り我に對する復讐の念あり、露國とは一二協定の成立を見たるも、佛國との同盟、獨塊に對する反抗心、並に全露主義より胚胎せる我に對する憎惡の念等、相俟て兩國間戦争の危険を排するに足る力ある協定の訂立を不可能とせり、反之英國は前二國と異なり比較的自由的地位にあり、茲に世界の平和を確保し得べき協定成立の最好機會ありたるを以て、余は此の途を撰びたり、其の至難の事業たるは余固より之を熟知せり、抑々英國には數世紀以來其の政策を支配せる強固なる獨斷的思想ありて、世界の仲裁々判者は即ち英國にして、其の海上に於ける優越權と大陸に於ける勢力の平均は即ち此の地位を保たしむる所以なりとせり、余は此の舊思想を論破することを希望せず、獨逸の勃興と漸次増大しつゝある戦争危険とは、英國をして此の舊思想の把持すべからず又實行困難なることを覺らしむるに至るべしと確信したりしが、此の獨斷的思想は英獨間に於ける協定成立の障礙となりたり。

然るに千九百十一年の危機は英國當局者をして我に接近するの機會を與へ、幾多の曲折を経て漸く小亞細亞及阿弗利加に於ける兩國經濟上の係争問題に關して意思の疏通を見たり、抑々世界市場の舞臺は廣く、兩國々民をして平和的競争を行ふに十分なり、此の平和的競争こそ獨逸が年來の主義とする處なるが、其の間英國は絶えず佛露に接近せんことを努め、遂に大陸戦争の場合に關する政治的協商以上の強固なる軍事的協商を締結するに至れり。

英國政府は努めて右事實を隱蔽せんとしたるも到底吾人の目を偷むこと能はず、當時に於ける實際の狀況は之を概説すれば英國は個々の問題に關しては我と妥協するの意ありたるも、英國政策の根本要義は勢力平均に依り獨逸の自立發達を阻止するにありたり、左れば吾人は一應英國政府に警戒を與ふるの必要を認め、既に七月中同國政府に對し獨逸は海軍に關する英露間の秘密協商の存立を知悉せる旨且つ斯くの如き英國政策は世界平和の爲め最も危険なる旨を告げ、同國政府の注意を喚起したりしが、其の後二句ならずして余の豫言は事

實となりて現はるゝに至れり。

愈々開戦となるや、英國は直に從來の假面を脱し揚言して曰く、英國は獨逸が經濟上並に軍事上に屈服する迄戦ふべしと、露國の反獨全露主義者は歡喜して之に同意し、佛國亦其の國力を擧げて普佛戦争の怨を雪がんことを期せり。

之に對する吾人の回答は一あるのみ、獨逸は毀壞せられず、是れなり。

軍備に於けると同様我財政上の實力は極めて強固にして、失業者の數は又比較的少數なり、我組織的實力と技能とは不絶種々なる新方法を案出し、以て戦争より生ずる各種の害毒を減縮且防止することに努め、全國民を擧げて父子兄弟子々孫々の屬する國土の一大目的の爲に、血と財力とを擧げて之に捧げんとす、此の世界史上未曾有の國民的精神と道義的偉績並に世界の強敵と對峙せる數百萬の忠勇なる我軍隊の武勇を稱して、或は武斷主義ミッガリスムと誣ひ、或は匈奴フレンスバルベル野蠻人と貶するものあらば、吾人は寧ろ之れを以て誇りとすべし、此の驚嘆すべき精神こそ吾人の勝利の關鍵なれ。

### 五、戦争に對する三國同盟側の責任に關し

千九百十四年十二月二十四日獨逸宰相

より遣外獨逸使臣に送致したる廻章

佛國內閣議長ヅキヅキアニーが議會に於て述べたる演說中、佛國と露國は七月三十一日の英國の申出に従ひ、軍事行動を停止し且倫敦に於て談判を開始することに同意したり、而して若し獨逸にして之れに同意したらんか、平和は之れを維持することを得たりしなるべし、と云へる一節あり。

余は佛國議會に於ける此の誤れる主張を今回の帝國議會の議場に於て辯駁するの機會を得る能はざるに依り、廣く一般の批判に訴へんが爲め、左記の説明を貴下に提示せんと欲す。

英國白書第三十六號に登載せられたる如く、英國が會議の提唱をなしたるは

七月二十六日にして、其の趣意たや塞耳比問題より起りたる紛糾を排せんが爲め、倫敦に於て獨佛伊諸國代表者をしてエドワード・グレイと合同會議せしめんとするに在りたるが、獨逸は初めより塞埃間の葛藤は單に此の二國にのみ關係するものなることを主張したるものなり、右に對しては其の後エドワード・グレイも亦之れに同意を表したるものなり。

從て獨逸は英國の提唱したる會議案を退けたり、何とすれば本問題は唯埃洪國一箇國の利害問題にして、諸列強の聯合組織に成る法廷の裁斷を受くべきものにあらざるを以てなり、而して埃洪國も亦此の提唱に同意するに至らざりし事は獨逸白書に明なり、埃洪國は塞國に對する其の宣戰布告文に於て、本問題に關し諸國の干渉を退くべき其の斷乎たる決心を宣明し、同時に獨逸國が塞國に對する領土的野心の全然皆無なることを明にせんとしたる露國の要求を至當なりとし、同國に對し何等此の種の野心なきことを表明したり、然るに露國が此の保證に満足せざりを以て、塞國問題は變じて歐洲問題となり、埃洪國及露國間

に緊張の状態を見るに至れり、而して不幸此の緊張が一轉して歐洲の大亂とならんとするを防止せんが爲めには、先づ各國間に和解の地歩を求めざる可らず、而して此の地歩を求めんが爲め、最初に努力したる者は實に獨逸なりしなり。

外務大臣ヤゴトは初め露國の希望したるが如く同國が直接に埃洪國と交渉するを以て時局を平和に解決する最良方策なりと信ずる旨を、七月二十七日英國大使と會見の際同大使に披露したり、而して此の露國の希望に基き英國の提出したる會議案は既に露國側に於ても亦豫め除かれたる次第なるを以て、獨逸は其の希望を達せんが爲めに維納に於て全力を盡したるものにして、獨逸以外の何れの國と雖も世界平和の爲に斯く迄眞摯にして熱心なる斡旋を試みたるものなかりしなり、而して英國自身も亦終に其の會議案を維持することを止め、却て維納及彼得堡間に直接交渉をなすことに左袒するに至れり（白書第六十七號）と雖も、協商國側に種々の困難ありて實現するに至らざりき、抑獨逸の盡力が成功せんが爲めには、直接關係を有せざる右列國の好意と主要關係國の靜止を

必要となしたり、反之調停せらるべき二國中の一國が進行中の運動を軍事行動によりて亂さんか、此の希望たるや決して成功すること能はざるべきは豫め明瞭なりしなり。

然らば諸國の好意は如何。

佛國の態度の如何なりしかは佛國黃書に明にして、獨逸の誓約を信ぜざりしなり、獨逸大使フォン・シーン男の有ゆる行動は猜疑眼を以て看られたり、同大使は又佛國の彼得堡に於て執るべき行動の成るべく穩健ならんことを希望したるも顧みらるゝに至らず、世人は寧ろシーン男の行動は露國の爲めに佛國を賣るものなりと解すべしとなせり、佛國黃書に依れば佛國は平和の爲めに何等積極的の行動を取らざりき、英國の取りたる態度は如何、其の外交的辭令中には、最後に至る迄調停の勞を取りたるが如き觀あるも、其の外面的動作は三國同盟側の二國の屈服を想見したりしなり、英國は大規模の軍事的施設を爲し、之れによりて特に露國及佛國をして有ゆる調停運動に對し頗る有害なる意嚮を有

するに至らしめたる主唱國たりしものなり、七月二十七日在倫敦佛國代理大使の報告黃書第六十六號に依れば、既に同月二十四日英國艦隊司令官は直接ポトランド沖に其の艦隊を集合したり、而して又英國は塞國より以前に動員し、且佛國同様彼得堡に於て穩健着實の行動を取ることを肯ぜざりき、尙ほ露國に對し動員中止の警告を與へたらんか時局は必ずや收拾回復せらるゝに至りたること明なりしに拘らず、エドワード・グレイは之れに對し何等施設する所なく、自然の成行に放任したることは在彼得堡英國大使の報告に依りて明白なり、而して之れと同時に氏は兎に角に英國が歐洲戰爭に加入するやも計り難き事を獨逸兩國に明示するの必要を認めたり、而して英國は其の會議案を拋棄せる後、獨逸兩國が獨逸の調停に服せんことを望みたると同時に、エドワード・グレイは在倫敦獨逸大使に英國艦隊の動員を通知し、白書第四十八號、且つ獨逸大使に英國は或は戰爭に参加するに至るべきを了解せんことを求め、而して彼得堡に於ては主戰論者の勝利が確定したることを前記兩國大使に通知したり。

英國大使ビュカナン氏の明晰なる見解に従へば、諸國の好感を喚起せんと欲してなしたる英國政府の此の能度は、蓋し最も不適當のものなりしなり、此等の種々の困難の下に在りて、獨逸が奥洪國をして露國の希望に従ひ、特別談判を開始するに至らしめたるは、之を特殊の成功なりと云はざるべからず、若し露國にして軍事行動を爲すことなく、單に塞國に對してのみ動員したる奥洪國との談判を繼續したらんか、恐らくは世界の平和は之れを維持することを得たりしなるべし。

然るに露國は奥洪國に對して動員したり、之れを以て奥洪國の直接交渉を廢絶せしむるに至れることは、サゾーノフ氏も亦明に諒解したる所なりき(白書第七八號參照)而して獨逸が八方苦心したる調停も之れが爲めに終に水泡に歸するに至れり。

平和を維持せんが爲めに、協商國側は最後迄如何なる處置を執りたるや、エドワード・グレイは再び其の會議案を提出せしが、サゾーノフ氏の見解によるも今

や露國が奥洪國に對して爲したる動員の威壓を借りて、英國が從來執り來れる四國會商の意見を提出すること最も時機を得たるものなりしなり(獨逸白書第七頁)ブルタレス伯は之れに依り協商諸國が其の塞國に對し期待せざりしものを奥洪國より要求するものなることをサゾーノフ氏に説示したり、彼等は軍事的壓力の下に讓歩すべきことを期待したるなり、斯くの如き關係なるを以て、獨逸及奥洪國は此の會議案に同情すること能はざりしなり、然るに尙ほ獨逸は倫敦に於て主義として四國干涉の提議には同意すれども會議の形式には賛成すること能はざる旨を宣言したり、之れと同時に在彼得堡獨逸大使はサゾーノフ氏に迫りて和議を可能ならしむる爲め露國も亦多少の讓歩をなさんことを求めたるが、此の努力は何等の結果を呈するに至らざりしことは世人の熟知する所なり。

此に於て露國は獨逸が維納に於て最後に至る迄試みつゝありたる調停運動に對し何等關係せざる如き有様を裝ひ、七月三十日夜半より三十一日迄に其の



全軍に動員を命じたるを以て、獨逸も亦動員を行ひ、次で宣戦を布告せざる可らざるに至りたるなり。

上述の如き事件の經過に依り露國の動員、佛國の軍事的豫備行動、英國艦隊の動員ありたるに拘らず、獨逸が七月三十一日に於て協商諸國の武器の下に提唱せられたる會議に同意したるに於ては、平和は遂に破らるゝに至らざりしに相違なしと主張するが如きは、暴論も亦甚しく、到底責任ある政治家の爲す能はざる所なり、要するに、四國調停の理想を不可能に至らしめたるものは、維納に於て最後迄調停の勞を取りたる獨逸にあらずして、既に開戦を覺悟し口に平和を稱へたる協商國の軍事行動なりしなり。

### 六、千九百十五年二月九日露國議會に於ける

#### 外務大臣サゾーノフ氏の演説

吾人の遭遇しつゝある歴史の時機の重大なるに鑑み、余は茲に諸君に對し現

下の政治的狀態の一斑に付陳述せんが爲め、勅許を奏請するを義務なりと思惟せり。

回顧すれば余が此の演壇に立ちて、塞耳比及白耳義の獨立に對し、埃獨兩國の亡狀なる迫害を加ふるに際し、我露國は破毀せられんとする正義の擁護の爲に、其の執りたる決心以外他に執るべき途なきことを諸君に向て指示したる以來、六箇月を経過したり。

陛下の御大心に由りて此の唯一の貴重なる針路に嚮ひたる露國は何等動搖遲疑する所なく一人の如くに立ち、而して天佑を確信し、戦争を挑發したる敵に對して奮起したり、祖國に對する大なる責任の共通的自覺と感動との下に、政府及國民は全然一體となりて活動し、而して國民の代表者たる諸君は熱誠に官民の一致を宣言し、稀有なる滿場一致を以て此の歴史的瞬間を銘記したり。

鞏固に結合したる露國は孤獨なるものにはあらざりき、吾人と志を同ふする佛英兩國は吾人と共に起ち、而して幾許もなく日本も亦起ちて吾人の味方とな

れり。

過去六箇月間我が勇敢なる軍隊は、最高總指揮官太公殿下統率の下に、露國武器の鎖磨すべからざる名譽の月桂冠に更に新らしき光輝を添へ、奇蹟的勇武を顯揚しつゝあり、我が軍隊は同盟軍と相提挈し其の目的に向て確乎たる歩武を進めつゝあり、而して吾人は彼等の勇氣を以て誇となし、又彼等の目的を容易に遂行せしめんと努め、平靜に光榮ある最後の勝利を期待するなり。

吾人の敵は誤りて形勢を打算し、容易に且つ速かに勝利を博し得べしとなし、戰場に向て血の犠牲を送り、有ゆる方法を講じ吾人と戦はんが爲め全力を緊張しつゝあるなり、而して彼等は何物をも顧慮せず、信義を破り、誑詐を逞ふして止まざるなり。

獨逸政府は先づ其の國民をして正義の己に在ることを知覺せしめんが爲め、自ら輕舉して惹起したる戰爭に於て輿論を岐路に導かんが爲め全力を傾注し、且つ事實に反し恰も今回の戰爭が獨逸に向て挑發せられたるが如く斷言す、而

して英國エドワード七世陛下の時代に於て、獨逸は既に仇敵の繞圍する所となり、危険の状態に在りたるが如く唱道するなり。然れども賢明なるエドワード王の平和を好愛するは全世界に明なる所にして、王には久しき以前より伯林政府の限りなき野心を洞察せられ、歐洲の均衡を維持するには平和的利益を主とする列國の接近唯だ之れを能くすべきことを了解せられたり。左れば王の締結せられ若しくは準備せられたる協約の類は、専ら防衛的目的を有するものなり、然るに最近數年間に於て獨逸が常に取り來れる行動は全然右とは方針を異にしたり、余は敢て茲に海軍力に關し獨逸が英國を凌駕せんと努力し、之れが爲め英國の交渉に耳を借さゞりし事迹に關し述ぶる所なかるべし、又余は獨逸が佛國の利益に對し絶えず迫害を加ふること、例せば夫の有名なるアガデール事件の如きに就き、而して又隣境中立國を自己の意思に従はしめんとする淺薄なる獨逸の企圖に就き言及する所なかるべし。然りと雖も余は露國に對する獨逸の態度にして事實上明かに責むべきものに就き諸君の前に之れを披瀝す

べし、吾人は由來歴史的傳説に忠實なるもの、善隣の好誼を尊重し來りたるに拘はらず、到處獨逸の反對する所となり、屢々彼我の衝突を見るに至れり、獨逸の外交は露國の總ての隣邦に於て、殊に吾人の最も多大なる利害關係を有する地方に於て、常に吾人に對抗したり、而して最初獨逸の行動は慎重隱約の裏に執られたるも、後には漸次明々地に鋒鏑を現はすに至れり。

スカンデナヴィヤ諸國に於て獨逸人及其の補助者は、露國と此等諸國との間に存在する良好なる關係を破壊せんとする希望を以て、最も組織的に畫策せられ露國に對する不信の種子を蒔けり、ガリシヤに於ては同種なる露西亞人の中心に内訌を起さしめんと目的を以て、伯林より齎らせる黃白を散し所謂邊疆騷擾事件なるものを人工的に支持したり、吾人と宗教を同ふする羅馬尼に於ては、其の國民間に存在する露羅兩國利害關係の共通てふ認識が獨逸の努力の爲に年と共に漸次銷磨するに至れり、而して這般利害關係の共通なるものは經濟上には兩國互に境域を接し、政治上には埃洪國の苛政の下に我同種民人の多數

が存在する所より來る當然の結果なり、勃牙利は吾人と特殊なる歴史的關係により結合するものなるに拘はらず、獨逸は有ゆる手段を盡し之を自己の勢力下に服従せしめんと努めつゝあり、土耳其に於ける獨逸の露國對抗策は最も顯著なりしものなり、余が伯林に於て信ずべきものと思惟せる説明を受けし翌日、獨逸政府は土京に於ける軍政を獨逸將校の掌裏に收めたる既成の事實の前に吾人を服せしめんと努めたるが如きは、今更諸君に對して教説するの必要なかるべし、爾來土耳其に對する獨逸の壓迫は益々其の歩を進むるに至れりと雖も、之れに就き余は他の場合に於て詳細に説明する所あるべきを以て、茲には唯だ獨逸が如何なる執着心を以て我が歐洲隣境の全部に互り自己の政治的陰謀の目的によりて吾人を束縛せんと試みたるかを述ぶるに止めんと欲す。

亞細亞に於ける情態も亦以上と異なることなし、波斯に於てはポツダム協約並に之れに關聯して吾人に與へたる明白なる約束の精神を沒却し、波斯に於ける獨逸の代表者は露英兩國の特殊利益に對し有ゆる困難を惹起せしめんとして

積極的運動に熱中したり、斯くの如き獨逸の陰謀は支那及日本に於ても吾人亦之れあるを認む、即ち彼は日支兩國をして露國に反抗して起たしめんと其の全力を傾注したりと雖も、此の計畫は吾人に取り幸に成功することなかりき。以上述べ來りたる所に據り獨逸が三國協商側より迫害を受けたりと假想的に苦情を唱ふるよりも、露國が獨逸の迫害を被むりし事實の如何に多大なるかを見るを得べし。

戦争は獨逸の意思に反し開始せられたるものなりとする彼の自信は、何等根柢なきものなること瞭然たり、何となれば近時發表せられたる外交文書は全然明確に其の反證を示すものなればなり。

獨逸に由り惡意を以て流布せられたる譏誣的風説中に、恰も露國軍隊が猶太人の住屋を破壊し、又同住民に對し暴虐を加ふるが如きことを言へり、余は今此の演壇に於て其の風説の全然譏誣なることを辯せんと欲す、即ち若し猶太人が交戦地帯に於て辛酸を舐むるとせば、亦は戦争に伴ふ避くべからざる現象にし

て、苟も同地方に在る總ての住民は一樣に苦痛を受けつゝあるものとす、夫の我波蘭に於ても又白耳義及塞耳比に於ても、其の土地の甚しく荒廢に歸せしは、獨人の手によりて爲されしものなることは、實地目撃者の確認する所なりとす、前述の如き譏誣は北米合衆國に於て同國人の露國に對する感情を毀損せしめんが爲め、獨逸官邊より特に熱心に傳播せられたり、然りと雖も米國人の常識は斯る亡狀なる欺瞞を信ずることを許さざるなり、余は露米兩國の良好なる關係が獨逸の中傷に由り何等毀損せらるゝ所なかりしを希望するものなり。

尙獨逸が吾人と争闘するに一の方法あり、之れに就き余は茲に數語を費すを無益なりとせず、其の方法と稱するは吾人同盟國間を乖離せんとするの計畫なりとす、之れが爲め或は某々國は個々に平和條約を締結せんと希望ありとか、或は同盟軍の間に戦争に關する負擔の輕重に關し不平ありとか等、常に虛偽の風説を流布しつゝあり、然れ共此等の計畫は何處に於ても反響を生ぜざりき、露國に於ては國民間及同盟國間の一致の鞏固にして分離すべからざること、而し

て其の關係が日を経るに従ひ益々緊密を加ふることを明知し居れり、共通的利益によりて結合したる吾人は、將來歐洲が鞏固なる平和を確保するに足るべき秩序を樹立せんが爲め、敵の武力を破壊すべき唯一の目的に向て進みつゝあり、而して吾同盟國は密接に結合し、即ち客歲八月二十三日(九月五日)堂々として倫敦協約を締結するに至れり。

吾人は其の共同的事業に對し全力を傾注す、同盟國は露國が無數の兵勇を戰場に送り、長大なる戦線に於て三帝國と善戦しつゝある努力を驚嘆するなり、而して吾人は又其の立場より我同盟軍の他に匹儔なき絶大の勇氣を稱揚し、陸に海に吾人に對する彼等の協力の眞價を明知するものなり、余は茲に其の痛苦と功績とを以て不朽の名譽を負へる英雄的白耳義が、一般事業の爲に發揮したる努力に對し又肝銘せざる可らず、余は今茲に露國々民の選良中にありて、我同盟國に向つて其の誠實にして有力なる協助に對し、衷心の感謝を言明するを欣幸とす。

現時同盟國と吾人との密接なる結合は、遙に現代を超越したる價值を有するものなり。

政治上及軍事上に於ける吾人の協同動作は、近時財政經濟的性質を帶べる新協商の上にも擴張せられたり、吾人の前途に横はる複雑なる問題を無事に解決する上に此の協商の意味あることは、諸君の注意より閑却せらるべきものに非ざるなり、該協商により露國及其の同盟國は根本的に獨逸を打破すべき決意を以て彼と交戦すべきものなることを明確ならしめたり。

近頃發表せられたるリッパルドランジュに就き諸君は露國が土耳其と開戦するに至れるボスホオラスの情勢を知悉せられしなるべし、余は茲に獨逸の執れる行動を指摘せざる可らず。

土耳其政府は獨逸將校を招聘し、更に軍事使節としてフォンザンデルス將軍を迎へ、之れを以て其の軍隊の勢力を強大ならしめ、莽りに柏林より傳へらるゝ危険なる露國に對し其の獨立を確保し得べしと思惟したるや勿論なり、獨逸に

至りては土耳其を以て自己の政治的企圖を遂行するの機械たらしめんと欲し、土耳其軍隊に漸次其の勢力を扶植したるものにして、ゲーベン及ブレスラウの兩艦が土耳其領水に到達したる日は、即ち土耳其が全然獨逸の手中に歸したるの時なりとす、爾來土耳其の行動は獨逸政府の壓力の下に進行しつゝあるものなることを知らざるべからず、土國政府が露國の沿岸を襲撃したる責任より脱せんとする努力は、今更同國をして獨逸の爲に致されたる危機界より脱せしむべきものにあらざるなり、余は露土國境に於て完成せられたる事件が獨逸の後見の土國を滅亡に導くものなることを了解せしめ、土耳其人を覺醒せしむることゝならんことを希望す、而して此の事件は唯々露國の武器に新名譽を加へたるのみならず、露國をして自由なる海面に門戸を開き得べき經濟的及政治的問題の解決時期に近づかしむるものなり。

本日諸君に配布したるアルメニア改革に關する文書集に就き諸君に於ても承知せられ得べきが如く、帝國政府は最近數年間露國政策の私心なき遺訓竝に

帝國の利益に鑒み、土耳其アルメニア人の状態改善に努力したり、伯林に於て我アルメニア改革の可能的計畫を察知するや、獨逸外交家は之れが正當の實施に妨害を加へんとして、故意に吾人の事業を分擔せんことを言明し、千九百十四年一月二十六日(二月八日)附露土協約は歴史的文書にして、之れが調印に據り土耳其政府はアルメニア問題に對する我特殊の位置を認めたるものとす、左れば戰爭終了後這般特殊の位置は帝國政府に於てもアルメニア人に對し好意的方針の下に行使せらるべきなり。

塞耳比保護の爲に劍に仗りて起ちたる露國は、同胞種族に對する自己の遺訓的感覺に忠實なるものなり、唯今次の戰爭は塞耳比國民の精神の偉大なることを吾人に表示し、連鎖を以て露國民を塞國民と結合したり。

余は大なる満足を以て黒山國が全スラヴ族の爲に、吾人と共に勇敢に戰鬥しつゝあることを言明す。

我同盟國たる塞耳比と安危を共にしたたる友邦希臘と露國との關係は最も

重要なる性質を有す、エリン民族の志望は今尙土耳其の桎梏下に存在する同民族を救済するに在りて、帝國政府に於ても之れに對して同情を表せざる能はず。羅馬尼國との關係は昨年六月我皇帝陛下のコンスタンザ御訪問以來帯び來れる友好的性質を保持したり、羅都並に同國地方に於て昨秋を通じ繼續したる露國に對する同情的表示運動は、即ち一方に奧洪國に對する羅馬尼國民の反感的傾向を卜したるものなり。

諸君は今より總ての非交戰國が今回の戰爭に對する關係の如何なるものなるかを聽かんことを希望せらるゝなる可し、蓋し此等の諸國は露國及其の同盟國側に附きて戰爭に参加するの利益なることを助言せられざる可らざりしものなり、此等諸國に於ける輿論は國民の理想を胎成する諸問題に對し敏捷なるものにして、夙に這般の意思を表白したるものとす、然りと雖諸君は吾と友好關係にある此等諸國の政府が、目下尙ほ最後の決定を爲さざるの事情に顧み、這般問題に對し余が明細に言及し能はざることを諒せらるべし、蓋し斯る決定を爲

すは彼等政府の事に屬す、若し國民の宿望が其の政府の採擇する處とならざる場合に於て其の責任を負ふは唯彼等政府あるのみ。

余は以上非戰國に言及し茲に西班牙及伊太利が敵國に在留する我が同胞保護に關し容易ならざる任務に服することを衷心より感謝せざるを得ず、而して獨逸人の迫害を受け瑞典國を經由して歸國したる我憐むべき同胞に對し、同國が表示したる同情的斡旋に關しても亦一言せざる可らず、實に瑞國人の這般斡旋は歸國同胞の證明する所にして、吾人は之れを以て衷心希望する善隣交誼を鞏固伸張せしむることの新動機たらんことを期待するなり。

若し夫れ獨逸兩國に於て抑留せらるゝ我同胞に關しては、帝國政府が彼等の苦痛を輕微ならしめ、成るべく彼等をして歸國せしむることに就き、種々なる方法を講じ居ることを諸君に陳述するを其の義務なりと信ず、又同胞の俘虜に關しては帝國政府は彼等の状態を改善することに就き歩を進めつゝあり、其の一として羅馬法皇ベネデクト十五世の博愛仁慈に訴へ、相互的基礎の下に少くと

も戦闘力を失ひたる我軍人にして之を俘虏として抑留するは唯殘忍なる道德的苦痛たるに止まるものなれば之に對して交換を行ひ各々歸國せしめんと爲したり、思ふに法王の寛大なる提言は各交戦國の等しく採用すべきものなることを信ずるなり、土國との戦争開始以前に於て、吾人は千九百十三年の秋開始せられたる波斯灣よりアララットに至る土波兩國々境劃定に關する困難なる事業を完成し、右兩國間に多年の重大なる紛議を惹起せんとしたる問題を解決するを得たり、露英兩國の仲裁に依り波斯の土地にして土國が從來何等の權利を有せざりしに拘らず種々なる要求を提出し且つ其の一部を占領し居りたりしもの二萬方露里は波斯の領土として之れを收めたり、露土開戦と同時に波斯政府は嚴正中立を遵守すべきことを宣言したりと雖も、此の宣言は波斯人をして自己の味方に誘致せんとする獨逸、土三國代表者の熱心なる煽動的計畫を阻止することなかりき。

ネジエフ及グルベルに於ける高級回教僧侶より發したる檄文は、露英兩國に

對する所謂神聖戦争に波斯人を引込まんとするものにして、獨逸、土三國勝利の虚報を傳へ、波斯人をして同國に於ける露英の干涉より脱出せんとする思想を鼓吹したり、此の謀計は殊にアゼルベージャンに於て執拗に演ぜられ、土耳其人は同地方クルド人の一部を其の味方に引込むを得たり、最もクルド人は開戦以前に在りて土領に於ける同人種若くは土耳其兵士と連合してウルミヤ及ホイ地方に於て露國に對して敵對行爲を開始したるものなり、開戦後土國軍隊は先づ波斯の中立を破壊して其の境域を侵し、クルド人の無数の匪徒の援助の下に我軍隊を駐屯せる地方に進入し、其の結果アゼルベージャンをして露土交戦地帯の一部たらしむるに至れり、茲に注意を要するは波斯の領土内に我軍隊の駐屯することが同國の中立を侵害するものに非ざることなり、抑も露國軍隊の波斯領土内に駐屯することとなりたるは數年以前の事にして其の目的は我領土と隣接し吾にとり最大至重の意義を有する地方にして、若し土國にして其の一部に占據するに於ては、高架索に對する作戦上好箇の根據地となるべき波斯地



方の秩序を恢復し、且つ之れが維持に任ぜんとするにあり、波斯政府は事實上自己の中立を維持すべき實力あるものに非ざるを以て、土國の中立侵害を抗議したりと雖も、何等の結果を收むるに至らざりき。

余は大なる満足を以て波斯問題に關して露英の關係が全然相互的信頼及誠意的協同動作に出づること從來會て見ざる所なるを云はんとす、斯くの如き状態は同問題に關し將來起り得べき複雑なる事件を無事に解決するに最好なる擔保なりとす。

吾人が千九百七年及千九百十年に於て日本と締結したる協約は、現時殊に著しく其の效力を發揮し、豊富なる成果を齎せり、今回の戦争に於て日本は吾人の味方となり、彼我の關係は事實上同盟國たり、日本が獨逸に布告したる戦争は太平洋面より獨逸人を驅逐し、而して支那に於ける獨逸の根據地たる膠州灣は日本の掌裏に歸したり、八月二十三日(九月五日)の協約に日本政府の調印を缺くも、而も日英同盟條約中には兩締約國が單獨に平和を締結することなき雙方の義務を規定しあるを以て、今回の戦争に於ても獨逸政府は英國と平和を締結するに先ち、從つて佛露兩國と講和するに先ち、日本と之が締結を爲すこと能はざるなり、日露兩國間既成の關係は近時日本政府が支那政府に提出するを必要と認めたる要求中に於て、露國の利益と相反する何物をも含まざることの確信を吾人に與ふ。

露支の關係如何と見れば是亦近時良好に向ひつゝあるを悦ぶなり、蒙古問題に關し支露兩國委員が恰克圖に於て從事しつゝある談判の進捗は固より緩慢なりと雖も、然かも平和的にして余が他日諸君に對し對外關係を説明する場合に於て同談判が無事に終了し、而して外蒙古の内治上に全然獨立を保たんとする蒙古人の希望を満足し得べき露支蒙三國條約の締結せられたることを報告し得ることを期待するものなり、而して此の條約が外蒙地方に於ける露國の利益を保護すると同時に、支那をして耻辱を感ぜしむることこれ無かるべし。

諸君、終に臨み余をして一の希望を述べることを得せしめよ、半歳以前一大決

心を要する峻嚴なる時期に於て、政府及諸君が代表せらるゝ國民は、皇位を中心として緊密に結合し、和衷協同して全露國防禦の爲めに起てり、當時發揚せる同心一致は凡て吾人を抱擁し、至難なる功業に向つて吾人を進ましめたり、吾人は將來に於ても其の着手せる事業を完成せんが爲め、和衷協同して之れに當る可きなり、而して吾光榮ある軍隊の勇武に由り收め得たる所を處理するに當り、政府は露國の幸福と名譽とに關して其の前途に横はる複雑なる政治的問題を解決せんが爲め、議會に於て親善なる國民の援助を期待するものなり。

七、千九百十五年三月二十一日倫敦 Bechstein Hall

に開催せられたる戦時講話會に於ける英國

外務大臣サー・エドワード・グレーの演説

本日は友人 Buchan 氏より戦争に關する講話を聽かん爲め此の會合を見るに

至りたる次第なるが、予は此の機に際し、戦争の原因及目的に關し一言する處あらんとす、吾人は目下今回の戦争に於て終局の勝利を博すべき方法に關し折角考慮を運らし居るものなるが、吾人は同時に該戦争の原因、性質並に吾人奮闘の主眼に關しては寸時も忘るゝ所あるべからず。歐洲に於ては、過去數箇月間に鉅億の資財を費し、數十萬の人命を失ひ、數百萬の不具者負傷者を出したる次第なるが、右は關係各國の會議或は協同審議の方法に依り容易に之れを回避し得たるべく、而も斯かる會合は倫敦、海牙或は獨逸の贊同する場所及方法にて之れを開催し得たりしなり。今回戦争の起因たる塙塞間の紛議は、右會議の方法に依らば二箇年前巴爾幹問題を處理したるよも遙に容易に之れを解決し得たりしならん。獨逸は巴爾幹問題を解決したる倫敦會議の經驗に依り、何れの列國會議に於ても平和に對する英國の好意は之れを信賴し得べきことを知悉し居れり、吾人は巴爾幹會議に於て何等外交上の勝利を欲したるものに非ず、從て何れの陰謀にも關與したることなし、公平無私一意平和の克復に盡瘁したるも

のにして、客年七月に於ても亦素より同様の措置に出る覺悟なりしなり。近年英國は獨逸に對する侵略は一切之れを支持せざるべき旨の有ゆる保證を同國に與へたり、唯獨逸が其の隣國に對し侵略を試むるに際しても英國は袖手傍觀の地位に立つべしとの無條件の約束は、吾人之れを與ふることを爲さざりしのみ、昨年七月開戦前佛、露、伊三國は會議開催の議に同意を表し、殊に露國皇帝は會議開催に關する英國政府の提議ありたる後獨逸皇帝に對し、該紛議を海牙に附託せんことを提議せられたることは、既に吾人の知悉せる通りなるが獨逸は此等の方法に依り該紛争を處理せんとする一切の提議を拒絶したり。斯くして獨逸は歐洲を擧げて鐵火の渦中に陥れ、自身のみならず歐洲大陸の大部分を慘境に捲き込みたるものにして、之れに對する全責任は永劫獨逸に於て之れを負擔せざるべからず。

獨逸政府が戦争に對し準備し居りたることは吾人の知る所にして、今回の戦争は吾人の記憶する限り普漏西が歐洲に於て爲したる第四回目の戦争なり、即ち

ちシキレスウキヒ・ホルスタイン戦争、千八百六十六年の普墺戦争、千八百七十年の普佛戦争は總て普國の準備計畫したるものなることは、其の後發表せられたる文書に徴して明かにして、今日更に同様の出來事を見るに至りたるが、斯かる戦争は今回を以て最後たらしめざる可らずとは吾人の固く決心する處なり。

英國は豫て白耳義に對し、他國が同國の中立を尊重する限り英國は斷じて之れを侵害することなかるべき旨の保證を與へたることあり、尙ほ余は戦争より餘程以前同國に對し同様の誓約を與へ、開戦間に當り佛獨兩國に對し同種の誓約を爲さんことを求めたるに、佛國は直ちに之れに應じたるも、獨逸は之れを拒絶せり、其の後獨逸は白耳義に侵入したるを以て吾人は遂に全力を擧げて獨逸に反抗するの已むを得ざるに至りたる次第なるが、吾人にして最初の瞬間に於て此の擧に出でざりしとするも、今日獨逸が白耳義を侵略し近時の戦争法並に永遠に互る人道律を無視し、戰鬥員非戰鬥員の別なく之を射殺するに當り、誰れか依然として拱手黙坐之れを傍觀し、以て不窮の汚辱を受くるを肯んぜんや。

然らば吾人奮闘の目的は何ぞや、將來適當の時機に於て同盟各國は同盟規約に準據し、英國と協同して講和條件を提議し、世間にも之れを公表するならんが、其の必須條件の一は白耳義が其の獨立、國民的生活及領土を恢復し、並に其の受けたる慘酷なる被害に對し出來得る限りの賠償を得ることならざるべからず、然れども右は吾人が同盟國と結束して健闘しつゝある大目的の一部に過ぎず、其の主眼とする所は歐洲國民が大小の別なく各々自由に其の獨立的生活を営み、絶對自由の中に各自に適應せる政體を運用し、以て其の國民的發展を計り得るに至らんこと之れなり、獨逸の理想は自國民を以て優勝國民となし、其の勢力發展を目的とせるものは萬事之れを適法とし、之れに反抗するものは一切之れを不法とするものにして、換言すれば彼等は大陸國民の覇者となり、此等國民に自由を與ふるに非ず、却て獨逸に屈從せしめんとするものなり、予は斯かる境遇の下に生息せんよりは、寧ろ此の大陸を去るか若くは死せんことを欲す。

今回の戦争終結後は吾人並に歐洲各國民は“Supreme War Lords,” “Shining

Armour”或は“Sword rattling in the scabbard”等の話に脅かされることなく、且つ普國の軍人輩に吾人の政策を左右せられ、國民の運命及活動を支配せらるることなき、完全自由の生活に入らざるべからず、吾人は同盟國同様各國の爲め且つ互に協力して歐洲の爲め、各國民共總て獨立主權を維持し、獨逸の優越なる覇權の蔭に非ずして、對等自由の光明の中に國民的生存を繼續する權利を要求するものなり。

年齢の關係上並に他の事情に依り國內に残れる吾人は、自ら進んで其の生命を賭し既に海陸戰場に倒れたる同胞に對し一切の榮譽を拂はざるべからず、永劫不朽の名譽光榮は彼等の受くべき報酬なり、吾人は又赫灼たる勇氣並に崇高なる愛國心を發揮したる勇敢なる同盟國の海陸軍に對し充分なる敬意を致さざるべからず、彼等が吾人の間に煥起したる賞讃の念は、協心武器を執て共同の敵に當れることと相俟て、相互間の友情を鞏固にし、國民的好意を不朽のものたらしむるものにして、右は長く吾人の記憶に存せらるべし、國內にありて國家に

奉仕する吾人は、其の身分の何たるを問はず、現下危急の秋總て全力を盡して國民的生活の維持に努め居るものなるが、斯くの如く一國の大事に際し而も公正なる目的の爲め奮闘し居る際、國家に奉仕する程崇高なる機會は到底他に之れを求むべからずと信ず、實に英國有史以來今回の如き大なる危機に際會したることなく、其の目的の公正なる今回奮闘の右に出づるものなし。

### 八、千九百十二年英獨交渉に關する千九

百十五年七月十八日發刊北獨日報社

#### 説の一節

千九百十二年英獨交渉に關する獨逸側最初の提案は左の如し。  
締約國の一方が、一國又は數國と戰爭する場合には、締約國の他の一方は少くも好意的中立を守り、極力戰爭の局限を圖るべし。

英國は右提案を以て過大なりとし、左の對案を提出したり。

英國は獨逸に對し挑發せられざる如何なる攻撃をも爲さざるべく、且つ獨逸に對して如何なる侵迫的政策をも執ることなかるべし。獨逸に對する攻撃は、英國が現に其の締約國たる如何なる條約、協約又は提挈の目的をもなさず、又英國は斯くの如き目的を有する一切の約定に加はることなかるべし。

右英國の對案は獨逸の到底受諾し得ざるものなりき、何となれば挑發せられざる攻撃なる字句の屈伸性を有するは別とし、締約國の他の一方に對し理由なしに之れを攻撃せず、及之れに對して侵迫的政策を執ることなかるべしと云ふが如き約定は、特殊の修交條約の基礎たり得ざるものなればなり、前記英國對案の保障の如きは文明諸國間の國際上の通義なり、左れば獨逸は右英國の對案に對し、更に左の如き修正案を提出せり。

締約國の一方が一國又は數國と戰爭するに至り、攻撃者たりと謂ひ能はざる場合には、他の一方は少くも好意的中立を守り、戰爭の局限に盡力すべし。

兩締約國は其の一方が第三國の明白なる挑發に依りて、戦争を餘儀なくせられたる場合には、其の執るべき態度に關し互に協定を行ふ義務を負ふ。

右提案も亦サー・エドワード・グレイの容るゝ處とならず、氏は其の前提案の冒頭を左の如き無意味の形式に變更せんことを提議したり。

英獨兩國は相互に其の平和及友好を確保せんことを欲し、英國は獨逸に對して挑發せられざる如何なる攻撃をも爲さず又斯くの如き攻撃に参加せず、且つ獨逸に對する侵略的政策を執ることなかるべきを茲に宣言す。

歐洲並に世界平和の爲め獨逸帝國政府は右提議に基き商議を行ふことに同意したるが、同時に左の一項を之れに附加することを條件としたり。

故に英國は獨逸が戦争を餘儀なくせられたる場合には、當然好意的中立を守るべし。

然るにサー・エドワード・グレイは斯くの如きは英國内閣の決議の範圍外に超越し、且つ現に英國が他國と有する親交に有害なりとの理由より之れを拒絶し

たり、仍て獨逸は遂に本件の交渉を斷絶するに至りたる次第なり。

以上の報道は如何に英國が斷乎として局外中立の約定、換言すれば英國自身直接にも又は獨逸が第三國より戦争を餘儀なくせられたる場合にも獨逸を攻撃せずとの保障を與ふるを拒みたるかを知るべし、歐洲並に世界平和の保障たる英獨間の親交は蓋し此の相互的局外中立の保障の上に於てのみ樹立し得べきなり、然るに英國は獨逸の提議を拒み、佛露との親交を維持し、獨逸を屈服するに足ると信じたる所謂勢力の平均 (Gleichgewicht der Kräfte) を維持するを以て、平和の維持よりも寧ろ重大なるものと認めたり。

前記獨逸提案の明示するが如く、獨逸は英國側に於て屢々主張せられ、且つ開戦後アスク・ホプス氏の演説中にも誤傳せられたるが如き、絶對無條件の局外中立を主張したる次第にあらず。由來侵迫的戦争の意圖は獨逸の常に排斥し來りたる所従て英國中立の保障は唯獨逸が外部より戦争を餘儀なくせられたる場合のみにて足れる次第なり。

露國主戦派が英國の援助を確信して挑發したる今次の戦争に英國が参加したることは即ち英國外務大臣の提議を不十分なりとして斥けたる獨逸政治家の明敏達識を立證するものと云ふべし。果然同年十一月英佛防禦同盟の性質を有する外交文書の交換サー・エドワード・グレイ及佛國大使カムボン氏との間に行はれたり英國が佛國北岸の防禦義務を約したる瞬間英國は現時の戦争を開始せしめたる佛露の侵略政策の共力者となりたるものなり。

### 九千九百十五年八月十九日獨逸帝國議會

に於ける宰相フォン・ベートマン・ホルウエ

#### ヒ氏の演説

諸君前會期以來非常なる事態は再び發生したり佛軍が決然たる努力を以て驚多の犠牲を措まず我が西方守備線を破らんとする企圖は我勇敢なる軍隊の

爲に全然失敗に歸し容易く其の垂涎の地を略取し得べしと心得たる新來の敵伊國は兵力の優勢と多大の犠牲を以てして尙其の計畫は今日迄の處美事に破碎せられ、ダーダネルスに於ける土國軍隊は勇敢に其の陣地を保持しつゝあり、而して我軍の向ふ處として敵軍を撃破潰走せしめざるなく、ガリシア全部、波蘭、リツアニア及クールランドを露國の羈絆より脱せしめ、イワンゴロツド、ワルソ、コヅノを陥れ、深く敵地に侵入して我陣地は到る處に堅固なる城壁を成せり。吾人は光輝赫々たる我軍隊に信頼し毅然として恐るゝ處なく將來を展望し得べし。

敵國に於ては戦局の真相に關し其の國民を欺瞞しつゝあり、彼等は其の敗北を否認せざると同時に、我方の勝利を以て我に對する新たなる誹謗の用に供せんとす、彼等は即ち戦争の初期我軍の勝利を收めたるは久しく戦備を治めたるが爲めにして、彼等に於ては平和を愛好するの餘り戦備を調べざりし次第なりと云ふ、而かも事實は然らず、諸君は昨年春露國陸軍大臣が露國軍隊の戦備完全

せる旨を賞讃せる一文を頒布せることを記憶せらるべし、諸君は又佛國が近年頻りに煽揚的言辭を弄したりしを記憶せらるべく、又佛國は露國に對し財政上の援助を與ふるに際し、毎次其の借款の大部は之れを軍費に充當すべきことを條件としたるを記憶せらるべし。

八月三日英國外務大臣は議會に於て、通商の保護、沿岸線と各種の利益を防衛するに十分なる強大なる艦隊を有する英國は、戦争に参加するも其の受くる打撃は參加せざると大差なかるべし」と述べたり、開戦間際に當り斯くの如き冷靜にして商賣的なる言句を用ひ且つ此の主義に依りて自國及友邦の政策を指導するものは、即ち自己及其の同盟國の準備整頓せるを知るものにあらずして何ぞ、白耳義の爲めに戦ふとの假言は今や英國にては放抛せられたり、幾多の小國は今日尙英國及其の同盟國が彼等の保護と文明自由の爲めに戦ひつゝありと信ずるや否や、海上に於ける中立國の商業は極度迄英國の抑制を受け、獨逸向の貨物は中立國船舶に搭載するを得ず、中立國船舶は公海に於て英國海員を搭

乗せしめ之れが指揮命令に従はざるべからず、英國は又策戦上の便宜を名として容赦なく希臘の島嶼を占領し、且つ同盟國と協力し、勃牙利の加勢を得ん爲に希臘に迫りて土地の割讓をなさしめんとしつゝあり。又露國は波蘭に於て人民の自由の爲に同盟國と協同戦争しつゝありと云ふに拘らず、其の軍隊の退却に際しては全土を荒廢に歸せしめざれば止まず、市街は灰燼に歸し、田畑は踏み躪られ、人民は猶太人基督教徒の別なく有ゆる不便と苦痛の内に無人の郷土に運び去られつゝあり、是れ即ち彼等が獨逸の野蠻に對して擁護せんとする自由と文明なり。

英國が小國の保護者を以て自任するは世界を以て健忘者と思惟するもの、千九百二年の南阿の征服に次ぎて、佛國とモロッコ埃及の交換條約を締結し、千九百七年には露國と波斯に於ける勢力範圍の劃定に關する協定を行へるが如き、即ち其適例なり、斯くの如き政策を踏襲せるものは四十餘年間歐洲の平和を擁護し他國が戦争と領土征服に従事せる時に當り獨り平和の發達に盡瘁したる



邦國に對し、何を以て戦争を欲し領土の擴張を望めりと非難し得べきか、英國政策の傾向と戦争原因を示すべき證據は白耳義外務省の公文書中に明なり。(數箇の白耳義外務省にて押收の公文書を朗讀す)

一部の人士は余が一再ならず英國との協定を計らんとしたるに對して余の短見を非難するものあるも、余は自ら此の努力をなしたりしを上帝に謝す、何となれば萬一平和を目的とする誠實なる協定の英國との間に成立さへしたりせば、今次の怖るべき世界的禍亂は發生せざりしこと明確に證明せられたればなり、エドワード七世は獨逸孤立政策の實行を以て其の畢生の事業とせられたり左れば同帝の崩御後余は已に千九百九年八月を以て英國との間に開始せられたる協商の一段の進捗を期待したりしが、協商は不幸翌々年に至るも何等の成果を齎らずに至らず、當時モロッコ問題に關し獨佛間に危機あり、英國のアント・ポリチックの結果世界の平和は著しく危殆に瀕したりしが、英國國民は當時政府の政策の如何に危険なるやを十分了解するに至らざりしが、危機去りて

後世界的戦争の危機間一髪を容れざりしことを認むるや、獨逸と意思疏通を計るの必要英國識者の間に認識せらるゝに至り、斯くて千九百十二年の所謂ホルデン・ミッションの實現となれり。

ホルデン卿は英國は獨逸と協定を行ふを希望するものなる旨を確言したが、當時我方には海軍擴張問題あり、余は卿が悲觀の態度あるを見英獨協商の成立は英獨間は勿論世界の平和を確保するものなるを以て、其の價値は二三のドレッドノートに比すべくもあらずと語りたるに、卿は余の所見に同意を表し、同時に質たすに、若し獨逸にして英國に顧慮する所なきに至らば、佛國を襲ひ之れを破砕するが如きことなきやを以てしたるを以て、余は四十年來の獨逸の平和政策は此の質疑に答へて餘りあるべきを述べたることあり、我方にして若し侵略的攻撃を企畫せりとせば、絶好の機會は已に南阿及日露戦役に於て存在したり、ホルデン卿の退獨後商議は尙ほ引續き倫敦に於て繼續せられたり、英國と永久の協定を得ん爲め、我方は最初英獨無條件中立の議を提議したるが、此の

提議は過度に失せりとして英國の拒絶する所となりたるを以て、更に我方は中立の場合を制限し一方が攻撃者たりと云ふを得ざる場合に限らんことを提議したるに是れ亦先方の承諾を得ず、却て次の如き對案の提出を見たり。

英國は挑發せらるゝことなくして獨逸を攻撃し又は獨逸に對して侵迫的政策を執ることなかるべし、獨逸に對する攻撃は一切の條約又は英國が現に屬する提挈の目的たることなし、又英國は獨逸に對する攻撃を目的とする何等の約定に加盟することなかるべし。

右に對し余の意見は挑發せらるゝことなくして他國を攻撃し又は他國の攻撃を行はざるべしとの約束は重大なる協約の目的となり得ずと云ふにありたり、此に於て英國は更に兩國は相互に平和と友誼を確保せんことを希望するを以て英國は挑發せらるゝことなくして獨逸を攻撃云々の冒頭を附加せんことか提議したり、左れども斯くの如き冒頭を附加したりとして英國提議の内容には何等の變化を來すことなきを以て、我方に於ては如何にもして歐洲平和の確保

を計らんとし熟慮の末遂に次の一句を附加するを條件として英國の提議を承認すべき旨を明言したり。

故に英國は獨逸が戰爭を餘儀なくせられたる場合には當然好意的中立を守るべし。

諸君は右の一句を注意せらるべし、即ち我方は戰爭を餘儀なくせられたる場合に中立を要求したる次第なり、然るに英國外務大臣は斯くの如きは英國と他列國との現存の友好關係を危険に陥らしむるとして絶對に之れを拒絶し、斯くて交渉の終結を見たる次第なり。昨年十月二日アスタイス氏はカーディフに於て獨逸は英國が挑發せらるゝことなくして獨逸を攻撃することなしとの英國提案を以て不十分なりとし、獨逸が戰爭に従事する場合英國に中立を守るべき旨を要求したりと述べたるも、右は全く氏が事實を曲誣したるものなり、勿論交渉の當初我方は絶對の中立を要求したるに相違なきも、其の後中立の場合を制限して獨逸が戰爭を餘儀なくせられたる場合に限ることゝしたり、氏は此の

事實を陰蔽したり、余は氏が不正の手段を用ひて英國の輿論を謬らしめたりと斷言し得べしと信ず、若し氏にして事實を發表したらんには如何で

此の要求即ち無條件中立の要求は當時獨逸が攻守の兵力殊に其の海軍の大擴張をなしつゝあるの時に於て提出せられたり、彼等は歐洲を征服し之れを統治するの機會を撰びたる際、我方の關する限り自由行動を許すべしと要求したり。

と斷言し得べきか、余は本件實際の消息に精通せる氏の如き大政治家が、如何にして斯くの如き事實に相違せることを公言し得べきかを了解するに苦しむ、余が特に茲に之れを述ぶる所以は、敵國が用ゆる虚偽譎詐に對し滿天下に訴ふる處あらんが爲なり、惟ふに彼等の奸計は或は一時其の目的を達することあるべし、左れども歴史が公平なる判斷を下すの時は來らん、當時英獨間誠意の協定に依り世界の平和を確保し得べき機會は正に到來し、我方は何時にても之れを利用せんとしたるも英國の拒絶に遭へり、英國は永劫此の責任を免るゝこと能

はざるべし。

ホルデン協商後間もなく英佛間攻守同盟の締結あり、英國政府は昨年開戦間際迄右の事實を國民に秘し、議會に於ても政府は終始大陸戦争の場合英國は全然自由行動の餘地を有せる旨を宣明し居りたり、又千九百十四年春英露海軍協商の開議せられし際にも、英國政府は同様秘密政策を行ひ、斯くて反獨傾向を有する協商國側の包圍線は獨逸に向て益々其の緊密の度を増すに至れり。

露國に關しては余は協商國側の各國と個別的の親誼を維持することは即ち緊張を寛和する所以なりとの確信を以て、終始露國に對する態度を定めたり、各個の問題に關して我方は露國と意思の疏通を見、政府間は勿論個人の信任に於ても亦極めて良好なる關係を有したり、然れども兩國關係の大局に至りては佛國の復讐心と露國に於ける全露主義者の膨脹政策が絶えず倫敦内閣の反獨的均勢主義の刺激を受けたる爲め毫も改善せらるゝ處なく、兩國關係の緊張は漸々高潮に達し、遂に千九百十四年の夏期に至れり、英國に於ては余が同國の提議

に係る列國會議に参加を承諾したりせば戦争は避け得べかりし旨を主張し居れるが、抑々右英國の提議は七月二十七日英國大使より我方へ提出せられたるものにして、當時我外務大臣は英國大使に對し、露國より接到の情報に依れば、露國外務大臣は奥國と直接交渉を試みんとしつゝある由なるが、右直接交渉は満足なる結果を齎らすべしと思考せらるゝを以て、此の際英國の提議は其の必要を見ざるべく、暫く兩國交渉の成行を待つを可とすとの意見を述べたり。英國大使は右の次第を本國政府に電報したるに、英國外務大臣よりは奥露の直接交渉は他の一切の方法にも優るものと思考するを以て他の提議は之れを放棄する旨の回答を得たり。斯くの如く英國外務大臣は獨逸の見解に同意し、列國會議の提案を撤回したる次第なり、斯くて我方は同盟規約の許す限りの程度に於て奥國に仲介の勞を執りたる次第は余が曾て諸君の前に陳述したる所の如し、然るに七月二十九日に至り一方我在露大使より奥國政府は露國との直接交渉を全然拒絶したる旨露國外務大臣より談話あり、仍て復々英國の提議に係る四

國會議の提案に立戻るより外なかるべしとの電報接到すると同時に、他方奥國政府よりは何時にても露國との直接交渉に應ずべき旨の聲明ありたるを以て本件に關しては奥露何れかに何等かの誤解ありしこと明なり。

此に於て余は直に我在奥大使に對し、奥國政府の態度に關して何れにか誤解ある旨並に我方は奥國に對し戦争状態にある塞國との交渉を開始せんことは固より之れを期待すること能はざるも、露國との意見の交換を拒むは非常なる誤謬なり、我方は何時にても同盟國の義務を履行する所存なるも、我忠告を無視して奥國の惹起したる世界的禍亂に引入れらるゝことは之れを拒まざるを得ざるを以て、右の次第を十分強硬に奥國政府に申入るべき旨を電訓したり。右に對し我在奥大使よりは奥國外務大臣の云ふ處に據れば誤解は露國側にあり、在露奥國大使には直に露國と談判を開始すべき旨を電訓したる由を回答し來れり。

開戦前に至り英國に於ける輿論漸次昂騰し、平和維持に關する我方の努力に

對する疑惑の聲漸く高まりたるを以て、余は以上の事實を英國新聞紙上に公表したり、然るに今日英國に於ては右の事實の無根にして、我在澳大使に對する訓令は單に輿論を誤らんとする虚構の事實に過ぎずとする議論廣まり居れり。兎に角上述の直接交渉に關する誤解は一掃せられ、澳露間の直接談判開始せられたるが、露國動員の結果遂に其の中止を見るに至れり。

余は茲に出來得る限りの盡力と且つ成功を以て澳露の直接交渉を實行せしめたるものは我方なるを繰回さんとす、我方が列國會議開催に關する英國の提議を拒絶したる結果生じたる戦争の責任は我方にありとなす斷定は、敵國が己れの非を蔽はんが爲に行ふ誹謗中の一部類に屬すべきものなるべし、戦争は唯露國の動員の結果避くべからざるに至りしものなり。

諸君、戦争の永引く程歐洲は戦争の瘡痍に惱むべし、然れども戦後の世界は決して敵國の夢想するが如きものにあらざるべし。彼等は往時の歐洲を追想し、獨逸の勢力は全く地に墮ち、其の工商業は衰頹を極め、其の海軍は全滅に歸し、強

大なる露帝國の附庸たるに至るべしとなせり。否、諸君、今次の戦争は決して往時の歐洲を再現するが如きことなかるべし、新歐洲は現出せざるべからず、一度歐洲に平和の來るあらんか、开は侵すべからざる強大なる地位に立てる獨逸に依るものならざるべからず、英國の勢力平均主義は消滅に歸すべし、之れ實に戦争製出の溶爐に外ならざればなり、八月四日我在英大使がサー・エドワード・グレンに告別の際、同氏は英獨間に破裂したる戦争は平和の克復に當り同氏をして英國の中立が齎らすより多大の効果ある事業を成さしむべき旨を述べたるが、蓋し同氏の眼前には敗殘の獨逸の背後に優勝せる露國の巨像の現はれたることなるべし。

左れば諸君、獨逸は今後他國をして再び我に對する孤立政策の企圖を敢てするが如きことなからしめん爲め、益々我地位を鞏固堅實ならしめざる可らず、吾人は我國民と他國民の保護の爲に海上の自由を得ざるべからず、其の自由は英國の所謂自由の如きにあらず、萬民に平等なるものならざるべからず、吾人は小

國を威赫せず、大小諸國民の平和と自由の保護者たらざるべからず、余は單に日耳曼民族のみに關して述ぶるにあらざり、請ふ見よ協商側は如何に熱心にバル幹諸邦の心を動さんとし、告ぐるに中歐兩帝國の勝利は彼等を奴隸となすべく、協商國側の勝利は彼等に自由と獨立と領土擴張と經濟上の繁榮とを齎らすべし、かを以てしつゝあるかを。

露國の權力渴望がバル幹人の爲めのバル幹なる標辭の下にバル幹の聯盟を創成したるは僅に數年前のことなりしが、露國が塞國に左袒し其の勃牙利との協約を破棄せしめたるの結果、其の聯盟は忽ちにして瓦解に歸したり、波蘭に於ける獨逸軍の勝利はバル幹をして露國の壓迫より免れしめたり、英國は曾てバル幹の保護者たりしことあるも、露の同盟國としては唯其の獨立の抑壓者たるを得るのみ。

要之、前世紀に於ける如何なる大國民も獨逸人程の苦難を嘗めたるものなし、左れば吾人は此の苦難の裡に大事業を成就せんとする精神を吾人に與へたる

運命を愛好す、何となれば統一の業成りたる我帝國にとり、平和の一箇年は實に吾人の利得にして、戦争を行はざりし結果吾人は多大の進歩をなし得たり、吾人は戦争を要せず、獨逸は未だ曾て歐洲の覇權を獲んと力めたることなし、獨逸の欲望は世界の大小各國民と文明の進歩の爲め、平和的競争場裡に優者たらんとを期するにあるのみ、今次の戦争は實に我獨逸が其の道義的實力に依頼して如何なる大事業に堪へ得るかを立證したり、吾人は政府に依りて戦争を餘儀なくせしめられたる國民を憎まず、左れどもセンチメンタリズムは吾人之れを忘却せり、吾人は此等の國民が衷心悔悟して平和を欲し、佛國の陰謀、露國の征服の野心、英國の後見なき自由の新歐洲の出現の爲め途の拓かるゝ迄は戦争を繼續すべし。

一〇、千九百十五年八月十九日獨逸宰相の説

演に對し同月二十五日英國外務大臣サー！

エトワード・グレーより各新聞社に送られた

る反駁書翰

拜啓、先週行はれたる獨逸帝國宰相の演説中には、詳細の論議は他日他の方法に依るを適當とするも、差當り新聞に宛てたる書面を以て評説するを適當とする數點あり。余は事實と事實の齎らす感想とを出來得る限り簡單且つ明確に敘述すべく、貴下の好意に依り之れを公表せられんことを希望す。

一、英國公使館附武官との會談に關する白耳義國の記録は、同國が其の中立を英國に販り事實上獨逸に對する密謀を企圖したるの證據として昨年獨逸の公表する所となりたるが、右會談に付ては我外務省にも又記録に徴するに陸軍省

にも當時何等の報告なく、獨逸の公表に依り初めて承知したる次第なり、但し右會談は單に白耳義が攻撃を受くることあるべき萬一の場合に關するものにして、英國軍隊の白耳義進入は白國領土が獨逸に依り侵迫せられたる後に限ることとを明記し、何等英國政府をコミットしたるものにあらず、英白兩國政府間には何等の協定又は協約の存在せしことあらず、何故に獨逸宰相は千九百六年の此等非公式の會談を引用し、却て千九百十三年四月余が白耳義公使に對し英國が他の中立諸國同様白國に對して希望する所は其の中立の尊重せらるゝに在ること、竝に他國に依り其の中立の侵害せられざる限り英國は決して白耳義に軍隊を派遣せざるべき所存なる旨を力説したる次第を全然無視するや、獨逸が第一に白國公文書を利用せるは、白耳義を責むるに獨逸に對する悖信の罪を以てするの用に供したることを記憶せよ、然れども事實は如何、千九百十四年七月二十九日獨逸宰相は將來白國を獨立たらしむべしとの約束により我方を誘ひ、以て白耳義中立侵害の黨與たらしめんことを試みたり、開戦當時同宰相は白耳

義條約を以て一紙片に過ぎずとなし、獨逸外務大臣は又佛國攻撃の爲めには白國を通過するの外他に捷徑なき旨を説明したり、當時獨逸外務大臣の言辭は茲に再録するの價值あるべし。

帝國政府は作戰上機先を制する爲め、最捷且つ最易の途に依り佛國に進入し、出來得る限り迅速に致命的打撃を敵に加へざるべからず、右は帝國の死活に關する事項にして、若し更に南方の通路を採りたらんか、道路の寡少と強大なる要塞の存在は到底多大の時日に互る強力なる抵抗なくして進軍するを得ざらしめたるなるべし、曠日彌久は即ち露軍をして我國境方面に兵力を集注することを得しむる所以なり、行動の迅速は獨逸の大武器にして、露國の武器は其の軍隊の無盡藏なるに存せり。

獨逸宰相は又昨年八月四日帝國議會に於て白耳義及ルクサンプブルグ中立侵害に關し左の如く述べ居れり。

余は腹藏なく語るべし、吾人が右に依りて(中立侵害を指す)爲したる罪過は吾

人の軍事上の目的にして達せらるるや否や之を補正するに努むべし。

由是觀之、獨逸の白耳義中立侵害は獨逸が實際其の中立を保證したりしに拘らず豫定の計畫に出てたるものにして、事後之れが辯解として無辜無害の白國政府及人民に對し陰謀劃策の冤罪を以て責むるに至りては其の心事の陋劣なる蓋し之れに過ぐるものあらざるべし、獨逸宰相は今回の演說に於ては汎く流布せられたる白國に對する此の攻撃を力説せざるが右は撤回せられたる次第なりや、果して然らば獨逸は白耳義に對する殘虐なる非行に對して辨償を爲さんとする次第なりや。

二、獨逸宰相の引照したる千九百十二年の英獨協商に關する交渉は、獨逸が歐洲戰爭の際には其の同盟國との條約の結果之れに参加するの自由あるに拘らず、我方に於ては絶對中立を守るの誓約をなすにあらざれば到底成立の見込なきこと明白となるに及びて斷絶したるものにして、此の問題に關しては外務省の記録に基き交渉顛末を公表して説明する處あるべし。



三、獨逸宰相は千九百十四年八月三日の余の演説中の一節のみを引用して、我方が戦備を整へ居りたるの證據となし、其の次節に於て余の述べたる「余は此の戦争に参加すると否とに拘らず英國が戦争の結果多大の苦痛を感ずべきを恐る」の一節は却て宰相の引用する所とならず、其の之が歐洲戦争を希望し且つ之れを企劃したるもの、言辭なりや、將又之れを豫防せんと努めたるもの、言辭なりやは中立諸國の各人の判断に委すべし、獨逸宰相が如何に此の言句を錯用したるか、余の演説の前後の脈絡を一讀するもの、明かに判知する處なるべし。

余の述べたりとなす他のステートメントに關しても、余は我方が全然自由の地位に立ちたるるときにも、日本の戦争参加前にも、將た又昨年九月五日の宣言前他同盟國に對して何等の保證を與へざりし際にも、我方が戦争に参加し且露國を掣肘するの目的を以て之れに参加したるは獨逸にとりて利益なりとの如き笑ふべき又虚偽の言辭を用ひたることあらず。

四、若し列國會議に關する提議にして同意せられしならんには戦争は避け得られしなるべし、然るに獨逸は最も薄弱なる口實の下に之れを拒みたり、余は單に形式に係はり事物を破壊するを欲せざるを以て、若し余の提議にして採用し難しとせば獨逸の提議する如何なる仲介の方法にも即座に賛成すべき旨を明言し、且つ獨逸にして眞實平和の爲めに努力するの意圖さへあらば、其の適當と認むる方法に依り直に仲介を行ひ得べき旨を述べたり、獨逸宰相は其の演説に依れば専ら奥露の直接交渉を望みたり、然るに後に吾人の聞く處に據れば在奥獨國大使は露國が局外に立つべしとの意見を表示し、且つ同地外交界の感想に據れば同大使は最初より戦争を希望し其の強烈なる個人的偏見は自然同大使の行動に影響したるなるべしとのことなれば、其の場合如何にして奥露直接交渉の圓滿成功を期待し得べきや。

塞國に對する最後通牒と其の結果に關して獨逸間果して如何の往復ありしかは他日多分世界に於て之れを知るの時あるべし。

露佛伊三國の同意を得獨逸の否認する所となりたる我方の提議に係る列國會議の上のみ一縷平和の望の懸りたることは、今日愈々明々白々の事實となりたり、而かも开は良好なる希望なりしなり、即ち塞國は峻嚴苛酷を極めたる塊國最後通牒の殆ど全部を承諾し、未決の問題とても一週を出てずして會議に於て公明正大に協定せられたりしなるべし、而して右列國會議たるや巴爾幹會議の際吾人が一團體の外交的勝利を以て目的とせず唯公平なる解決の爲めに努力し、且つ獨逸側に不利益を來すが如く會議を悪用せんとする一切の企圖に反對したるは、獨逸自身の已に認識したる處にして、今次亦吾人が同一の公平無私の態度に出づべきは獨逸の熟知せし筈なり。

獨逸の列國會議の拒絶は未だ英國をして戦争参加の決意をなさしむるには至らざりしと雖も、實に歐洲和戰の決をなし、數十萬の戦死者の運命を定めたり。又露國皇帝が塊塞間の紛争を海牙仲裁々判に附すべしとの提議を獨逸に爲せしことは忘るべからず、獨逸兩國内に於ける公平無私の者にして過去の一箇

年を追想し、英露の提議の承諾せられざりしを遺憾とせざるもの果してありや否や。

五、然らば獨逸宰相の演説と現在獨逸に於ける世論に基き吾人の綜合し得べき獨逸の計畫なるものは如何、列國全體の運命を支配し大小諸邦の平和と自由の保護者たらんとは是れ宰相の言辭なり、普漏西の保護と獨逸の覇權の下に於ける嚴酷鐵の如き平和と自由は即ち是れなり、獨逸の優越とは獨逸のみ國際條約を破毀し、其の欲する儘に事物を破壊し、一切の仲介を排斥し、其の自ら適當と認むる時機に戦争を行ひ、又戦争の際には海陸を問はず、文明人道の繩規を破壊するの自由を有すべく、而して自ら斯くの如く行動するにも拘らず其の海上に於ける一切の貿易は戦時にも平時に於けると同様自由たるべしと云ふものは是れなり、海の自由は戦後各國民間の交渉、解釋及協定の正當なる問題たるべし、然れども开は當然然るにあらず、自由の存在せざる間又戦争殊に陸上に於ける獨逸の戦争方法に對する保障の設けられざる限りは、到底問題となり得べきもの

にあらず。

若し將來戦争に對する保障ありとせば、并は他國と同様獨逸をも拘束すべき  
衡平包括的にして且實行力あるものたらざる可らず。

獨逸は優越たるべし、他國の自由は獨逸に依りて彼等に量定せらるゝものな  
らざるべからずとは、獨逸宰相の演説より推論し得べき結論なり、而して獨逸大  
藏大臣は之れに附加して、數億萬の重荷は永年に互りて獨逸の稱して戦争の煽  
動者と做すものによりて負擔せらるべしとせり、換言すれば獨逸は己れに抵抗  
したる諸國が永年に互りて戦後償金の形に於て獨逸に貢金を支拂ふべく勞苦  
すべきことを主張するものなり。

斯の如き條件に依りて平和は締結せらるべからず、斯くては獨逸以外の諸國  
民の生活は自由ならざるは勿論殆んど堪ふべからざるものなるべし、惟ふに宰  
相及大藏大臣の演説は獨逸が優越權と貢金の爲めに戦ひつゝあることを示す  
ものゝ如し、果して然らば其の然る間我が同盟國及吾人は獨逸の優越權の下に

生存するにあらずして、眞に平和と安寧の内に生存する權利の爲に戦ひ且つ戦  
はざる可らざるなり。

### 十二、千九百十二年英獨協商に關する交渉顛末

(千九百十五年九月一日英國外務省公表)

千九百十二年英獨交渉の顛末は客月獨逸半官報北獨日報に依り公表せられ  
たるが、右顛末は誤解を招き易く、又其の目的に出でたるものなること疑なく、英  
國政府が當時多數の認めて以て正當の提議となしたる獨逸の提議を拒絶した  
るか、の如き觀あらしめたり。左れば當方に於て公文書に基き、作成したる事實  
の顛末を公表するを以て事宜を得たるものとなすべし。

千九百十二年の初頭獨逸宰相は獨逸政府の意見に合致せるものとして、左の  
如き草案をホールデン卿に提出したり。

一締約國は相互に其の平和及友好の希望を確保す。

- 二、締結國の一方は孰れも他の一方に對し挑發せられずして、一切の攻撃を爲し、又は之を爲すの準備を爲さざるべく、又侵迫の目的の爲に他の一方に對する如何なる提携若くは企畫に参加せざるべく、又單獨に若くは他國と提携して斯くの如き目的を有する一切の畫策又は海陸軍の計畫に加はらざるべく、且つ斯くの如き如何なる約束にも拘束せられざるべきことを宣言す。
- 三、締約國の一方が、一國又は數國と戰爭するに當り、攻撃者たりと謂ひ能はざる場合には、他の一方は之に對し、少くも好意的中立を守るべく、且つ戰爭を局限するが爲めに、其の最善の努力を用ふべし。締約國の一方が第三國の明白なる挑發に依り戰爭を餘儀なくせられたる場合には、締約國は其の戰爭に對して執るべき態度に關し、意見の交換を行ふ義務を負ふ。
- 四、前條の規定より生ずる中立義務は、締約國が既に締結したる現存の協約と兩立し得ざるものに付ては、其の適用なかるべし。
- 五、締約國の一方をして前條の制限以外に、他の一方に對する中立遵守を不可

能ならしむる新協定の締結は、第二條の規定に従ひ除外せらる。

- 六、締約國はその孰れかの一方と他國との間に發生する爭議及誤解を防止するがために、その全力を盡すべきことを宣言す。

以上の條件は一見當事者間には公正なる如きも、其の實際の運用に至りては頗る不公平且つ片務的なるものなり、即ち歐洲列國の一般的形勢と其の條約上の關係に顧み、第四條及第五條の規定の結果、歐洲戰爭の場合に唯り獨逸は其の友邦を援助するの自由を有し、我は我友邦の防禦の爲めに一指をも揚ぐること能はざるべし。

獨逸は容易に奥國と協定し同國をして名義上戰爭行爲の開始者たらしむるを得べし、若し奥露の開戦とならば獨逸が奥國を援くべきこと昨年七月末の實例によりて明なり、而して露國が獨逸兩國の攻撃を受くるや佛國は露國を援くるの義務あるべし、換言すれば獨逸の提議に係る中立の保障は絶對に價値なきものなり、何となれば獨逸は常に中立放棄の口實として三國同盟に基く現存の

義務履行の必要を辨疏し得ればなり、反之我方に於ては日本及葡萄牙國以外には同盟の關係なく、又新たに同盟を形成することは第五條の禁ずる處なるを以て、如何なる挑發に遭ふも中立を放棄すること能はざるべし、一言にして之れを盡さば絶對的中立の保證は片務的なるものなり、尙右の事實は後日に至り更に明瞭となりたり。

我方に於ては斯く明に不公平なる條約は到底之れを締結すること能はざるを以て、右提議はサー・エドワード・グレイの拒絶する處となりたり、此に於てメッテルニヒ伯は公平にして且つ海軍問題に關する英國の希望が満足せらるるにあらざれば拘束力を生ぜざるべき提案の提出を切望したり、仍て右の了解を以て千九百十二年三月十四日サー・エドワード・グレイは内閣の承認を得て左の提案を同伯に手交したり。

英國は獨逸に對して挑發せられざる如何なる攻撃をも爲さざるべく、且つ獨逸に對して如何なる侵迫的政策をも執ることなかるべし。獨逸に對する攻

撃は、英國が現に其の締約國たる如何なる條約協定又は提擧の目的をもなさず、又英國は斯くの如き目的を有する一切の約定に加はることなかるべし。メッテルニヒ伯は右の形式を以て不十分とし、左の追加的條項中孰れかを採用せむことを提議し、且つ右は海軍問題に關する英國の希望の満足せらるるにあらざれば效力を生ぜざるべき旨を附加したり。

一故に英國は獨逸が戰爭を餘儀なくせられたる場合には、少なくとも好意的中立を守るべし。

一故に英國は獨逸が戰爭を餘儀なくせられたる場合には、當然中立を守るべし。

サー・エドワード・グレイは英國の提議を以て已に十分なりとし、若し佛國が先づ獨逸を攻撃したる場合には英國は之れを援助せず、又之れを承認する能はざるべきも、萬一獨逸が佛國を破碎せんと欲する場合には英國は之れを座視する能はざるべき旨を説明したり、獨逸提議の眞意は如何なる場合にも英國の中立

を得んとするにありや論なし、何となれば若し戦争開始の場合には獨逸は必らずや其の戦争の餘儀なくせられたるものなる旨を主張し、英國の中立を要求すべきを以てなり、好箇の適例は今次の戦争に於て見るべし、獨逸は戦争を餘儀なくせられたりと主張す、然るに我方の有せざる情報を有する三國同盟の一國すら獨逸と異なる見解を懷き侵襲的戦争と看做したるにあらずや。

最後にサー・エドワード・グレイの提出したる提議は左の如し。

兩國は相互にその平和及友好を確保せんことを欲し、英國は獨逸に對して挑發せられざる如何なる攻撃をもなさざるべく、又斯くの如き攻撃に参加せざるべきことを宣言す。獨逸に對する攻撃は(以下前提議と同じ)

サー・エドワード・グレイは右提案をメッテルニヒ伯に手交するに當り、中立なる文字は文面以上の意義を現はすとの感想を懷かしむるに依り、挑發せられざる如何なる攻撃をも爲さざるべく、又斯くの如き攻撃に参加せずとなすを以て寧ろ一層精確に吾人の真意を傳ふるものと思考する旨を述べたり。

此に於てメッテルニヒ伯は若し英國にして廣義にして且つ解釋上一點の疑を殘さざる體の中立を保證すべき協約を締結する場合に於てのみ、獨逸宰相は海軍擴張案の要部の撤去を皇帝に勸告し得べきことを十分明瞭に説明すべき旨の訓令に接したり、伯は宰相の希望は絶対中立の保證にあり、之れなき限り海軍擴張案は其の儘進行せられざる可らずと説明し、且つ海軍擴張案の撤回は到底不可能なるも幾分の修正を加へ得べく、若し英國側にして現在の提案以上に出づる能はざるに於ては宰相は深く之れを遺憾とすべき旨を陳述したり。

サー・エドワード・グレイは若し英國政府にして海軍擴張案の實施は交渉中止の因をなし、同一英獨關係の改善に除くべからざる障壁を作るものなりとの意見を表示せざるを得ざりしとせば、之れを以て遺憾の至りと爲すことは了解し得べき旨を述べたるが、政府は斯くの如き意見を表示せず、却て當初の提案が海軍經費の増額を防止し得ざりし場合に於ても、領土協定に關する交渉と關聯して尙考量に上り得べしとの希望を懷きたり。

サー・エドワード・グレイは更に附加して兩國間何等かの協定を見るに至らば  
并は將來に於ける海軍問題に對し假令間接なりとするも良好なる影響を與ふ  
べきのみならず兩國輿論の上には直接且つ良好なる影響あるべしと述べたり、  
然るに後數日メツテルニヒ伯は獨逸側の見解によれば英國政府の提案は不十  
分に於て且つ英國政府は宰相の提議に係る廣義の形式に同意するを得ざりし  
に於ては海軍擴張案は當初聯邦參事院に提出の儘進行するの外なき旨の獨逸  
宰相の書簡の内容をサー・エドワード・グレイに通知し斯くして交渉は終結し同  
時に兩國軍費節減の希望は消滅に歸したり。

## 附 録 第二

### 一、日獨開戦に關する大正三年八月二十三日の

#### 詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆  
ニ示ス。

朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス、朕ガ陸海軍ハ宜ク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從  
フベク、朕ガ百僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ勵ムベシ、凡  
ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ必ず遺算ナカラムコトヲ期セヨ。

朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和  
ヲ保持スルヲ念トセリ、此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不  
列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ、其ノ租借地タル膠州灣ニ於テ

モ亦日夜戦備ヲ修メ、其ノ艦艇ヲ東亞ノ海洋ニ出沒シテ帝國及與國ノ通商貿易爲ニ威壓ヲ受ケ、極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ。是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ相互隔意ナキ協議ヲ遂ケ、兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルガ爲、必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ。朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ、尙努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ、先ヅ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ、然レトモ所定ノ期日ニ及フモ朕ノ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス。

朕皇祚ヲ踐テ未タ幾クナラス、且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ、恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル、朕深ク之ヲ憾トス。朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ、速ニ平和ヲ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス。

## 二、日獨開戦に關し大正三年九月五日帝國議會

### に於て爲したる加藤外務大臣の演説

本大臣は茲に本院に向て今回日獨開戦状態に至りたる經過、竝に之れに關聯して日獨間の關係斷絶に至りたる經過の要領を報告するは光榮とする所なり。

諸君の夙に知らるる如く、今回の歐洲戰亂は其の基を埃塞事件に發したるものにして、埃洪國は塞國に對し七月二十八日宣戰の布告を爲し、同日埃洪國政府は在同國帝國大使に對し其の旨口上書を以て通告し來れり。

是より先き露國は埃洪國の塞國に對する行爲を控制するの目的を以て動員を爲し、埃洪國も亦之に應じて動員を行ひ、強國間の形勢頗る危急を告ぐるに至れり。此に於て英國は英、佛、獨、伊の四國會議に依りて時局を平和に解決せんことを提議したるも其の盡力は遂に無効に歸し、埃洪國は全軍の動員を行ひ、其の報道露都に達するや露國に於ても軍事的措置を擴大するの必要に迫られたる



か、七月三十一日獨逸政府は露國政府に對し翌八月一日正午迄に軍事的措置を中止するに非ざれば獨逸は總動員を行ふべしと通告し、尋で八月一日在露都獨逸大使は本國政府の名を以て露國外務大臣に宣戰の旨を傳へたり、仍て露國は獨逸に對し八月二日を以て宣戰せり。

獨逸は又一方に於て七月三十一日以來佛獨國境にも軍事的行動を爲し、在佛大使を召還せるを以て佛國も亦動員の已むを得ざるに至り、其の在獨大使を召還し、佛獨兩國間は交戰状態の成立を見るに至れり。

獨逸は又ルクサムブルグの中立を侵せるのみならず、更に白耳義に向て最後通牒を發し、獨逸の佛國に對する軍事行動を容易ならしむる爲め、其の中立侵害を甘受すべき旨を申入れたり、而して英國は白耳義の中立に關し從來重大なる利害關係を有するものなるに付、該國の中立に關する佛獨兩國政府の意嚮を問合せたるに、佛國は他國にして中立を侵すことなき限り佛國は之れを尊重すべしとの回答を爲したるも、獨逸は保障を與ふることを拒み、斯る成行の下に英國

は遂に獨逸に對し露佛側に立ち歐洲戦争に参加するに至れり。

以上は今回の戦亂が、始め塙塞の葛藤に其の基を發して遂に獨逸對露佛英の對戰を見るに至りたる経路の大要なり。

帝國政府に於ては最初塙塞間の關係が延て露獨間の交渉となり、歐洲に於ける風雲の轉た急なるものあるを見て、其の前途に多大の憂慮すべきものあるを觀取し、先づ以て此の際内外に對する帝國の態度を宣明するの必要あるを認め、八月四日次の如き聲明を外務省より公示したり。

帝國政府は歐洲政局の最近の形勢に對し政治上及經濟上憂慮の念を禁ずる能はず、而して帝國政府の切に冀望する所は右紛争が一日も早く解決を告げ平和の克復を見るに在ること固より言を俟たずと雖も、不幸現時の戦局が繼續する以上、帝國政府は右戦局が成るべく紛争の現に感染せる地方以外に波及せざらんことを冀望し、且帝國政府は嚴正中立の態度を確守し得べきことを期待するものなり、然りと雖も時局今後の轉變に就ては最も細心の注意を

要するものあり、萬一英國にして戦争の渦中に投ずるに至り、且日英協約の目的或は危殆に瀕する等の場合に於ては、日本は協約上の義務として必要なる措置を執るに至ることあるべし、斯くの如き時期の遂に到達すべきや否やは今日固より豫言し得ざる所なるのみならず、帝國政府は斯かる場合の發生せざることを切に冀ふものなりと雖も、政府は諸般の情勢に對し現に慎重なる注意を加へつゝあり。

右の公示によりて、明かなるが如く、帝國政府は初めより右歐洲戦亂の餘波が極東に波及することなきを切に冀望したるものなれども、前述の如く英國も亦竟に右戦争に参加するを餘儀なくせらるゝに至り、其の結果八月初旬以來英國政府は日英同盟協約に基き相當の援助を供與せられんことを申出で來りたり、蓋し東亞の海面には獨逸艦艇頻りに出沒し、英國の海上貿易は甚しく不安の状態に陥り、本邦の海上商業も亦障碍を受くること鮮少にあらず、且又獨逸の極東租借地たる膠州灣に於ては日夜戦備を修むるに汲々とし、同地を以て東亞の策

戦根據地と爲さんとし、之れが爲め極東平和の維持も甚だ懸念せらるる至れり。

日英同盟協約は諸君の知らるゝが如く東亞全局の平和を確保すること、支那の獨立と領土の保全、同國に於ける機會均等主義を確實にすること、及東亞に於ける日英兩締盟國の領土權を保持し、其の特殊利益を防護するを以て目的とするものなるか故に、東亞方面に於て英國が日本と等しく其の特殊利益の一なりとする通商貿易が絶えず威嚇を受くるに方り、相當の援助を供與せんことを英國より請求し來らるゝに於ては、該同盟を以て外交の樞軸となせる帝國に於て固より其の要求に應じ相當の力を致さざるべからざるのみならず、稍もすれば日英同盟と利害の方嚮を異にせる獨逸か其の勢力の根據を絶東の一角に有することは、實に東亞の平和を永遠に確保するの上に於て甚大なる障碍たるのみならず、又實に帝國の利益に背反するものと認めたるにより、政府は英國の要求に應じ獨逸國と開戦するの避くべからざるものなるを決意し、閣下に伏奏して御允裁を仰ぎたる後、英國に對し我政府の處決を表明し、爾來兩國政府は充分隔

意なき意見の交換を遂げ、遂に同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するが爲め、相當の措置を執るを必要なりするの議を決せり。

元來帝國は自ら進んで今回の戦亂の渦中に投ぜんとするの意あるものにあらず、唯、東洋永遠の平和を確保し、同盟國特殊の利益を保護し、以て同盟の誼を重んじ、協約の基礎を牢固ならしむるは實に帝國の責務なりと信ずるものなり、然れども帝國政府は尙ほ平和の手段によりて時局の解決を見んと欲し、獨逸帝國政府に對し八月十五日を以て次の如き勸告を試みたり。

帝國政府は現下の状態に於て極東の平和を紊亂すべき源泉を除去し、日英同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは、該協約の目的とする東亞の平和を永遠に確保するが爲めに極めて緊要の事たるを思ひ、茲に誠意を以て獨逸帝國政府に勸告するに同政府に於て左記二項を實行せられむことを以てす。

## 第一

日本及支那海洋方面より獨逸國艦艇の即時に退去すること。退去すること能はざるものは直に其武装を解除すること。

## 第二

獨逸帝國政府は膠州灣租借地全部を、支那に還付するの目的を以て、千九百十四年九月十五日を限り、無償無條件にて日本帝國官憲に交付すること。

日本帝國政府に於て敍上の勸告に對し、千九百十四年八月二十三日正午迄に、無條件に應諾の旨獨逸帝國政府よりの回答を受領せざるに於ては、帝國政府は其の必要と認むる行動を執るべきことを聲明す。

然るに帝國政府は所定の期日たる八月二十三日正午に至るまで、遂に何等獨逸政府の回答を受領するに至らず、茲に兩國は不幸にして交戦状態に入り、八月二十三日獨逸に對する宣戰の大詔の煥發を見るに至りたる次第なり。

塊洪國に對しては、同國は東洋に於て其の利害關係極めて尠なく、今回の戦亂が其の基を塊洪國對塞耳比亞の葛藤に發すと雖も、帝國の立場は自ら別個のも

のなるに據り、帝國は澳洪國に對し成るべく平和關係を持続することを欲し、而して同國に於ても努めて帝國との葛藤を避くる意を有したるが如く、現に日獨交戰状態に入るや、同國政府は帝國政府に對し、日澳間交戰を餘儀なくすることあるべき其の東洋に於ける唯一の軍艦カイゼリン・ユリザベト號を上海に赴かしめ、同地に於て其の武装を解除せしむることとしたきに付、帝國政府に於て之れに同意し、韓旋ありたき旨を申入れ來りたり、然るに澳洪國は已に英國と交戰状態に在るものなるを以て、右の申出に對しては英國と協議の上決定するを要するに付、政府は英國に交渉し、同國にても右に大體異議なき旨を答へたるを以て、澳洪國大使に對し、其の次第を本大臣より通告せむとし、將さに其の手續を取らむとしたる時に當り、突然八月二十七日を以て同大使は本大臣に對し、帝國が獨逸に對する行動に鑑み、澳洪國政府は同大使に日本を退去すべき旨、本國政府より訓令し來りたる趣を申越したるに付、帝國政府は同日直に旅券を交付し、同時に在澳國帝國大使にも任國を引揚ぐべき旨を電訓し、茲に日澳間の外交關係

は斷絶を見るに至れり。

以上は今回の日獨開戦並日澳外交關係斷絶に至りたる經過の大要なり。

尙ほ此の機に於て諸君に報告せんとすることは、今回の事變に際し米國政府の帝國政府に對し表明せる厚意なりとす。帝國は曩に日獨間の關係危殆に瀕するや、米國政府に向て、若し日獨開戦するに至るが如き場合には、在獨帝國公館及臣民の保護に任せられむことを交渉したるに、米國政府は直ちに快く之れを承諾し、其の後日澳國交斷絶するに迫り、再び在澳帝國公館及帝國臣民の保護を米國政府に依託せる處、是れ亦其の承諾を得たる次第にして、帝國政府は右米國政府の厚意に對し深く感謝するものなることを茲に表明し置かんと欲す。

本大臣は帝國が獨逸國に對し干戈を執て起たざるべからざるに至りたるを深く遺憾とするものなりと雖も、叡聖文武なる

天皇陛下の陸海軍は、已往幾多の戦役に於て其の常に表彰したりし忠實勇武を今回亦遺憾なく發揮することを確信し、因て以て速に平和の克復せんことを祈

るものなり。

### 三、英土國交斷絶顛末に關する英國白書摘要

獨佛露の開戦と共に英國政府は千九百十四年八月三日駐土代理大使をして土國がアームトロンク會社に注文中なるオスマン一世を英國政府に引取るべき旨を土國政府に申入れしめたるに、土國總理大臣は土國が戦争に加はらざるに英國政府が斯くの如き行動に出たるは友好的ならずとて不滿の意を表し、且つ今次の戦亂に際し土國は嚴正中立を守るべく、動員實行のことに決定したれども右は其の完成に數箇月の時日を要し將來萬一の場合に備ふるの必要上已むを得ざるに出たるものなること、並に獨逸軍事顧問の在任は何等政治上の意味なきものなることを明言せり。英國政府は土國軍艦の引取に對して不本意とする所なるも、右は此の際の危機に際し英國に在る使用し得べき軍艦を保有するの必要に迫られたるに因るものにして、土國が受くる金錢上其の他一切の

損害に對しては、英國政府に於て十分の考量を加ふべき旨を土國政府に申入れたるが、土國人民の英國に對する敵愾心は本件の爲め頗る熾盛となれり。

八月十一日獨國軍艦ゲーベン、ブレスラウがダーダネルスに入るや、英國政府は直ちに土國政府に對し獨逸軍艦をして海峡を通過せしめざるべきこと、二十四時間内に立去るか然らざれば武装を解除せしむべきことを申入るべき旨を駐土代理大使に訓令したるに、之れと行違に土國政府は英國政府に對し、前記二艦を買入たること其の乗組員は總て獨逸本國に歸還せしむべきこと並に右二艦の購買は英國注文中の軍艦に代るものにして多島海問題に關し希臘と折衝上互角の地歩を占むるの必要に出で敢て露國に對抗するの考に出でたるに非ざる旨を申入れたり、而して土國海軍大臣は英國海軍顧問リムパス提督に右二艦の艦装方を依頼し、且つ之れを同提督の麾下に置くべき旨を約束したるに拘らず、數日を出でずして同提督以下英國海軍將校の轉職を命じ、土國將校を以て之れに代へ、其の説明として八月十六日總理大臣は英國代理大使に對し、土國は中

立を嚴守すべく且つゲーベン、ブレスラウは土國將校に於て之れが操縦に不便を感ずるより若干獨逸將校を乗組ましめ置くの必要あり、英國提督の下に土獨兩國の將校を置くは不便なるを以て餘儀なく提督以下の轉職を見るに至りたる次第なりと辯解せり。

先是前記獨逸軍艦のターダネルスに入るや、海峽内の英國商船の臨検を行ひ、佛國商船内の無線電信機械を破壊し、英國商船を抑留する等の不法行爲あり、英國政府は直ちに嚴重なる抗議を申込みたる處、土國總理大臣は右は一切自分の與り知らざる處全く陸軍側の處置なりと辯疏し、八月十三日在英大使をして公文を以て土國は今次の戰亂に際し嚴正中立を維持する決心なる旨を英國政府に申入れしめたり、次に駐土英國大使サー・ルイ・マレット土都に歸任土國首相に面會の際、改めて獨逸軍艦に關する土國の中立違反を責め且つ現時の土國政府は全然獨逸の願使用する處となれる觀ある旨を述べたるに、同大臣は土國の中立違反を認め頗る之を遺憾とし、暫時の猶豫を得て必らず獨逸乗組員を本國に歸還

せしむべき旨を述べたるを以て、同大使は土國にして嚴に中立を維持するに於ては、三國政府は土國の獨立及領土主權を擁護すべき旨の保障を與ふべしとの本國政府の内訓を受け居ることを答へ、尙ほ英國外務大臣は土國大使に對し、土國は何等英國に對して危惧する理由なき旨並に土國が中立を嚴守しゲーベン、ブレスラウを完全に土國の有とし、獨逸乗組員を本國に歸還せしめ、英國商船に對して通商航海の便宜を與ふるに於ては、英國政府は土國の領土主權を保持すべき考なる旨を申聞けたるに拘らず、八月十六日ターダネルスに水雷を敷設し並に土國が着々戰備を整へ居る證據明瞭となり、越て同二十日土國海軍大臣は英國大使に對し左の如き提議を行ふに至れり。

一、領事裁判權の撤廢。

二、英國に注文中の軍艦二隻を直ちに土國に返還すること。

三、土國の内政に干渉せざること。

四、勃牙利が三國協商側に反對して戰爭に加入する場合には、土國は西部スレ

イスの返還を得べきや否や。

五、希臘諸島の返還。

形勢右の如くなるを以て英國政府は佛露兩政府と協同し其の各自駐土大使をして土國政府に於て直ちにゲーベン、ブレスラウ乗組の獨逸將校水兵を歸國せしめ、又商船の平和的且故障なき通航に關する一切の便宜を與へ、及戰爭中一切の中立義務を遵守すべきことを文書を以て保證するに於ては、三國政府は領事裁判權に關しては現代の須要に適合すべき司法制度の確立次第直ちに之れを撤回することに同意すべく、尙ほ三國は土國の獨立と領土保全を尊重すべく、且戰後講和條件にも何等土國の獨立の領土保全を害するが如き事項を加へざるべき旨の保障を、協同に書面を以て與ふべきことを土廷に申入れしめたる處、八月二十一日土國總理大臣は英國大使に對し、土國は此の際三國協商側より出來得る寸の援助を得たく、土國の獨立と領土保全に關する文書の宣言を得ること早ければ早き丈好都合なりと述べ且ゲーベン、ブレスラウの獨逸乗員は速か

に之れを歸還せしむべく、土國は毫も其の艦隊を獨逸化するの意圖なきことを言明せり。於是英國大使は八月二十五日附を以て本國政府に對し土國に於て中立維持派の勢力漸次加はりつゝある様觀測せらるゝとの見込を報告したる次第なるが、而かも此の間ダーダネルスには水雷の敷設せらるゝこと一再にして止まらず、海峡の兩岸には巨砲を据え付け、且獨逸海陸兵及軍需品の土都に向つて輸送せらるゝもの陸續踵を接し、更に八月二十八日在カイロ英國代表者より埃及方面に向へる土國の軍事的活動の敏活を加へ來れること、並に英國反對の氣勢を昂むる爲めに印度イトメン、埃及方面に密使を派遣せりとの風説ある旨の電報到達するに至りたるを以て、英國政府は九月一日土國政府に對し、埃及政府が蘇士運河兩岸の警備に關する必要なる措置を執りたること、右は運河の安全と其の故障なき運用の爲め必要なること、並にシナイ地方には英國側に於て何等軍事的措置を執る意思なきことを通牒せしめ、其の後更にゲーベン、ブレスラウ二艦は獨逸乗組員の搭乗し居る間は英國側に於て之れを獨逸軍艦と認め

適應の措置を執るべしとの旨を警告せしめたるが、英國大使が時局は尙ほ救済の望みなきにあらずと累次報告を繰返しつつある間に形勢は日々險惡を加へ、遂に九月八日英國政府は其の海軍顧問を引揚ぐることを安全と認め、駐土大使の意見を徴し之れを撤退せしむるに決したり。

越て九月九日土國は領事裁判權撤廢の通告を各國代表者に交付し、列國は之れに對し協同抗議を申入るゝ處ありしが、英國政府は九月二十三日駐土大使をして土國政府に對し左の意味の警告を與へしめたり。

英國政府は其の艦隊を以て土國に對し何等の抗敵行爲を開始せんとするの意圖なし、英國が何等抗敵行爲を執らざりしとの故を以て、土國政府に於て英國が土國の行動を以て中立違反に非ずと認め居るものなりとの誤想に陥るが如きことあるべからず、獨逸の將校士卒は今や土國艦隊及ダーゲネルス防備に増遣せられつゝあり、土國は獨逸海軍將卒を本國に歸還せしむる旨を約束しながら之れを履行することをなさず、却て陸路より益々獨逸の士卒を招

致し、ゲーベン、ブレスラウは今や現實に獨人の掌中にあり、土都は現下疑もなく獨逸人の管理の下にあり、英國政府は隱忍土國政府内平和主義の勝利を得るの日を待ちつゝ何等の措置に出でざる次第なるも、總理大臣以下の平和主義が其の勢力を利用し、以て土國の行動をして中立の限界内に止めしめざるに於ては、土都は遂に獨逸派の掌中に歸し結局獨逸の爲めに戰爭するの餘儀なきに至るべしとは、總理大臣及其の黨與の篤と了得を要する所なり。

然るに土國首相が再三英國大使に對し土國が中立を嚴守すべき旨の證言を與へつゝある間に、埃及方面に對する土國軍隊の活動は益々盛にして、武装せる亞刺比亞人が土耳其兵の煽動により埃及國境内に侵入せりとの報さへ傳へらるゝに至りしを以て、英國政府は九月二十五日重ねて土國政府に警告する所ありしに、總理大臣は土國の中立維持の爲めに今日に至る迄自ら其の全力を盡し居る旨、及埃及國境侵迫の報に關しては陸相の説明を得たる上回答すべきも事端の發生するが如きことは萬々之れなかるべき旨を斷言し、英國大使は、本國政



府に對し總理大臣の地位は目下頗る困難となり同大臣は逐日發展しつゝある土國の時局に對し之を黙過せざるを得ざるの立場にあり、左れど土國側に於て甚しき敵對行爲を起さざる限り、我は目下獨逸兩國が頻りに煽動を試みつゝあるに拘らず、全力を擧げて中立維持の爲め努力しつゝある總理大臣の誠意を諒とし、尙ほ引續き從來の隱忍政策を執るを可とす、總理大臣は非常なる壓迫に堪へて平和を維持し且漸次其の勢力を得つゝあるものゝ如しと報告せり。

然るにシリア方面に於けるモスル、ダマスカス軍團は動員以來益々其の兵を南方に送り、埃及及蘇士運河方面侵入の計畫愈々其の歩武を進め、軍需品の聚積、道路の改修、各地に於ける獨逸將校の活動一層の敏活を加へ、遂に十月二十八日在カイロ英國代表者より、二千の武装せるベドウィンが埃及國境内二十哩の地マクダハに到れるを報じ、又土國砲艦四隻アレキサンドレットを出でんとすとの情報を電致するに至りたるを以て、英國政府も遂に駐土大使をして土國政府に對しゲーベン、ブレスラウに獨逸人の乗組み居る間は、土國艦隊は事實獨逸の管

理の下にある次第に付、其の行動は戰意を以てするものと見做さざるべからず、從て土國の砲艦にして海洋に行動することある場合には、英國側に於ては自衛上之れを遮止すべき旨を警告せしめ、同大使は尙ほ土軍の埃及侵入に關しては土國首相に對し、土國に於て直ちに侵入軍を引返へさざるに於ては、同大使は何時本國政府より旅券請求の訓令を受くるに至るやも難計と痛切に警告する所ありしが、翌二十九日土國軍艦は突如としてオデッサを砲撃し且つ露國砲艦を撃沈し、露國に對し戰鬥行爲を開始したるを以て、英國政府は十月三十日駐土大使に對し土國が獨逸軍事顧問を解備し、且つゲーベン、ブレスラウの獨逸乗組員を即時本國に歸還せしめむことを申入れ、十二時間を期して回答を迫り、満足なる回答を得ざる場合には宜しく旅券を請求して館員隨帶土都を引揚ぐべき旨を電訓したるが、之れと行違に同日附を以て同大使より露國大使は同日午後旅券の交付を請求したるを以て、自分も亦佛國大使と共に旅券を請求したる旨の電報あり、越て十一月四日在英土國大使も亦本國政府の電訓に基き旅券の交付を

英國政府に請求せり。

四、千九百十五年五月四日 埃國駐劄伊國大使よ

り 埃國外務大臣に致したる 三國同盟條約廢

棄に關する通告

伊國と埃洪國との同盟は其の締結の時以來平和の要素及保障として揚言せられ、最初は共同防衛を其の主たる目的となせり。然るに其の後の事變と之れより生じたる新事態とに依り、兩國政府は均しく重要なる他の目的を該同盟に有せしめざる可らざるに至り、條約數次の更新の際其の相反する利害と傾向とを調和するが爲めに、巴爾幹に關して豫め協定するの主義を設け、同盟の繼續を維持するに腐心せり。

若し此の取極にして公明に遵守せられしに於ては、共通有利の行動の爲めに

鞏固なる基礎を供給するに充分なりしこと頗る明瞭なり。然るに埃洪國は千九百十四年の夏伊國と何等の協定を爲すことなく、伊國に何等の通知をも發せず、又伊國の興へたる節制に關する勸告に毫も傾耳することなく、歐洲禍亂の原因にして其の發端たる七月二十三日の最後通牒を塞耳比に致したり。

埃洪國は條約上の義務を怠り、巴爾幹の現状を著しく攪亂し、其の同盟國が幾回となく確言宣揚せる最も重要なる利益を毀損して、獨り自ら利すべき地位を作れり。

條約の明文及精神に對する斯くの如き明白なる違反は、伊國が其の意見を徹せらるゝことなくして開始せられたる戰爭に於て、其の同盟國側に加はるゝを拒絶せるを正當とするのみならず、同時に同盟より其の主要なる内容と其の存在の理由とを剥き去りたり。

此の違反は條約の規定する好意的中立に關する規約にも亦累を及ぼせり。同盟國中の一國が他の同盟國の死活利益にして之れが保護は同盟の要因を構

成する其の利益と正反對なる計畫を實行するが爲めに干戈を執る場合に、好意的中立を守るを要せざることは道理及感情の一致する所なり。

右にも拘らず伊國は一般政治圏に於て諸般の協力の根本義たる友誼關係を兩國間に再興するに好都合なる形勢を作らむが爲めに數月間努力したり。

此の目的の爲めに此の希望を以て、伊國政府は伊太利國民の正當の要望を衡平の程度に於て満足せしむるを主眼とし、且つ之れと同時にアドリアチツタに於て兩國相互の地位の間に存在する不權衡を減少するを目的とする協定を喜んで締結するの意ある旨を聲明したり。

然るに右の商議は料度し得べき如何なる結果にも到達せざりき。

伊國政府の總べての努力は奥匈國政府の反抗を蒙り、同國政府は數閱月後僅かにヴェロナに於ける伊國の特種利益を承認し、トレンチノ州に於て不充分なる地域の讓渡を爲すに決したるも、此の讓渡は人種上、政治上又軍略上毫も事態の常軌的解決に値せざるものなり。

而かも此の讓渡は不定の時期即ち戦後に於て、初めて履行せらるべきものとす。

以上の状態なるに依り伊國政府は妥協に到達すべき希望を抛棄し、協定に關する其の一切の提議を撤回するの已むを得ざるに至れり。

不斷の猜疑と日々の反對との事實を隠蔽するの外他に目的なき形式的外觀を同盟に持續せしむるは是れ亦無益なり。

此の故に伊國は其の正當の權利たるを確信して、爾今以後其の行動の完全なる自由を回復することを確言聲明し、奥匈國との同盟條約を廢棄し今後其の效力なきものたることを宣言す。

(附記) 三國同盟の前身は千八百七十九年獨奥兩國間に締結せられたる二國同盟にして、伊太利の之れに加盟せるは千八百八十二年なり。其の後三國同盟條約は千八百八十七年、千八百九十一年、千九百二年及千九百十二年に更新

せられたるも、該條約は常に祕密に附せられ、其の内容は一も之を窺知することを得ず、形式に至りても唯漠然と獨塊、獨伊、塊伊間三箇各別の條約より成立するものと了解せられ居たる所、今回伊塊の開戦に際し、塊洪國政府の發刊したるロート・ブッフに依りて、該條約は少くも千九百十二年の更新に於て三國間に共通する一個の條約に改訂せられ、別にアルバニヤ問題に關する塊伊間の特別協定を之れに附屬せしめたること明瞭となれるのみならず、同盟條約中第三條、第四條及第七條の正文亦之れを知り得るに至れり、其の譯文左の如し。

### 第三條

締盟國の一國若くは二國が自ら直接の挑發を與ふることなくして締盟國以外の一箇若くは數箇の強大國より攻撃せられ、之れと戦争状態に陥りたる場合には、共同動作の原因は同時に他の總ての締盟國に對し發生するものとす。

### 第四條

締盟國以外の一大強國が締盟國中一國の國安を侵迫し、之れが爲めに該締盟國が右強大國に對して戦を宣するの已むを得ざるに至る場合には、他の二締盟國は其の同盟國に對して好意的中立を保持することに同意す。此の場合に於ても前記二締盟國は各自其の同盟國と同一行動を採るを適當と思ふるときは、右戦争に参加する權利を保有するものとす。

### 第七條

塊洪國及伊國は出來得べき丈、東方に於ける領土的現状を維持することを偏に期圖するを以て、締盟國の一方又は他方に不利なることあるべき一切の領土的變更を防止する爲め、各自の勢力を運用すべきことを約束す。此の目的に副はむが爲め、右兩國は各自並に他國の意圖に關し參考となるべき一切の情報を相互に供與すべきものとす、尤も事情の推移により、巴爾幹地方又はアドリアチック海及エーヂアン海に於ける土領沿岸島嶼の領土的現状維持不可能となり、且つ第三國の行動の結果又は其の他の理由によ

り埃洪國又は伊國に於て一時的又は永久的占領により自國の爲め右領土的現状を變更するの已むを得ざる場合發生したるときは、此の種の占領は豫め兩國の合意即ち兩國の何れか一方が現に存在する現状以上に獲得することあるべき一切の領土上其の他の利益に對し相互に他方に補償するの主義を基礎とし、且つ雙方の利益及正當の主張を満足せしむるに足るべき合意を経る上にてなさるべきものとす。

尙ほ參考の爲め伊國政府が埃國政府に對して爲したる最後の要求の要領を左に掲ぐ。本要求は千九百十五年四月八日羅馬より發電せられ、同月十日在埃伊國大使之れを埃國外務大臣に手交せるものにて、其の主要條項は埃國容易に之れを承諾するの色見えざりしものなり。

千八百十一年劃定の境界に基き、トレンチノ州を伊國に割讓すること。(第一條)

東境はグラヂスカ及ゴリチア市を包容する様之れを改定すること。(第二

條)

トリエスト市を其の附近の地帯と共に自主獨立の一國と爲し、之れを自由港とすること。(第三條)

クルゾラ群島を伊國に割讓すること。(第四條)

伊國は第一條、第二條及第四條の地域を直ちに占領し、埃國の官憲及軍隊はトリエスト及其の附近地帯より直ちに撤退すること。(第五條)

ヴァロナに對する伊國の完全なる主權を承認すること。(第六條)

埃洪國はアルパニヤに於ける利害を拋棄すること。(第七條)

埃洪國は第一條乃至第四條の地域の人民にして軍事犯又は政事犯に處せられたる者を直ちに釋放すること。(第八條)

伊國は第一條、第二條及第四條の地域の割讓に對し、埃洪國に二億リラを支拂ふこと。(第九條)

伊國は本戰爭中完全なる中立を守ること。(第十條)

伊國は本戦争の繼續中三國同盟條約第七條に依りて爲し得べき要求を抛棄するに付、埃洪國もドデカネズ諸島に對する伊國の占領に關し同様の抛棄を爲すこと。(第十一條)

### 五、露勃外交斷絶に關する千九百十五年十月七

#### 日露國外務省コムミュニケ―

諸國民の獨立を獨逸の野心より救はんが爲め同盟諸國と共に世界戦争に參加せる露國政府は、戦争の最初より外交に依り勝利を助成するを以て一大目的とせり、開戦以來露國外交は一に此の政策に基き其の方法手段を選定變更せり、斯かる事情の下に在りし我が巴爾幹外交の努むべかりしは埃獨土三國聯合を碎くため大に有利なる巴爾幹合同の復活なり、合同の復活は巴爾幹諸邦の正當なる國民的希望を承認し、新に利害關係の範圍を定め、以て勃國と其の隣國とを和解するに於て初めて可能なり、巴爾幹に於ける露國外交の努力は常に同盟列

國の外交と協力し此の部分的目的の遂行に捧けられたり。

帝國政府は既に千九百十四年七月(露曆)を以て勃國政府に通告するに、尙政府にして誠心誠意其の政策を露國の企圖と一致せしむるに於ては、勃國は實際利益を獲得すべく、マセドニヤに於ける擾亂の煽動又は塞國に不利なる各種の行爲は露國に對する公然の敵對行爲と認むべきを以てせり、之れと同時に塞國政府に對しては相當の形式を以て吾人に共通なる主要目的を達する爲め即ち敵に勝利を得る爲め塞國が或る犠牲を拂はざるべからざるを指摘せり。

露國外交の巴爾幹問題に對する優先權は同盟列國の孰れも認めし所にして、露國外交の豫備行動に續いて間もなく協商三國の共同提議あり、千九百十四年八月二十九日(露曆十六日)同盟列國の公使はパンチ氏に對し、勃國にして塞國に對し土國に反對なる武裝的援助を與ふるに於ては、塞國は戰勝後他の地點に賠償を得る代りに勃國に對し領土の讓與をなすに同意すべきものと信ずとの公文を致せり、此の公文に對し塞國政府は既に九月一日(露曆八月十九日)を以て、前

記の場合塞國が奥匈國に於て領土を擴張する代りに自國領土の一部を讓與するに同意なる旨を回答せり、十月下旬露曆土國が戦争に参加せる後協商三國は勃國に對し具體的提議をなせり、勃國が土國に向て敵對行爲をなすに對し領土の擴張を提議せること之れなり、然るに勃國は今後共嚴正中立を守りたき旨を宣言せるのみならず、此の範圍内に於ても同盟國が領土の獲得を約せるに拘はらず之れ以上明確義務を負ふを肯ぜざりき、ソフキヤ内閣の態度斯くの如きと塞國に對し速かなる援助を要するに鑑み、協商三國は千九百十四年十一月末露曆ラドスラヴ氏の政府に對し、列國は塞國の同盟國たる希國に對する勃國の方面よりする攻撃の防禦を保證すべきを宣言するの止むなきに至り、又勃國に對しては彼が誠實なる中立に對し戰後マセドニヤ及フラキヤ(エノスミヂヤの線まで)方面に公平なる領土の擴張を受くべき旨を指摘せり。

塞國が奥國に對し大勝を博せることは塞國をして直に領土の犠牲をなさしむる希望を多少薄弱ならしめたり、之れに拘らず帝國政府は同盟諸邦と協力し

て巴爾幹合同の復興に盡力すると止めざりき、千九百十五年一月(露曆)列國は一、勃國が協商側に加はるに於てはマセドニヤの所謂非論争地帯の全部を勃國に與ふること、二、塞國に對しては之れが報酬として奥國領土の一部及アドリヤ海に向ふ廣汎なる出口を與ふることを骨子とせる露國の新提案を熱心に討議せり、但しソフキヤ及ニッシニに於て豫期せられし措置は之れを延期するに至れり、是れ小にしては塞國內の事情不利となり、大にしては當時勃國が從來固持し來れる模様見の態度を變更するを肯ぜざりしが爲めなり、斯くの如き決心をなせるラドスラヴ氏の政府は猶ほ奥國政府の費用を以てマセドニヤの土民チニトを武装するを敢てせり、之れに對し吾人は三月中露曆勃國に對しチニト運動の結果は全部ソフキヤ政府の罰に歸すべき旨の警戒を與へたり。

伊國の加盟は政治上の状況を新にし、爲めに伊國と共同動作の形式を定むる爲め列國間協議の必要起れり、美事に結了せる右協議の結果勃國政府と斷乎たる談判をなすの時宜に適せることを認め、五月二十九日(露曆)十六日(協商三國公

使はラドスラヴ氏に對し宣言をなせり、其の要領左の如し。

勃國が其の全兵力を擧げて五國と戦ふに於ては同盟國は

一、勃國がエノスメヂヤの線に至るフラキヤを直ちに併合するに同意す。

二、戦後直ちにエグリバラソボト・オフリダの線(エグリバラソボト、ケブル、オフリダ、モナスチールの諸市を含む)を以て境界となすマセドニヤの一部を勃國に與ふることを保證す、但し勃國は平和締結まで此の土地に入らざること。

三、勃國に對し金錢上の援助を與ふ。

之れに對し勃國政府は六月十五日(露曆六月二日)を以て公文中の或る點に對し説明を求め來れり、此の請求は列國間又列國と塞國間協議の項目となれり。

千九百十五年八月四日(露曆七月二十二日)の公文を以て同盟政府はソフキヤ内閣に對し其の請求せる説明を與へたり、此の公文を以て列國は勃國に對し千九百十二年の條約附圖による非論争地帯を與へ且つ之れを條件としてのみ塞國

は戦後領土の擴張を得べき旨を宣言せり。勃國にして列國の提議を容るゝに於ては、土國に對する開戦の時期と其の從軍すべき兵力とを決定すべく、然らざれば同盟國の提議は不成立と認むべし、塞國政府の希望に依り同盟國は八月十六日(露曆八月三日)附通牒を發して約束の賠償を更に正確に決定すると共に、千九百十二年の塞勃條約規定の境界は變更せざるべき旨を指摘せり、九月一日(露曆八月十九日)塞國政府は喜んで必要なる犠牲を拂ふべきと並に主義に於て列國の提議に係る千九百十二年締結塞勃條約の實行に同意なる旨を回答せり、更に遷延するの危険と勃國をして一時も早く其の態度を鮮明ならしむるの必要とを熟知せる同盟國は、九月十四日(露曆一日)ラドスラヴ氏に對し次の宣言をなすを以て自己の義務とせり。

四國は勃國に對し塞國をして千九百十二年の線によりマセドニヤの一部を戦後直ちに讓與せしむることを喜んで保證すべし、此の保證をなす條件として勃國は近き將來に於て土國を敵とする軍事協約をなすべきことを約すも



のとす、前記の趣旨を速かに宣言せざるときは、本公文中の提議は不成立と認むべし。

此の宣言に對し、勃國政府は何等の回答を與へざるのみならず、九月二十三日(露曆十日)午前七時總動員令を發し、之れと同時に入國の獨逸將校は勃國陸軍に於て一年前其の僚友が土國をして吾人に開戦せしめたる時と同様の地位を占めたり。帝國政府は斯かる行動を默認する能はず、帝國公使は十月四日(露曆九月廿一日)ソフキヤ政府に對し既に公表せる如き公文を交付せり、之れに對する回答は不満足にして帝國政府をして勃國と外交關係を斷絶するに至らしめたり。

### 六、露勃關係に關する露國外務省公報

不祥なる勃國が刃を其の復活者たる露國に向け、獨國及土國の旗下に就くの秋、露國民は斯くの如き前代未聞の背叛の眞の犯人の何人なるやは之れを歴史の判斷に委せん。

獨逸の陰謀により、獨逸皇族が勃牙利公位に立てる時、露國政府は露國の血を以て獨立せしめたる勃牙利の將來を思ふて憂慮禁ずること能はず、フェルチナンドを承認するを肯ぜざりき。

公初年の統治は未だ全く露國が獨逸の擁立者に對する深き不信を敢する能はざりしも、或る種の事實例へば公儲ボリスの正教に歸せるが如きあり、未だ全く強固とならざる國家をして危険なる動亂に誘ふを壓へる露國政府は數年後フェルチナンドを承認するに同意せり、然るに此の後もコブルグ家フェルチナンドの勃牙利公たるはたゞ名のみ過ぎずして、其の内政方針は獨逸勢力を國內に固定せんとする準備なりき、又フェルチナンドは國力の自由に發達するを抑へ、自己の利益の爲め政黨間不和を播き、政治上國家を腐敗せしめ、以て勃國社會の各方面に互りて頹廢を齎し、勃國社會を自己の利益によりて左右せり、公がスラヴ民族に背叛せることの最も顯著となりたるは、千九百八年以來なり、勃國が其の獨立をテイルノヴに宣せる數日前、獨逸皇帝は維納に急行

せるフェルデナンドに對し王の禮遇を與へたり、露國の寛大なる公の行爲に對し勃國に報ゆるが如きことをなさざるのみならず、土國と勃國との間に金錢上の事より重大なる誤解を生じ戰爭を惹起し兼ねまじき形勢となるや、露國政府は此の間に斡旋して財政上の犠牲を拂ひ紛争を未然に防ぎたり、即ち土國が露國に負ふ債務の一部を勃國の債務となしたる爲め、勃國は土國に負ふ債務を然も頗る有利の條件を以て免かれたり、斯くの如く實利上に勃國の獨立を保證せる露國は勃國民に對し同じく寛大の情に動かされ、更に一步を進めてフェルデナンドの勃國王たることを承認せり、コブルグ家親王の眞の企圖を知れるに拘はらず、露國は勃國の内事に干渉せざることに決せり、之れ露國が獨立せしめたる國民が早晩目を開き自ら來らんとする新羈絆を脱するの途を求むべきを信じたればなり。

宿年の仇敵と戦ひ之れに勝ち巴爾幹諸邦を合同せる勃國は、其の武名を輝しスラヴ民族中に重きをなせり。

然るにコブルグ家親王は露國皇帝の忠言を疎じ常に奥獨國の耳語に従ひ、勃國政府に通告することなく、千九百十三年六月十六日(露曆)勃軍を塞國に向けたり、此の事よりフェルデナンドは同胞たる二同盟國民間に絶壁を築けり、スラヴ全族にとり悲むべき此の日、フェルデナンド王は其の國を亡ぼしたり、然れども獨逸に對しては無上の効を致せり、彼に欺かれたる勃國の頽廢及殆んど戰勝の全結果を失はしめたるブカレスト和議の結果、不幸なる國家に落下せる罰はフェルデナンドの自尊心を損すること大なりき、彼は自己の罪により失ひたるマセドニアの回復を計れるのみならず、又他の巴爾幹諸邦の領土を以て自己の領土を擴張せんとせり、其の結果獨立不羈の國家をして獨逸の勢力下に置くに至れり、露國の社會は本年九月二十四日(露曆)發表せる公報竝に佛英兩國大臣の宣言に就き同盟外交の盡力が悉くフェルデナンドの惡意及其の政府の欺瞞政策に挫折せるを首肯するなるべし。

滿一年同盟諸國は不祥なる勃國民を彼の奴隸とせる獨逸の執拗なる手より

脱せんことを努めたり、勃國は失へる土地を回復し且獨逸の狼藉に對する共同戰爭に参加し以て新しき榮譽を負ふことを得たるなり、勇敢なる塞國は涙を吞んで同國の前に大なる犠牲を捧げ來れり、然るにフェルデナンド王は頑として忠言を容れず、不思議にも土國人及獨國人と同盟し運命を彼に托せる國家を慶福に導くべかりし提議を斥け、塞國及其の同盟國に對し戰を宣せり。約三十年の間コブルグ家親王は露國と勃國との間に立てり、此の間露國は親しき國民の啓發に望を囑することを止めざりき、而して今や勃國が獨逸狡計の犠牲に供せらる、而かも露國は未だ勃國人の史的傳説に忠なる勃國の爲め骨を晒せる露國武士の子孫に手を上ぐるが如きことなからんと希望を失はざりき。

### 七、葡獨開戰に關し千九百十六年三月九日葡國

臨時議會に於ける外務大臣アウグスト・ソワ

### レス氏の演説

歐洲戰爭勃發後間もなき千九百十四年八月七日、政府は議會に於て全員賛同の下に、葡國は如何なる場合に遭遇するも常に其の自由意思を以て締結したる英葡同盟に忠實なるべく、決して之に背反することなかるべきことを宣言したり、其の後同年十一月二十三日政府は又議會に於て英葡同盟維持に對する決意の鞏固なること並に之れが爲めには如何なる犠牲を拂ふも敢て厭ふ所にあらざる旨を滿場歡呼の中に宣言したり、爾後今日に至るまで英葡兩國關係は依然として變ずる所なく、葡國政府は此の間何等逡巡疑懼の念を懷くことなく、公明正大に此の國際的約定を維持し來れり、斯くの如く我政府は該同盟に對し最高の誠意を表示しつゝありたり、而して此の間我同盟國たる英國は我國に對して其の援助共同を要求し來れること無しなり、尤も一時歐洲の戦局は我軍隊の戰爭参加を必要とせし場合なきにあらざりしも、當時急速に阿弗利加に於て我

軍隊の派遣を要する事情の出来せしを以て此の舉に出でざりしも、若し此の事なかりせば必ずや我軍隊は英軍の援助として歐洲戦争に参加したるべし、即ち千九百十四年九月初旬獨逸人の一團東部亞弗利加マシウアを襲撃して掠奪を行ひ且つ其の地方長官を殺戮せり、尙ほ其の後間もなくアングラの一地方に於てもダマラランディア州官憲指揮の下に武装せる常備兵の攻撃を受けたり。

葡國は常に英國との親善を維持せんことに盡瘁し、右に一例として擧げたる英國に加へたる獨逸の暴行に對したる場合のみならず、何れの場合に於ても曾て同盟國たる英國に對する態度を變じたることなし、其の歐洲たると亞弗利加たるを問はず苟も英國が我國に向て同盟國たる義務の履行を要求するに際すれば、直ちに快諾して應ずるの手段を執るべきは、將來も亦過去と同じく變ることなし、歐洲戦争は經濟的災禍殊に食料品の缺乏を當國に齎したり、其の結果殊に下層労働者の生活難日々激甚となれり、而して其の原因は逐日漸進する船舶の不足にあり。

葡國海運業は未だ善く發達し居らざるを以て、外國海運業の補助を待たざる可らざる状態にあり、然るに今世界海運業の現状を一瞥するに、諸國の船舶は或は軍事輸送の爲めに徵發せられ又は潜水艇の爲めに撃沈せられたるもの少なからず、之れを以て船腹の不足は日に益々大なるに至れり、此の時に當り時機を逸せず其の缺を補ひ將に來らんとする災禍を未然に防止するは政府當然の責務なり。

翻て我諸港灣を一瞥するに、數十艘の獨逸船舶避難碇泊せるを以て、此の際之れを利用するは即ち國家喫緊の要に應ずる一手段にして、且つ又國民救済の臨機の處分として何等違法の謗を受くべきものにあらず、加ふるに右の處置は葡國の國內法によりて承認せられたる所なり、然るに葡國に於ける如上の要求は偶々英國の要求と一致するものありたり、如何となれば若し此等船舶にして海運に従事せしむることを得ば、我國情の許す限り英國も亦之を利用することを得ればなり。